

比丘「喪司」  
に今僧堂  
清規を折衷  
して記すと  
せり

口勅修清規  
には「侍眞」  
の次に侍者  
とあり、僧  
堂清規は之  
を誤なりと  
難せり、故  
に今は取ら  
ず

年月日

某寺主喪比丘某甲謹狀

右の文を書き、之を左の可漏子  
(封皮)の中に入るべし

訃告

某堂頭和尚 某寺主喪比丘某甲謹封

【主喪】右に云へる主喪とは法  
縁又は尊宿を請するを古法と  
す、本寺の住持を請する先例少  
からず、又遺命に依り定むるも  
あり、(右の訃報は主喪の人の定

まりたる時發するものなれど  
も、時には遺弟法類等連名にて  
發するもあれば、前に掲げたる  
なり、)

【諸役】主喪定まらば主喪の人  
は別に書記、維那、知客、侍眞  
等の喪司諸役を請し、猶佛事の  
仕方及、其導師たるべき人々の  
とを協議すべし、  
【請主喪法】主喪の人定まりた  
る時、若し別に請する時は其人  
來れる時、大鐘を鳴し衆、門に

勸修清規  
請は首座を  
の佛事を入  
すとあり、爲  
月孤圓の智  
世以下は此  
ひ去り玉  
却つて十方  
の感に應じ  
て化導せら  
るゝと意

迎へ、直に龕前に至り香を焼き  
大衆問訊して散じ、定め席に  
案内し、諸役寮、小師等順次挿  
香展禮するを法とす

二、入龕

入龕の式は、香湯を煎じて潔浴  
剃頭し、新衣清淨にして龕内に  
坐せしめ、寢堂の正位に安じ、  
龕の正面に一圓相を畫きて、前  
の印とし、卓上には、華爐燭等  
を供へて、入龕佛事をなす也、  
即ち鳴鐘衆を集め、兩序立定

の後、喪司の維那導師を請し、  
焼香法語あり献茶湯、山門の維  
那念誦す

切に以れば、善權普く示して  
化跡を人天に分ち、妙體獨り  
存して立機を佛祖に越ゆ、恭  
く惟れば、某大和尚孤圓の智  
月俄に萬水の光を收めて、廣  
大の悲乗却て十方の感に應ず  
瞻顔地無く、披志歸有り、是  
に眞徒を集めて聖號を讚揚す  
仰いて大衆を憑んで念す



面山師は當  
人ともひた  
れども了  
解し兼ね  
故今は假  
導師と云  
り其心へ  
て見らる  
\*也  
若くは大  
又は大夜  
等の文待  
用は新入  
△新入新  
は新入新  
混は新入  
ふ混は新

七、迨夜念誦\*

小參了つて山門の維那、迨夜の念誦を修す、文左の如し  
大衆に白す、某大和尚已に眞寂に歸す、是日已に過ぎぬれば命も亦随つて滅す、少水の魚の如し、斯に何の樂みか有らん、衆等當に勤めて精進して頭燃を救ふが如くすべし但無常を念じて慎んで放逸なると勿れ、恭しく大衆を集めて肅んで龕幃に詣して、萬徳

の洪名を誦持し、爲に覺路を増崇し奉る、大衆を憑んで念す、

大衆十佛名、次に献茶湯、大悲咒の後に向左の如し  
上來念誦し茶(湯)を献じて諷經する功德は新入涅槃某大和尚の爲にし奉り、尊靈を資助し、法位を増崇せんとを  
回向、十方三世云々了つて拜散す、此念誦終りて散じたる後、小師等は導師の處に往きて小參

口金棺云々  
とは釋尊の  
故事を云へ  
るなり

の謝拜をなすべし也

八、起龕

翌日に至り、諸役の者行列の次第を調へ、大鐘百八聲、次に鳴鐘衆を集め、大衆は兩序に立つと常の如し、山門の維那は、先づ起龕の念誦を擧す、此念誦は聲を引かずに、急に讀むと古例なり

金棺既に擧して拘戸の南城を遠り、幢幡空を揺して茶毘の盛禮に赴く、(全身入塔は茶毘

を難提とす)仰いて大衆を憑んで洪名を稱讚し、用て攀違を表す、上覺路を資助して念す、

十佛名、喪司起龕の導師を揖請す、導師焼香、法語、献茶湯、(此時首座は高聲に諸行無常の偈を擧し、衆、之に和して唱ふると三返節を付け、一句づゝ切りて唱ふる也、維那は聖號(十佛名)を唱へ、鼓鉦に連れて出喪す









(五) 兩山師  
 の依りたる  
 とて第七  
 と第八の  
 鈸の是を  
 鈸考ふる  
 要す

對靈小參	念誦	諷經	某日午前	起龜佛事	念誦	出喪	某日午前	奠茶佛事	奠湯佛事	秉炬佛事	念誦	諷經	右伏乞	合山照願	年月日
															堂司比丘某謹白

第四	白幡	白幡	白幡	白幡	白幡	山門維那	第五	白幡	白幡	白幡	白幡	白幡	白幡	第九
	某甲行者	某甲行者	某甲行者	某甲行者	某甲行者	堂司行者		某甲行者	某甲行者	某甲行者	某甲行者	某甲行者	某甲行者	

齒本	洗面器	第十	淨瓶	手巾	第十一	茶壺	湯瓶	第十二	剃刀	砥石	第十三	襪子鞋子	第十四	帽子蒲團	第十五	念珠香台
某行者	某行者		某行者	某行者		某行者	某行者		某行者	某行者		某行者	某行者	某行者	某行者	某行者

五、出喪勝

山門不幸伏	值三本大和尚示寂	乃以三本月某	日午前	出喪行列次第如左	第一	燒香	某甲力生	洒水	某甲首座	散華	某甲藏主	第二	彩幡	某甲上座	彩幡	某甲上座	彩幡	某甲上座	挑燈	某甲上座	挑燈	某甲上座	第三	彩幡	某甲上座	挑燈	某甲上座
-------	----------	--------	-----	----------	----	----	------	----	------	----	------	----	----	------	----	------	----	------	----	------	----	------	----	----	------	----	------



\*靈龜は大抵法縁の者に於て自ら加ふるもよし

第十六	寶印	某行者
第十七	竹篋	某侍者
第十八	主杖	某侍者
第十九	如意	某侍者
第二十	拂子	某侍者
第二十一	法衣	某小師
第二十二	法鉢	某小師
第二十三	提嚢	某上座
第二十四	提嚢	某上座

白幡	某上座
白幡	某上座
白幡	某上座
白幡	某上座
靈牌	某師孫
法蓋	某行者
靈龜*	某小師
靈龜	某小師
靈龜	某上座
法炬	某上座
法炬	某上座
寶子	某上座

\*僧凡夫云々凡愚之類也凡愚之類也凡愚之類也

主喪五侍者	第廿八	大衆檀越尼女等	第廿九	押喪	右具在レ前伏乞	合山照願	年月日

堂司比丘某謹白

四、幡の文  
 (一) 彩幡四流  
 佛無上大涅槃 法圓明常寂照  
 僧凡夫謂ニ之死一寶 外道執爲斷  
 (二) 白幡四流

其四、附言

佛如來證涅槃 法永斷於生死  
 僧若有至心聽 寶常得無上樂  
 (三) 白幡四流  
 佛 諸行無常 法 是生滅法  
 僧 生滅々已 寶 寂滅爲樂  
 一、葬具の文字  
 或派の傳には種々の文字を法具  
 に書くに見えたり、尊宿の葬法  
 には此事無用と覺ゆれども、地  
 方の習慣に依りては必要のとも

▲六方龕の  
文は佛種  
經云々法  
是法住位  
是法住位  
寫書四法  
龕に書きて  
も宜しきな  
り

あるべしと思ひ、左に其文を出  
すことす

【柄杓】碧水東流、慧日西沈  
此水飲者、究竟安樂

【桶並杖】一切有爲法、如夢幼  
泡影、如露亦如電、應作如是  
觀

【四方龕】之は桶と同じと

【六方龕】佛種從緣起、是故說  
一乘、是法住法位、世間相常住  
於道場知己  
【八方龕】寂滅現前、忽然超越

口茶毘式と  
後住の晉山  
式と併せ晉  
て、茶毘語  
山と云ふに  
も、あると  
て、主として  
係、経費の關  
午、前中來  
山、行式を  
後、行茶毘、  
を、行ふ也、  
さ、れど、式  
數、本日を、  
ふ、本日は、  
心、非ず、  
見、非ず、  
に、非ず、  
來、得ば、  
行、正しく、  
塔、日、  
ひ、經、  
何、行、

にせよとの指南あり

【骨桶】如來舍利、在寶塔中、

逝者白骨、同入佛道（又は）

始知衆生、本來成佛、生死涅槃

猶如昨夢（又は）

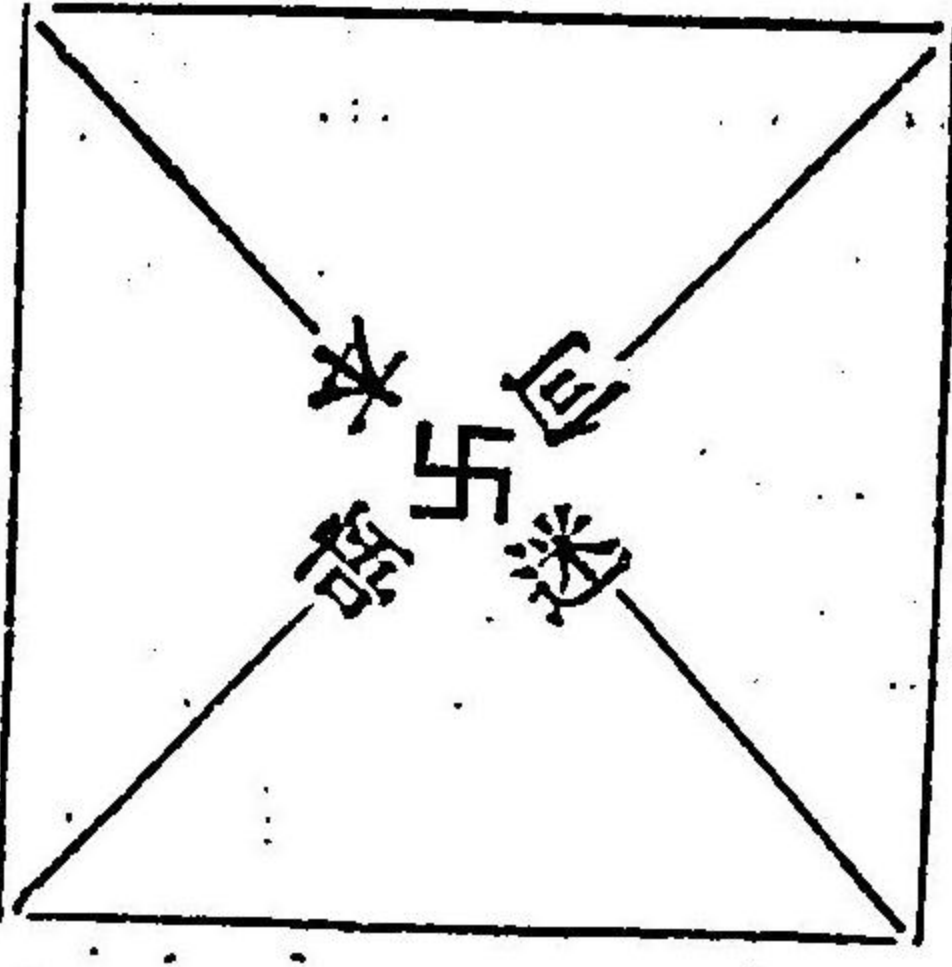
修菩薩行、同入圓寂、平等大智

今將頂禮  
梵字は光明真言を書すべしと  
也

## 二、畧葬法

本編に記述したる所は、古規に  
準じて行ふべきことを示したるも

世出世間、十方圓明、獲二種勝  
一者上合、空所空滅、生滅既滅  
【棺文】出離生死、入住涅槃、  
寂靜無畏、究竟安樂（又は）  
迷故三界城、悟故十方空、本來  
無東西、何處有南北  
【天蓋】左の如し



本來無東西  
何處有南北  
迷故三界城  
悟故十方空  
卍は左文字

のなれども、今日にては、小院  
等にて、此の如く行ひ難きとあ  
り即ち、遷化の後、一たび密葬  
に附し、更に日を定めて「本葬」  
を行ふ如きとあれば、其事情に  
依り種々に省略するともあるべ  
し、但し、入龕、移龕、鎖龕、  
起龕の如きとは、小院にても行  
ひ難きとにあらす、故に可成は  
古規に従ひ修すべきなり、已に  
是等の佛事行ひ得べしとせば、  
所謂密葬の時にも、奠茶、奠湯



\*此永平  
規事翼明  
清得て  
歴生阿  
一往耶  
は南無  
彌佛  
△云七七  
初初  
施を一設  
に齊指是  
るも茶昆  
りも行南  
日あはれ  
其れは混  
な日ばど  
初後ば又  
行日頃  
行初七日

### 六、佛號のこと

葬送の途中にも、「清淨法身」の  
みを唱へて、數回繰返すと多し、  
之も「清淨法身」云々以下佛  
名を唱へよと略して指南しある  
古規の文を誤解したるもの  
て、正しくは十佛名を唱ふべき  
なり、前の幡は縱令、諸種の事  
情ありて略すとも、口に唱ふる  
佛名に事情ある筈なれば、必  
ず、十佛名を唱へて送葬すると  
とすべし、勅修百丈清規には

### 七、追善のこと

「往生咒」を唱へよとあり、今は  
十佛名を唱ふるを可とす、  
尊宿の追善には、迎眞、獻湯、獻  
粥、出班、燒香、送眞等の法要あ  
り、又、月忌等にも種々の例あ  
れば、今は詳説せず、猶、年忌  
等につきては、在家葬法の後に  
作法及び考證を述べたれば、之  
を尊宿及び亡僧にも相當の識見  
を以て取捨し應用して可なり。

口亡僧法  
清規に  
堂主規  
住持規  
僧規  
二規  
三規  
清規に  
住持規  
僧規  
二規  
三規  
清規に  
住持規  
僧規  
二規  
三規  
清規に  
住持規  
僧規  
二規  
三規  
清規に  
住持規  
僧規  
二規  
三規

## 第二、亡僧葬法

【遺言書】若し、亡僧にして、  
延壽堂に居るもの、病重きを見  
ば、看病の僧より維那に告げ、  
遺言書を書かしむべし、文案も  
定まりたるものなけれども、大  
要左の如くすべし  
病僧某、本貫は某州某寺某和  
尚の剃度、某年月日を以て本  
寺に掛搭す、今重病を抱き、  
恐くは風火定らざらんことを、

所有隨身の行履、今公界を煩  
はして抄割（著帳）す、没後  
望ましくは法に依つて津送せよ  
謹んで白す、  
年月日 抱病僧某 謹白  
且つ衣鉢道具等は總て當人に封  
ぜしむるを要す、

【入龕】若し落命せば、看病僧  
と、堂主と、郷人と、諸執事と  
立會ひて、封じある道具を出し、



向なり、若  
生茶湯をば  
上茶湯をば  
を厭じて功徳  
を厭じて功徳  
すべしと回向

●聖節には  
白檀すべし  
ありと指南  
は難提とは  
云ふ

塵勞を謝し、蓮は上品の花を  
開き、佛の一生の記を授け玉  
ふ再び大衆を勞して念す

大衆十方三世同音の  
右了つて「念誦牌」を下し、「送  
亡牌」を掛く、送亡牌の肩には  
出喪の時刻を書くべし

【告報】當日の送喪若し午前な  
らば粥時に、又午後ならば齋時  
に、維那、遍食槌を打ちたる後  
再び鳴槌一下して  
大衆に白す、粥(齋)罷、普

×最後延  
壽堂主に  
規と永平  
規と永平に  
規と永平に

し、用つて攀違を表す、上覺  
路を資助して念す、  
大衆十佛名、了つて出喪なり  
【出喪】順序は左の如し  
一、柄爐 二、酒水 三、散華  
四、維那(手磨の堂行隨ふ)  
五、鳴鼓 六、鳴鈸 七、白幡 四  
八、靈牌 九、靈籠 十、炬子  
(又は鑊子) 法類、郷人等  
【途上】維那は十佛名を擧して  
大衆之に和し、又は讀經して、  
喪場へ赴き、喪場を三匝して中

請して送亡す、守寮直堂を除  
く外、並に當に齊く赴くべし、  
謹んで白す、

鳴槌一下、聖僧前に問訊し、次  
に住持に問訊して、巡堂二匝、  
外堂を経て内堂中央に歸り、問  
訊して出づ、

【擧籠】時差つて鐘を鳴して衆  
を集め、維那擧槌の念誦す  
靈籠を擧して茶毘(掩土)の  
盤禮に赴かんと欲す、仰いで  
大衆を憑んで諸聖の洪名を誦

央に籠を安え、靈牌は卓上に安  
え、柄爐、灑水、散華を其前に  
置き、其他は兩方に分けて立て  
置くべし  
【秉炬】奏樂止みたる時、知事  
の上首、燒香して上茶、次に維  
那、住持を揖して佛事を請し、  
直歳は揖して火把(又は鑊子)  
を進む、(若し奠茶、奠湯ある時  
は、凡て尊宿非法の如くすべ  
し)住持の秉炬(又は下鑊)法語  
終つて、維那左の念誦をなす、









●新物故何某名靈位  
新物元と書  
くもあるべ

口屏風など倒  
屏風など云  
ひて、天地  
を顛倒して  
立つるとあ  
りされど、  
それは風俗  
れば、規  
ずべきにあ  
ら

袋には紐を付け、袋の両端に綿  
ひのけ首に掛くる也、又は經句  
か、禪語を書くも可し、「紙錢六  
枚」を袋の中に入れ、脚絆を著  
けさせ、足袋を穿かせ、鞋を加  
へ、嚮に剃りたる鬚髮及び髪を  
紙に包みて棺に入れ封じて圓相  
を表に書き、棺の蓋に「出離生  
死」等の偈を書く  
【靈堂】一室を淨めて、之を靈  
堂となし、棺を置き、口屏風を後  
に立て、棺を圍み、前に几を

置き、左の通り位牌を認めて  
●新物故何某名靈位  
机の上に置き、香、華、燈等を  
供へて供養す、  
【六地藏】六道能化の菩薩なれ  
ば、六地藏を請す、六地藏とは  
(1) 法性地藏王菩薩  
(2) 陀羅尼地藏王菩薩  
(3) 寶陵地藏王菩薩  
(4) 寶印地藏王菩薩  
(5) 雞兜地藏王菩薩  
(6) 地持藏王菩薩

●布帽子  
又紙に親族  
もはし親族  
等には被ら  
ぬに被らば  
も、なれば  
人敷に合せ  
て、團子も  
×、團子も  
を、一杯は  
を、一杯は  
と、名けて  
ふ、名けて  
あり、一定  
\*せり、一  
親の孝子と  
な、親の時  
な、親の時  
當、此の喪  
て、此の喪  
す、此の喪  
す、此の喪

なり、右の六地藏の尊號を、或  
は一枚の札に書き、又は略して  
南無六道能化地藏願王菩薩  
と書き、道の左側に立て、左右  
に蠟燭六本を點して供養すべし  
【用具】雪柳、炬二本又は木鋏、  
挑燈、手磬、鼓、鉢、湯瓶、爐  
華燭、位牌、布帽子(人数に)  
筵、蠟燭、炭柴(火葬に)等其他人  
足等を調べて依頼し、相當の準  
備をなすべし  
【枕飯】又は枕供と云ふ、地方

に依りては小土鍋にて飯を蒸し  
盡く之を土器に盛り、藁にて  
生菜を束ね、生鹽、生味噌を附  
し之を枕供と云ふもあり、但し  
之は古規にあるに非ず  
【佛事】鎖籠佛事、起籠佛事等  
をなし、化壇に至りて乘炬佛事  
をなす、乘炬の時、維那は孝子  
を引きて住持に向つて拜請し、  
乘炬佛事あり、此等は亡僧と同  
じと知るべし、其他、各地の風  
俗に従ひ、一概に云ふべからず



其はら禮と大と能△も字に各が義所りと文\*みを今にをにれど  
 大非ば記知練な的小のを一異如に願さ書は所願忌を今に似得、其も、  
 のの、のるもら小練はす忌の猶しの方、あ忌を記は、たり、  
 日聖小説べ同ん斂はす忌の猶しの方、あ忌を記は、たり、  
 を日斂なしじ歎の禮るの下、き方、あ忌を記は、たり、

卅三年	廿五年	十七年	十三年	七年忌	二周忌	一周忌	百ケ日	七七日	六七日	五七日
清淨	冷照	大士	慈明	遠波	大祥	小祥	卒哭	大練	檀弘	小練
	頭陀圓		寂語	休廣	休安(三回忌)	邊哭	出苦	脫光	前至	小飯
	本然						幽園	休新	離延	

百年忌 一會  
 【追善】佛家通都の法に依り、  
 香、華、燈、燭、茶、菓、珍膳  
 を備へて供養し、更に種々の經  
 文を讀誦し、回向をなすべし、  
 追善に修すべし法要中には、歎  
 佛會あり、施餓鬼會あり、施齋  
 あり、其他法式の部にある諸種  
 の法要、及び各種の講式を行ふ  
 べし、  
 塔婆を建立して、供養する如き  
 も、追善の法なり

大斂と云ふ  
 なり一回向の文  
 光通達し極り  
 日を用ひ、變  
 更す、み、を  
 口廿五年、七  
 三、五年、七  
 年、行は、七  
 地、方、事、を  
 後、の、記、を  
 見、よ、佛、事、に  
 ●佛事、に種  
 き、て、は、問、を  
 々、の、質、問、を  
 被、り、と、困、り  
 せ、る、と、あ、り  
 さ、る、と、あ、り  
 は、日、本、の、風  
 俗、に、佛、家、の、行  
 方、便、に、も、と、る  
 の、は、な、り、む、と、る  
 の、も、行、が、種

【年忌】百ケ日迄の追善の外に  
 命日、又は忌日と云ひて、入滅  
 の日に追善するとあり、寺院に  
 て、祖師の忌日に讀經回向する  
 と同じ、  
 又年忌は、一周忌、二周忌(普  
 通には三年目なれば三回忌と云  
 ふ)七回忌、十三年、十七年、  
 廿三年、廿七年、(廿一年、廿  
 五年もあり)三十三年、五十年  
 等に追善し、其間の毎年の正當  
 の月の正當の日を、正月命日と

て、追善を營むなり、又、妙經  
 頓寫等と云ひて、供養の爲に經  
 卷を頓寫する法式あり、其法は、  
 後に出世り、猶次章を参照せよ。

其四、在家葬祭雜考

【緒言】近年の葬祭の儀式は、  
 佛家、儒家、日本の古俗等打混  
 じて甚だ一定し難し、故に今の  
 日本に行はる、葬祭の儀に就き  
 ては、古人も數々研究を試みた  
 れども遂に其本據を得難き跡あ











▲宮中儀式  
考等を参照  
して斯く述  
べたるなり

せらる、即ち日本にて佛教の葬儀が、國の規式となりたる、深く注意し置くべきなり、【下炬引導の本據】『増一阿含經』に「爾時に世尊、栴檀香木を以て大愛道の身上に著け、便ち偈を説いて曰く、一切の行は無常なり、生ずる者は必ず死するにあり、生ぜざれば則ち死せず、此の滅を最樂と爲すと、是は釋尊の娘母の大愛道を火葬せる時の様子を云へるものなり

今の下炬、乘鐃の引導法語は之を本據となすべし、又、「七女經」に迦葉佛の時の七女子が、尸陀林に偈を説きて亡者の迷を救ひしとも、其遠據となすべし、歟、兔に角下炬して法語を唱ふるとは、古規にあれば、慎んで前例を攀づべきなり、【浴亡の本據】死體を洗淨するに佛説には無し、これは孝子等と佛説を以て穢體を淨ひ、清服を披せん爲なり、或は云く後分涅

●湯灌、一は字に音讀、一は字に俗語に

口僧體に披せては、衣を披せては、葬に及ばば、洗ふに及ばば、授くるも衣を、授くるも孝子等、たれども孝子等、の志に應ず、る也佛制に、法衣を焼埋、す玉へると禁、知るべし、偶るとは、三流、轉るなり

槃に、如來の金棺は中に香油を注ぎ満つとあるに依つて、此事起れる也と案するに諸律に洗淨の事なし、因て僧分には作すべからず、但し百丈清規に、住持長老に洗淨の事あるは、世禮に順へるなるべし、近世一老宿遺言して、洗浴を止め、穢水を流して地神の怒に觸る、事勿れと誠められたるはさもあるべき事なり、因に云ふ、死體の沐浴を、俗に

湯灌と云ふ、此名不審なり、或は云く之は屍を浴するに付いて、灌頂水を授くる意なるべしと、但之は決定の説とは云ひ難し、更に考ふべきなり、即ち浴亡には本據無し、唯世情に隨はゞ爲すも可なりと心得べし、【剃髪のと】死體の髪を剃るは僧形とするに、これ本人平日の志を遂げしむるなり、假令髪を剃らずとも、剃刀を授け偈を誦し運心すべし、

×經帷子に  
種々の文を  
書く前云  
へりし佛の  
も少くも佛  
に書くも佛  
に之も風俗  
に隨ふし俗

\*此事未だ  
正説を見ず  
眞俗佛事  
網に依り事  
て斯く記載  
すし猶考ふ

【經帷子のと】又は明衣と云ふ  
經衣の事に付きては、經文を  
燒穢する罪あるべきを以て、用  
不の議あり、されど、一往言ふ  
時は實に燒穢の罪あり、再往言  
ふ時は大悲接化門に約せば、強  
ちに泥まらずともよし、隨求陀羅  
尼經に曰く、風、文字を傳へて  
其屍に觸るれば、光、阿鼻を照  
して、劇苦を免るゝとを得と、  
又大寶樓閣經には、若し讀誦し、  
受持し、身上に佩び、衣中に書

さば、決定して不退轉を得ん云  
々とあり、又、不空羂索經に、  
光明眞言加持の土砂を、亡者  
の屍又は墓上に散ずれば、彼の  
亡者若し惡道の中に在れば、光  
明を得、罪報を除き、極樂に往  
生すと説き玉へり、然れば則ち  
經衣は是れ佛の聽許したまふ所  
なりと知るべし  
【靈前に水を供ふ】古人曰く、  
冥道の衆生は、心地乾くものな  
り、故に靈前に水を供へて、其

△法名又は  
證號としは  
用ふるも證  
あり、證號  
とすれば證  
本に當ると  
實は證號と  
あらざれば  
ふも世情に  
の世情に從

乾くを補ふの微意を表したるも  
のなり、法水を以て濕す時は能  
く菩提の芽を生ずと云ふ義より  
棺前及び墓前に水を手向くるな  
りと、

### 其六、法名考

【緒言】法名は、葬儀の時に限  
りたるに非ず、されど、多くは  
此場合に用ふるが故に、茲に、  
法名に關する考を少しく述べお  
くべし、尤も、逆修もありて生

前に法名を授けると多ければ、  
孰れも、其場合に、此章を參照  
し、其身分に應じて安名すべし  
但し、法名は日本に於て種々の  
風儀を生じたれば、古規を引用  
すべきに非ず、僅に、舊慣を陳  
ぬるに過ぎずと知るべし、  
【法名のと】法名とは佛法に入  
りたる人に授くる名なり、戒名  
とは授戒に付きて授くる名なり  
但し佛弟子にして受戒せぬは無  
き筈なれば、法名は即ち戒名な

▲此の節に依りて、  
 蒙る、他諸に依りて、  
 書る、他諸に依りて、  
 せむ、他諸に依りて、  
 記載せりば、同照諸に  
 ×院和は御號  
 所の院は御號  
 \*也の院は御號  
 孫清華とては  
 名門に任ぜては  
 三公に任ぜては  
 柄、即ち源家  
 氏、久藤原  
 廣、藤原  
 氏、藤原  
 氏、藤原  
 寺、三條大  
 大、山院  
 出、諸家  
 等、諸家  
 云、諸家  
 △勝劣とは  
 身分の上は

▲此の節に依りて、  
 蒙る、他諸に依りて、  
 書る、他諸に依りて、  
 せむ、他諸に依りて、  
 記載せりば、同照諸に  
 ×院和は御號  
 所の院は御號  
 \*也の院は御號  
 孫清華とては  
 名門に任ぜては  
 三公に任ぜては  
 柄、即ち源家  
 氏、久藤原  
 廣、藤原  
 氏、藤原  
 氏、藤原  
 寺、三條大  
 大、山院  
 出、諸家  
 等、諸家  
 云、諸家  
 △勝劣とは  
 身分の上は

れども、後世生前未受戒にして、  
 歿後に法名を授くるが多ければ  
 只法名と云うて可なり、  
 【法名の撰び方】法名を授くる  
 に、熟字を撰びて付くる習せな  
 り、熟字とは昔より連用し來れ  
 る言のとなり、必ず熟字を撰ぶ  
 にも及ばぬに似たれども、不熟  
 の字を連用したるは聞えも宜し  
 からぬば、經論祖釋の文より採  
 り授くべし、但し道號と法名等、  
 次第よく整ふべし、或は下より

起りたるにて、不本意の至なり、  
 心ある者の爲べきとならずと、  
 老宿は歎じ居れり、徒に世に滔  
 ふ人あらば、他山の石と聞き置  
 くべし、  
 【院號、院殿號】院號は畏くも  
 天皇御讓位の後、移り住ませ玉  
 ひし御所の名にして、崩御の後  
 某院天皇と稱し奉れるより起り  
 たり或は淳和天皇より始まれり  
 とも云ひ又は宇多上皇が宇多院  
 亭子院と遺詔せられたるにも始

轉ずなどの習ひありと云ふ人あ  
 れども、必しも然らず、因に云  
 ふ淨土宗にて譽號を用ふるもの  
 あり、此譽號は必ず結縁五重以  
 上の人に授くべきものなるに中  
 古以來、無傳の人にも譽號を授  
 くる事あり、之は孝子等父母の  
 歿後、追善の爲に代受して、譽  
 號を亡人に贈りたるが始にて、  
 次いで代受まで及ばず、血脈  
 ばかりを與ふると起り、後々は  
 何の謂はれともなく、授るとの

まるとも云ふ、又攝家、清華等に  
 院號、寺號附きたる靈儀のある  
 は、生前に其寺院を建て、隱栖  
 入道せられたるを以て、歿後の  
 稱となれるなり、法性寺、徳大  
 寺等是なり、又殿の字を加へた  
 るは、足利尊氏より起れり、其  
 所以は、歴代天皇並に太臣に簡  
 別せん爲に殿を添へたるなりと  
 云ふ、されば、只、右簡別の爲  
 に加へられたるを、後世殿の字  
 の有ると無きとを以て、勝劣を

と云ふが如

▲禪紳家は  
武家に同じ  
口鹿苑と  
は今の京都  
の金閣寺と  
となり

●立寺の力  
ある人は大  
祿の伯に又  
は侯伯に古  
のりたるは  
のとなり古  
今とは、財  
くとも、世  
に功ある人  
は、功ある  
寺は、功有  
無形なくも  
立つると考  
其心して考  
ふべし

分つ事となりたるは、武家にて  
の習はしなりと聞けり、又後世  
縉紳家にて殿を添へらるゝ事  
となれり、又武家の内にて、本  
家には殿を加へ、末家には加へ  
ず、或は主人には加へ、陪臣に  
は加へず、又陪臣に院號を許さ  
ぬ等種々あり、是故に院號は佛  
家より起れるに非ず、却つて官  
家より佛門に移れるなり、又案  
ずるに、淳和院、陽成院等は佛  
寺の號に非ず、堀河の院、二條

の院等は地名なると顯著なり、  
法性寺等は佛寺の名なれば、大  
臣等にては開基の寺號を取れる  
なり、足利氏の等持院、鹿苑院  
等亦然り、此の如く往古は必ず  
所建の寺號を取りたるものなり  
しに、後世は只授號の如くなり、  
遂に佛家にて撰ぶととなれるな  
り、又假令、院號を授くるにも、  
寺院建立すべき力ある人ならて  
は、不相應なり、立寺の力ある  
人とは、大祿を帯び、土地を持

×樂天は白  
樂天の東  
東坡は蘇東  
坡のと

◎註維摩一  
ふに出づと云

ちたる侯伯の上にあたり、されば  
元より中人以下に及ぶべきとな  
らず、今時の如く諸士等に至る  
まで院號を付くるは、驕奢の風  
なりと古人は云へり、されど之  
を現代の風習とせば、院號、寺  
號は、寺院を建立する程の有形  
無形の功ある人に授くべきもの  
と心得べきなり、  
【居士號】居士は天竺にて豪富  
ながら官位無き人の稱なり、  
摩居士等是なり、又菩薩行經に

云く財に居し、家に居し、法に  
居し、山に居す等、或は云く、  
漢士にて仕官せぬ人を處士と云  
ふ、家に處る義なり、居士は即  
ち處士なるべし、此案、經說に  
符合せり、されば居士號は有官  
の人を稱すべきにあらず、然る  
を官人に稱するは、樂天居士、  
東坡居士等の例あるに依る歟此  
れ亦凡人に許すべきにあらず、  
又大居士と稱するは、大姉に對  
しての事歟、近世、侯伯の中に

\*文集を見  
て知るべし

△居士號は  
禪宗に非ず  
たるに非ず  
されど、禪  
の始めは授  
けたるより  
禪宗の専有  
の如くなら  
しなり

△大姉と  
は美飾なり  
彼呼ぶは  
て俗女の  
に俗女の  
世におの  
に俗女の  
付に俗女  
人故に俗  
とを有る  
人故に俗  
とを有る  
とを有る  
同字あり  
差別あり  
さ別あり  
の如くあり  
は之れあり  
の如くあり  
な之れあり  
口戒りあり  
即ち三慧は  
初是れ佛  
初是れ佛  
り入はれ  
●●●  
古來下  
に用ひ來  
るに關す

本家に大居士と稱し、末家に大  
を省く等あり、又案ずるに、樂  
天東坡等は自稱と見えたり、是  
れ官人ながら居士と稱するは、  
謙退の意、且は歸佛を標する意  
なるべし、故に方今授號にもあ  
れ、自稱にもあれ、意得あるべ  
き事なり、△  
【大姉號】大姉は『七賢女經』に  
帝釋、賢女を呼んで聖姉と云ふ  
とあり、『碧巖』第六に之を引い  
て聖姉を大姉とす、案ずるに行

事鈔下の善見に曰く婢を喚びて  
も大姉と爲せよと、之は只女人  
を尊稱せよとはあらず、我身  
已に出家すれば、父母兄弟等を  
も優婆塞、優婆夷と稱すべし、  
四姓出家すれば同じ釋迦種子と  
なる故、昔召し使ひたる女たり  
とも、大姉と稱せよとなり、此  
れは俗を導く法に就きて、接對  
の義を示されたるなり、姉とは  
『爾雅』に男子女子の先に生れた  
るを謂つて姉と云ふと云へり、

『谷響集』には、涅槃經の中に、  
佛諸天女を稱して諸姉と云ふと  
あり、太子瑞應經に釋尊因中  
の事を説ける處に菩薩、王家の  
女、瞿夷を呼んで大姉と云ふと  
あり、されば女人の通稱ながら、  
中人以下には稱し難しと知るべ  
し、但し律に云へるは、大の字、  
尊稱にあらず、靈芝の資持記に  
も、唯美飾の稱と釋せられた  
り、△  
【禪定門】禪定門とは禪定門に

入るの人と云ふ事なり、佛家の  
學は戒定慧を出てず、修行の道  
に定散あれども、凡て定門に依  
らずと云ふ事なし、故に教禪顯  
密の論なく、入佛法の人を總て  
禪定門と稱す、天子の御落飾ま  
しましたるを、禪定法皇と稱  
し奉り、攝關の入道したるを、  
禪定殿下と稱したる由なり、武  
將にも某禪門と稱したる人數名  
あり、禪定門は士女に通ず、故  
に具には、禪定門士、禪定門尼

り、今は皇族に限る、  
文の意、  
の字、考ふ  
の變、  
の淨名、  
の維摩經、  
の疏、  
のなり

と云ふべきを、士の字を畧する  
例なり、比丘、比丘尼と云ふが  
如し、  
【尼の字】云く尼は女の梵言な  
り、出家の女に局るに非ず、又  
邦俗尼を「あま」と呼ぶとは、梵  
言何摩尼、此には母と翻すと云  
ひ、又資持記に「總じて阿摩尼  
と云ふ、此に母女と云ふ、姨母  
を呼ぶ稱なり」とあり、即ち、  
佛が大愛道比丘尼を稱したまひ  
し、阿摩尼の轉じたるものなり

尼の字を用ふる時此心すべし、  
【信士、信女】信士、信女は、  
淨名疏に云く、優婆塞、優婆  
夷、此に清信士、清信女と云ふと  
又法苑珠林に云く、清信とは清  
は是れ表裡俱に淨く、垢穢惑累  
皆盡く、信は是れ正を信じて、  
邪を信ぜず、故に清信佛弟子と  
云ふと、優婆塞優婆夷は是五戒  
を受持する男女の稱なり、又近  
事男女と云ふ、比丘、比丘尼に  
親近し承事する男女の義なり、

×正翻は翻、  
翻の上即ち義、  
理の上即ち義、  
味の翻、  
の翻、  
ふの翻、  
\*は、  
女と、  
△あり、  
未嫁の者を

又「婆沙」に云ふ「諸の善法に親  
近修事するが故に近事と名く」  
と、即ち近事は優婆塞、優婆夷  
の正翻なり、清信士女は其義翻  
なり、此等の諸文に依れば、是  
厚信有戒の者に授くべき號なり  
今時、本人の信不、有戒、無戒  
を論ぜず、信士、信女の號を授  
くるは、引導を請ふ親屬等の志  
に應ずるなり、又古來通途は只  
信士信女と號し、其人を選んで  
清信士、清信女の號を授くる例

あり、之も古訓にあらず、時代  
の變遷のみと知るべし、  
【童子、童女、孩兒、孩兒、嬰兒】童  
子、童女、孩兒、孩兒の中、童  
は男女十五歳未滿の稱なると常  
の如し、又律に十八歳童女と云  
とあれども、すべて十五歳未滿  
の稱として可なり、但し七歳以  
上とす、釋氏要覽に七歳より十  
五歳に止めて童子と稱すとあり  
又右に準ずれば、六歳以下なる  
は孩嬰と云ふべし、又世典に、

▲水子の本  
▲未だ考へず

孩嬰は幼稚なり、又始めて生る  
しを嬰と云ふ、又孩とも云ふ、  
又男を孩と云ひ女を嬰と云ふ、  
依つて始生より二三歳までを嬰  
兒、孩兒と號し、四五歳以上を  
童子女と號して可ならん歟、又  
古來胎未だ成らずして流産せる  
を水子と名く、此亦八九月に及  
び、支躰具したらんは、孩嬰と  
云ひて可なり、又律に大童女の  
稱あり、之は年長て未だ嫁せざ  
る者を稱す、大は年長の義なり、

人の位に約るに非ず、貴族の法  
名に大童子女と號するとは異な  
るなり、貴族に大童子女等と稱  
するは、大居士、大姉に準じて  
大を附けたるなり、

其七、追善考

【中陰の事】中陰は又中有と云  
ふ、六道の中にて、受生の處未  
だ定まらぬ者の受くる生なり、  
極善極惡に中有なしとて、六道  
の衆生、其存命の内に善惡の業

口善惡業甚  
だしき者甚  
中有を直に  
して受ける  
其生深く銘  
聖訓に銘  
嚴經に銘  
あり

●これに濕付  
い胎卵に  
化の四生に  
於別あり無  
差別は明師  
詳開くは明  
に中有の各  
の釋中有の  
×新釋とは  
後世の譯な  
り、總稱を舊  
の譯を舊譯  
と總稱を舊  
と別等に新  
譯と別に新

積り、死して行く先きの定まれ  
る者は、命終すれば、直に行き  
て生を受くる故、中有の身を受  
くると無し、若し生前に作りた  
る善業と惡業と等分にして力弱  
く、行先の未だ定まらざる者は、  
中有を受く、其中有の身は、七  
日七日に替るなり、これ「瑜伽」  
「俱舍」等の説なり、又大凡、七  
々日の内に生所定まる故、中有  
の生は七々日に盡ると言へども  
或は業力の弱さに依つて、生る

緣を引かざれば、永く中有に  
在る者もあり、中有の名を釋せ  
ば、「俱舍論」に「死生二有の中  
なる故に」と云へり、此に死し  
彼に生ずる、中間の有と云ふ義  
なり、又中陰と云ふは、中の陰  
と云ふとにて、中とは前の如し、  
陰とは色、受、想、行、識の五  
陰を云ふ、陰、新譯には蘊と翻  
す、「俱舍」の頌に、死生二有の  
中の五蘊を中有と名づく」と云へ  
り、陰の字世に隨ひていと漢





佛の四十九院の機式  
に用ひらるる  
に利の爲り  
便に爲り  
げたり  
と能はず

四十九の餅は斯くて供へらるゝ  
とするも、大餅を家族にて食ふ  
と、未だ古説なし、又は、四十  
九院に象りて供ふるものにて、  
未來の福業を未來の佛に祈願す  
ると云へる説もあり、其起原に  
つきては確説なし、但し前説を  
取るを可となすべき也、  
【四十九院の名稱】若し前の四  
十九院の説を取らば、其名稱を  
知るの要あるべし、左に列記せ  
ん、

恒説華嚴院  
覆護衆生院  
念佛三昧院  
修習慈悲院  
鎮國方等院  
少欲知足院  
地藏十輪院  
精進修行院  
恒修菩薩院  
展明十惡院  
灌頂道場院  
常念說因院  
守護國土院  
般若不斷院  
彼但三昧院  
常念七佛院  
常念常樂院  
多聞天王院  
常念普賢院  
常念不動院  
三說眞實院  
如來密藏院  
說法利他院  
金剛修法院

忌日三十三佛の何れを  
故に配するを  
にどらば一谷を  
集に十一王を  
配すしるを  
解説するを  
列中三佛と  
人をは中古佛  
り、とのひな  
要るなきも  
地なるに  
ふる所な  
が故に  
と者せり  
と能はず

法華三昧院  
求聞持藏院  
彌勒法相院  
金剛吉祥院  
平等忍辱院  
安養淨土院  
檀度利益院  
觀虛空藏院  
唯學傳法院  
理觀藥師院  
供養三寶院  
不二淨名院  
恒念觀音院  
梵釋四王院  
施藥悲田院  
念觀文殊院  
造像圖畫院  
理正天王院  
因明修學院  
招提救護院  
常念總持院  
伴行衆生院  
勞他修福院  
常行如意院

【十三佛と忌日】古來十三佛を  
忌日に配するとあり、其表、左  
の如し、参考の爲に記す  
(忌日) (王) (本地)  
一七日 秦廣王 不動明王  
二七日 初江王 釋迦文佛  
三七日 宗帝王 文殊聖尊  
四七日 五官王 普賢菩薩  
五七日 閻魔王 地藏菩薩  
六七日 變成王 彌勒菩薩  
七七日 太山王 藥師如來

▲三年忌 三年忌  
でに説は終  
経の故に  
れには王名  
次に五佛  
なしは回向  
口と諸佛の  
清規に依り  
りて出せり  
●聖徳太子  
追善法を定  
め玉へると  
諸書相似た  
り四箇の施  
院とは、悲  
田、療病、  
四院なり

百ヶ日 平等王 観音大士  
一周忌 都市王 勢至菩薩  
三年忌 五道轉輪王 阿彌陀佛  
七周忌 阿闍佛  
十三年 大日如來  
卅三年 虚空藏菩薩  
(外に十五佛の傳あり、即ち廿五年に愛染明王、百年忌に寶生佛を配するなり) 【年忌等の追善】七々日以後の追善につきては、佛教には典故少し、されど、古來、多く之を

用ふ、支那にては、儒禮によりて定め、又日本にては、聖徳太子が、死貧、生貧の兩貧を救はんと爲、死貧には年忌追善の法を行はしめ、生貧には四個の施院を建立せられたるなりと云ふ、即ち、聖徳太子は、儒禮を參酌して、追善の法を定められたるならん、又七回忌以後につきては、『地藏本願經』の七七日を初重の累七として、其例に倣ひ七年以後の年回を累七追善と定

×數は七年  
と往の七  
目七の七  
數は七の  
り七の七  
年七の七  
七の七  
七の七  
と七の七  
つ七の七  
善七の七  
り七の七

められたるなりとの説もあり、【七の數】古老の説に依れば、七は、東西南北上下と中央とを盡したるにて、之にて一順するなり、即ち七は一順の終りを示すものなれば、年回も、亦七の數にて定めたるなり、『四十二章經』にも、七たび生るゝとを説かれたれば、之より七年毎の追善は起りたるならんと、【名の七と數の七】然るに、前の説に従へば七回忌の次は、十

四年忌を修め、次には廿一年忌を修すべきに、十三回忌、十七回忌等あるは、七年より數によりて七年目の十三回忌を修し、又、名に依りて、十七回忌を修するなりとの説あり、【年忌概説】以上の諸説あれども、之を概説したる古人の語あれば、左に掲ぐるとすべし曰く年忌追福の事は古來、聖徳太子の御定なりと傳へ承はる、七々日追善は前に出す所の諸經

釋とは佛  
家のとを云  
ふなり

子年支は  
十三年に  
十一週年  
は三週年  
に亡るに  
は如くも  
一を修す  
七を修す  
七を修す  
しを修す  
修す

に依り玉ふなり、而して百箇日  
は儒禮に卒哭と云ふを釋に移し  
玉ふなり、一周忌は儒に小祥と  
て、去年の亡日なれば、追慕の  
祭を作し、三回忌は儒に大祥と  
て祭祀する故、釋に移し玉ふな  
り、又三回忌以後は、三七の數  
を以て期限を立つ、故に七年忌  
あり、又十三年は先支を迎ふと  
て、世を去りたる年支に丁る故  
なり、次に十七年廿三年廿七年  
卅三年何れも三七の數を以て定

めたるなり、三年より卅三年ま  
て七度の忌にて、三七の數を累  
ね盡すを以てなり、三十三年の  
後、三十七、四十三、四十七を  
略し、五十年を修するは、五十  
年の後は大概孫の代となる故、  
猶其の本を忘れず追福せしむる  
なり、又十七年より後、廿三年  
廿七年を畧し、廿五年を再び先  
支を迎ふる年なりとて修するも  
あり、又廿一年を修し、廿三年  
を略するもあり、但し廿一、廿

口體とは合  
點するを  
云ふ、忌日  
禮より出  
たる命日  
佛典より  
なり

五は太子の御定には無きなり、  
或は問うて曰く、追福は年回に  
限るべからず、而るを、たゞ年  
回ばかりにて其外の制無きは何  
ぞや、答へて曰く、追福の本意  
は常恒不斷にあり、禮記に「君  
子終身之喪有り」と云へる如く、  
有志の人は平常少しも怠慢ある  
べからず、されども常人の上に  
ては相續し難く、且齋會の營み  
も調ひ難き故、年忌と云ふ事を  
定め、其時々追慕の心を起し、

懇に修せしめん爲の施設なり、  
たゞ年忌のみにて事足れりと云  
ふにはあらず、宋の謝廷芳が辨  
惑論に云く、祭は數々するを欲  
せず、數々すれば則ち敬せず、  
祭は疏なるを欲せず、疏なれ  
ば則ち怠ると、即ち年忌は古聖、  
不數、不疏の宜きを節して定め  
玉ふ所なり、能々其意を體すべ  
し云々、簡にして要を得たり、  
【忌日、命日】前にも引ける如  
く禮記に「君子終身の喪あり、

◎命過日引の  
導抄に四節で  
導抄の大字は  
小祥と大祥は  
と通じ、大祥  
は逝く、大祥  
なれば、くじ  
なす、くじも  
\*正忌月の  
と、正忌月の  
師の「梵網律  
要解」に「出  
づ」と云ふ上  
「附言」以上  
の外、塔婆、  
石の孟蘭盆  
等に説くは、  
後に

忌日の謂なり」とあり、即ち、  
父母の死せる日を指して云へる  
也、然も、今は總ての人の没し  
たる日に用ふるとなれり、又  
命日とは『灌頂經』に、死亡の  
日を命過日と云ふとあれば、之  
を略して命日と名けしならんと  
の解あり、命過日とは、一期の  
壽命の過ぎたる日を云ふなりと  
ぞ、されば、死亡の日を忌日と  
云ひ、命日と云ふと意義違ふ所  
なきに似たり、されど、尊宿等

には遷化の辰又は示寂の辰等と  
云ふ、即ち、命日忌日と同じ義也  
【正月の事】正月、祥月、征月  
等と云ふ、即ち、其の死亡の月  
の事を云ひ、其月の其日を正月  
命日と俗稱す、祥月、征月は多  
少の義なきに非ざれども、正忌  
の月と云ふを正しとす、されど  
正月の賀すべき文字と紛交する  
が故に、祥、征の文字を用ひた  
るならん、之も古典にあるに非  
ず、地方の習慣に従ふべき也

△今洞の上  
の規にの  
宗僧にあ  
認可を安  
看讀之を  
さて、一  
居の輪を  
り、居れ  
り、居れ  
り、居れ

### 第拾壹編 法式雜纂

#### 第一、結制用諸種法式

【緒言】本編には、以上の法式  
以外に、平素心得置くべき行式  
を集む、以上の諸編に収まらざ  
りし數種の法式及び、古規に見  
えざれども、現時用ふるものを  
も併せて採録す、

#### 其一、法益法

【法益のと】法益とは、佛經祖

録を提唱するにして、法の益  
を、叢林に普及するの義なり、  
故に上堂、小參、其他皆法益な  
らざるなく、別に座を設けて提  
唱するにも及ばざる道理なれど  
も、學人提撕の一法として、此  
事行はるゝと久しく、且、近時、  
益濟世上看讀の必要あるに  
至りたれば、本講、内講等の制

▲他をして  
代講せしむ  
るに於て  
に於て  
すべ

口後にも云  
へる如く  
早参法に  
ふる儀に  
れば上刻  
も定めら  
と定むれ  
●堂に出  
心得と入  
るべしと

◎衆寮の七  
講ならば  
下鐘上し  
は、洞開毎  
を、一句毎  
一字引きて  
一、字引き  
誦む、前記  
り、前記に  
ひ、前記に  
れば、前記  
〔附言〕此  
は永平清規  
の早参法を  
折衷す此を  
大衆共住持  
な、共住持  
早参の儀に  
に代はる法  
に、代はる  
に、代はる  
を、代はる  
定めありと  
さ、定めあり

を説け本講には宗乘、内講には  
餘乘、又は普通の學術をも講ず  
ることなれり、今茲に云ふ法益  
とは、主として宗乘を指す、但  
し、獨り叢林のみならず、法益  
を請ふ儀式は之に依るものと知  
るべし、先徳の言に「昔は提唱  
のみにて講ずることなし、文字  
の講解の如きは叢林の用にあらず、  
但、其宗意を開示せるのみ」と、  
此事深く心得置くを要す、  
【準備】住持早参法益を開允し

各々相對して略坐す、  
【住持入堂】次に方丈前の版三  
下の後、鼓を打つこと五聲、住  
持入筵、時に七下鐘、大衆齊し  
く起立す住持進みて香臺に挾香  
し、却歩して問訊、大衆普同問  
訊す、住持椅に就き坐し畢るを  
見て大衆坐定す、方丈行者二名  
香臺の後を経て、住持の前に到  
り、同時に問訊し、一名は卓子  
を出し、一名は經錄を包袱のま  
し卓上に安じ、復、問訊して自

佛經祖錄を講じて大衆をして各  
自に聽講の經錄を看するを許さ  
ば、法堂若しくは方丈に於て法  
筵を開くべし、法筵は僧堂に準  
じて、四版に位を定め、北廂の  
版頭に椅子又は禮盤を据ゑ、中  
央に香臺を設けて聖僧に擬す、  
【打版】巳の上刻(午前九時頃)  
堂行僧堂前の版長打三下、大衆  
搭袈裟、經錄を袱子に包み、兩  
手を以て捧げて入筵す、  
次に首座寮の版三下、首座入筵、

位に就く  
【開經偈】堂行手磬を鳴すと三  
聲、維那開經偈を擧す、大衆合  
掌して和誦すると三遍にして止  
む、第三遍の始め手磬二聲を聞  
きて、一同經錄を袱子より出し、  
袱子を二つ折りにして、下に敷  
き、經錄を其上に安じて聽講す、  
住持は開經偈の畢るを期として  
講演を始め、庫堂の火版鳴つて  
講を罷む  
【回向出筵】維那普回向す、時

の時以外に修する坐す  
法益を修する坐す  
具を帶して坐す  
三拜するも  
のを知るべ  
し  
\*宣讀清規  
のとは、建  
擧記等に、出  
てたり、法讀  
に三回宣讀  
するを法讀  
すれども、  
今は清規の  
法益ありて  
且つ其旨を  
傳へ居れば  
毎月一回と  
なす、臨濟  
家にて、毎  
祖訓を讀む  
と意を同む  
きと云ふべ  
き歟

△鳴版の法  
は常の殿鐘  
と同じ

▲簽疏の簽  
の字、僉と  
書くと、今  
説あり、今  
急に定むべ  
からざれば  
且斯く爲  
しおけり

に侍者行者は先づ起身して出筵す、二名は住持の前に到つて問訊し、一名は經錄を持し、一名は卓子を却け、復問訊して出筵、他の侍者行者と齊しく併立して住持の出筵を祇候す、普回向了つて大衆起立し深く低頭す、住持椅子を下り香臺前に問訊して出筵、方丈に歸る、次に堂行手磬一聲、首座大衆次第に出筵す、

### 其二、宣讀清規\*

に掛く、齋罷少頃して、寮前の版を鳴すこと三通、大衆袈裟を搭け寮寮に赴き案位に就く、【住持入寮宣讀】住持入寮、聖僧前に問訊す、堂行手磬を鳴らし普同三拜して具上に坐す、住持進んで焼香し位に歸り、亦具上に坐す、直に清規を宣讀す、大衆靜肅に諦聽す、宣讀了つて、堂行復、手磬を鳴らし普同三拜して退く、【行茶】若し茶を設くることあ

【緒言】永平道元禪師建長元年正月十一日「衆寮清規」の撰述ありたる以來、毎月一日、十一日、廿一日の三回寺僧順次に茶菓を設けて讀みたる由にて爾來、曹洞宗には宣讀清規の法あり、今は之を毎月一回と定め、十一日に宣讀することなれり、【準備】客行預め衆寮の聖僧前に、燭燈爐火を準備し、正面に拜席を設け、見臺に「衆寮清規」を安き、宣讀牌を衆寮の前

らば、後の三拜了つて住持南面し、大衆再び著座、茶頭行者先づ盃を行き、次に茶を行く、大衆喫茶、行者盃を收めて後、手磬に隨つて退く、

### 其三、僉疏法\*

【緒言】佛祖忌、其他の法式に疏を用ふる時は、住持自ら之に署名するを法とす、簽疏とは簽は姓名等を書く義なり、元來疏は、一として一定の文案あるに



疏を作し、書記に相見、觸禮一拜して曰く、  
紙を袖にし、書記寮に至つて、  
某の節近日至る、疏語の製作  
を煩はす  
と、之にて書記は疏語を作る、  
若し書記在らずば、書狀侍者に  
依頼し、書狀侍者も在らずば、  
古疏を用ふるなり、若し書記に  
於て製り得ば、書記より草稿を  
住持に示し、添削を乞ひ、了つ  
て自ら堂司に持参し、觸禮一拜  
して度して歸り、維那は之を受

けて疏を書きたるなり、近來の  
疏を一定して固守するは古人に  
恥づべきとなり、序ながら記す、  
【注意】疏を認むる時に、住持  
の署名すべき處を空白置くと勿  
論なれど、書き往く中、忘却す  
るとあり、注意すべし、

其四、入室法。

【準備】多くは方丈に於て行ふ  
とす、先づ「入室牌」を室外の  
東壁に掲げ、佛前の西に、達磨

◎侍者は左  
の肩に拄杖  
を擔ふとあ  
る行者ある  
時は、侍者  
と同時に入  
室すべきに  
勿論とす、  
但し用ひざ  
る多し、  
此焼香す  
も焼香す  
も焼香す  
も焼香す

の像を掛け、几の上には、爐、  
華、燭を設け、中央に曲椽を置  
き、前机の上には、香爐と竹篋  
とを置き、曲椽と机との間に、  
一人だけ往來する程の間を置き  
大衆は次の室に輪立するととし  
住持は、侍者を率ゐて入室し、  
焼香して達磨の像を拜す(侍者  
も右邊に在りて拜するなり)そ  
れより、師家は中机の西より曲  
椽に寄り、侍者は其東に(行者  
ある時行者は西に立つ)侍立し、

机上の竹篋を取つて問答し了つ  
て、師家に度與し、又退いて東  
邊に立侍す、  
【大衆入室】師家は竹篋を接し  
て本則を擧し了り、次に第一位  
より入室す、第一位は、第二位  
の人に問訊して入室すべし、以  
下常に問訊をなすべし、  
前んで達磨前に至り、焼香三拜  
し更に師家の前に進んで坐具を  
抽んで、直に師家の前(曲椽と、  
机との間)を通過せんとす、



▲古來は凡ての垂語を聞き、そのみなりを聞き、今たりたりと斯くもなりたる也

▲「小叢林清規」に併せ、法をも併せ、載せあり、仍つて参り、の爲め畧し、記すのみを摘、口鼓は虞鼓、を侍者の傍、に置き、打つ、者之を打つ

師家は、竹篋を机の上を下して、其の往途を遮り、一々に問答あり師家、竹篋を收めたる時は、學人は、東の方へ透り過ぎて、更に師の前に問訊、觸禮一拜して本位に歸る、次に第二位以下、第一位の如くに順序に進み、最後に侍者問答透關し、師家の前に三拜す、師家は之にて下座す

方の別室に掛け、(二)大衆一同にて拜をなし、(三)更に戶外に出で、立列し侍者一々請して入室せしめ、(四)透關して歸れば第二位に問訊し、(五)師家曲縁を下つて、達磨前に焼香三拜すると、(六)行者時々虞鼓を打つと等の儀式を用ふるあり、【附言】猶「永平小清規」等には祖像を、入つて左の處にあくやうに指南あり、僧堂清規には、全く別室のたと定めあり、又達

●第十二編の入室圖を、の圖式を、参照せよ、其注にも、説明あり

●臨在家語、洞上物に、化導の記、重しき書、と云ふべし、宗具にふべし、と云ふなり

磨の像を、其宗高祖の像となせとの指南もあり、宜きに從ふべ

### 第二、臨時諸種法式

#### 其一、說教道場法

【緒言】禪門には古來說教なるものなし、前に述べたる法益すら、或は古意に反する患ある程なれば在家に對する說教など云ふとは無かりしなり、立樓和尚が、特に「臨在家語」を著した

る如き、殆んど希有のたとせらる、されど、今は說教演説をなす要あり、特に、授戒會にては說戒等をなすに、殆んど、他門に云ふ說教に似たるものあり、故に、說教道場法を定められたるものなり、總て說法をなす時には、此法に依らば可ならん、

×是れは參詣人未だ到  
に者待つ  
の佛五  
佛唱也  
を唱へて  
拜する也  
或は十名  
に戒尺二  
\*戒尺二  
の時に一  
メリン一  
聲を打つ  
あり又も  
最後の開  
偈の初に  
二聲は打  
堂行は一  
千萬劫一  
處にて打  
し經偈の  
開經偈の  
りとも知  
るもあり  
時の宜し  
に從ふし  
き

【特に説教する時】特に説教を修するには豫め、佛前に香華燈燭を辨備し、東側の柱の前に椅子を設け、前卓に花、爐、燭、洒水器戒尺を備ふ、當日時至つて殿鐘三會隨喜衆上殿、普同三拜著坐、維那心經を擧す、衆同しく誦すると三返、又は一返、了つて維那佛名を擧す、衆和して禮拜す、時分を俟つて侍者説教師を請して上殿、行者七下鐘を鳴す、時に維那禮佛を止めて

開經偈を擧す、衆ゆるく和す、且手磬に隨つて著坐、【説教師入堂】説教師入堂上香展具三拜具を收めて椅に就く、殿行は卓を除け、侍者は香臺を卓上に安ず、了つて、戒尺二聲、開經偈を罷む、【懺悔授戒】説教師先づ洒水器を拵じて自淨他濁し了つて戒尺二聲、唱へて云く、善男子善女人等、正法を聽受せんと欲せば、先づ當に懺悔

△懺悔、剃歸戒の文、剃歸度式と畧同じなれども小異あれども更に記す  
▲衆等と云ふを「汝等」又は「汝」だち」と云ふ人もあり「なんだち」は誤りなり

すべし、一儀兩懺ありと雖も、先佛の護持し玉ふところの懺悔の文あり、吾語に隨つて之を唱ふべし  
以下懺悔文一返若くは三返  
已に身口意の三業を懺悔して大清淨なるを得たり、次に佛法僧の三寶に歸依し上るべし、三寶に三種の功德あり、謂ゆる一體三寶、現前三寶、住持三寶是なり、一度歸依する時、諸の功德圓成す、

以下三歸戒文一返又は三返  
歸戒を授與すると此の如し、今より以後、如來至眞等正覺は是れ衆等の大師なり、更に餘の邪魔外道等に歸依せざれば大慈大悲大哀愍故  
畢つて説教なり、説教中に侍者は湯器を卓上に捧ぐべし  
【普回向三拜】説教終れば、説教師椅上に在りて直に普回向を擧す、次に下座、普同三拜して散堂、

口開經偈は  
聞者の心を  
静けに成る  
べく静に成  
る時打す早  
き時は却却  
つて説教の  
者を迷惑の  
を来すもの  
なり●聴者の  
利等は便便  
所等の時便  
を與ふる間  
云ふは是亦  
編者の所驗  
したる所驗  
り此法は、  
◎此法は、  
編者が教を  
實際に非經  
し法益を非  
に法益を非  
依りたる所  
に依りたる  
等

【法要後説教】若し別に法用を  
修し、引き續き説教ならば、殿  
鐘、心經、禮佛を要せず、法用  
罷んで直に開經偈を擧げて、説  
教師椅に就くなり或は法用罷な  
りとも、説教師一旦引きて、更  
に上殿ならば、多少時間あるべ  
きに由り、心經を擧し、幾拜な  
りとも適宜に禮佛し、七下鐘に  
て説教師の上殿を請すべし、爾  
餘は皆本文の通りとす。○  
【次席ある時】自身の外に説教

師ある時は、普回向の代りに、  
開經偈を擧し、大衆之に和する  
中に、徐に椅を下り、佛前に拜  
して、退堂す、次の説教師は同  
じく、七下鐘に伴ひて、開經偈  
中に上殿するなり、但し聴者の  
便利を謀り、次席との間に五分  
以上の時間を置く時は、心經を  
擧するも可なり、時の宜さに隨  
ふ、固執するを要せず、  
◎【法要前の説教】法要ありて、  
其後に頌徳の説教ある時は、法

に非ざれど  
も思ひたり  
ばと思ひたれ  
る也

×河上行持  
軌範に類寫  
法の清規  
小教林清規  
の示しあり  
もこれと要  
さるべき思  
ひなきと省  
略せり

要前に、本日法要修行の由来等  
を述ぶる爲、説教することあり、  
此場合には、懺悔、三歸等を授  
けず、開經偈を擧せしめて、衆  
を集め、教師自身にて三歸依の  
偈(當願衆生等)を唱へ、開經  
偈を訓讀し、戒尺を二聲打ちて、  
直に説教をなすべし、是れ長者  
の授與に讓る法なり、

### 其二、頓寫法

【緒言】經文を頓寫(即ち一氣

に寫し終ることにて、漸寫に對  
す)するとは、古規にも見え、  
日本にても古來より行はる、亡  
者に對する追善の爲には、無上  
の功德ありと稱せらる、されど  
頓寫とは、疾く粗末に書寫すに  
は非ず、一座の間に書きたるを  
云ふなり、昔は法華經の頓寫に  
限りたるやうなれども、今日に  
ては、之に限るに非ず、大乘の  
妙經を頓寫せば差支なし、今其  
作法を略して明せば、左の如し

一古に法華の經を疾書す  
經卷の疾書す  
修唐の或は僧は法  
僧唐の或は僧は法  
謂ふに日或は僧は法  
法藏の日に起るの  
と云々々に起るの  
按ずるに唯今  
法華の圓覺に  
大金剛の餘に  
大乘の經等施の  
主の願樂等施の  
任せし妨げに  
なせし然れに  
どをも法華の  
部を功徳の  
最るとす  
華頓の法藏の  
事法日の

【準備】頃寫法事は前日預め  
經卷及び經木、筆、墨、硯(筆  
墨は新しきを用ふ)等、出僧の  
敷に應じて調度し置き、當日粥  
罷道場を莊嚴し、几案を敷陳し、  
筆墨硯及び經木を配置す  
【寫經】時至つて殿鐘三會僧衆  
上殿座位に排立(前日に座位の  
圖を殿上に出し置くなり)住持  
入堂焼香献茶湯了つて一衆展具  
三拜、著座、  
維那開經偈を擧す、衆和三返、

次に寫經の經目を擧す、  
筆硯備へある位次の衆は合掌し  
て經卷を頂き、開卷寫經に従  
事す、  
又、筆硯なき位次の衆は、合掌  
して經卷を頂き讀誦す、  
(若し開經偈の中に施主親ら硯  
水を行くことあらば僧衆は兩手  
に硯を捧げて敬受すべし)  
寫經の衆中先づ終るものは未了  
者に助援して同時に完了すべし  
【諷經回向】畢つて維那大悲咒

元亨釋書に  
詳なり(行  
持軌範の註  
による)

今古の法華  
高僧の談話  
なり  
▲平家物語  
に平家物語  
師來りて  
唱ふと古來  
よふあり甚  
だ風韻あり  
も病僧念誦  
は病僧念誦  
文規勅修百  
規に他に出  
たり今も出  
清規にて依  
清規にて依

を擧す時に供頭盆袱を擎げて次  
第に經木を收め前卓に安ず(或  
は時々經木を收むるも妨げな  
し)住持進んで焼香經木を至心  
に拈じ香を薫じて供頭に度與す  
供頭佛壇上に備ふ、讀咒了つて  
回向普同三拜散堂、  
【附記】古老の談に、諸侯の法  
事等にて之をなすとあり、其時  
は前日より經木を書き置きて、  
一人に付二三枚の經木を白木と  
なし置き、「頃寫經」と稱する手

本に依り、當日には其二三枚を  
書き、全部を其日に書き上ぐ  
るなり、殊に其道場にては、  
毘法師二名居りて、頃寫の間絶  
えず、琵琶を弾じ居れり云々  
其二、病僧念誦  
【緒言】病僧ありて、疾病三日  
を経ば延壽堂に移りて療養せし  
むるとし、大衆俱に其の病僧  
の爲に祈禱の念誦をなすべし、  
之を「病僧解釋」と云ひ、又は

●本義は、一耕  
●本義は、一耕  
●本義は、一耕  
●本義は、一耕  
●本義は、一耕  
●本義は、一耕  
●本義は、一耕  
●本義は、一耕  
●本義は、一耕  
●本義は、一耕

祈禱念誦と云ふ、誠に貴き作法  
なれば、左に其手續を記さん、  
【準備】延壽堂主は、病僧に勸  
めて、可成、其口と手とを淨め  
しめ、衆寮又は僧堂を道場と定  
め、鐘を鳴らして衆を集むると、  
常の念誦の時の如し、  
【念誦】維那は念誦して曰く  
水澄んで明月現れ、壘到つて  
福田生ず、惟、佛菩提有り、  
是れ眞の歸仗の所なり、今晨  
則ち在病の比丘(某甲)の爲に

多生の冤對を釋き、累生の愆  
尤を懺す、特に至誠を運んで  
仰いて清衆に投じ、深殃を蕩  
滌して、仰いて清衆を遇んで  
念す、  
大衆十佛名、同唱常の如し  
【誦經回向】右了つて、心經  
金剛經、壽量品、普門品等を誦  
す、誦了つて、維那回向に曰  
上來念誦諷經す、唯願はくは、  
某上座、一心清淨にして四

▲放生會の  
▲放生會の  
▲放生會の  
▲放生會の  
▲放生會の  
▲放生會の  
▲放生會の  
▲放生會の  
▲放生會の  
▲放生會の

大輕安、壽命と慧命と延長し  
て、色身と法身と等しく堅固  
ならんことを  
大衆十方三世にて散堂のと、  
【重病不治の時】若し不治の  
模様あらば、更に念誦を修し、  
十佛名を唱へ、次に維那は、舉  
經して大衆同音に誦し、左の回  
向をなすべし  
上來、念誦諷經す、伏して願  
はくは在病比丘某甲、諸緣未  
だ盡さずんば早く輕安を遂げ

大命逃れ難くんば、徑に覺路  
に登らんことを  
十方三世常の如し、斯くて遂に  
起たざるを見れば、亡僧葬法の遺  
書を書かしむべきなり、  
其四、放生會法  
【放生の日時】放生會とは、生  
きたる、魚鳥等の捕はれたるを  
放ちやることにて遠くは「梵網  
經」の説に依り、又、直接には  
「金光明最勝王經」の説に依



此の三、即ち  
 一、此の一、即ち三、縦ならず、  
 横ならず、並ならず、別ならず、  
 不可思議なるを秘密藏と名け、  
 世出世間最尊最貴なる、之を名

生に墮して夙債を酬償す、我今  
 汝が爲に三寶に哀告し護念を求  
 め乞ふ、汝等が輩をして心開意  
 解能く妙義を知らしむ、我當に  
 汝に一體の三寶甚深の妙法を授  
 くべし、所謂三寶とほ佛を名け  
 て覺と曰ふ、法を不覺と名け、  
 僧を和合と名く、此の三、即ち

けて寶と曰ふ、今佛法僧を以て  
 寶と爲すなり、一切の萬法歸趣  
 せざるをなし、故に三歸と名く、  
 理曠遠なりと雖、即ち汝が心  
 怪なれば遠からずして復す、汝  
 等應に深く此の理を信じて而も  
 之に歸向すべし、大衆心を同う  
 して衆生に三歸依の法を授與せ  
 現前異類一切衆生、依大乘經  
 甚深妙義、歸依佛、歸依法、歸  
 依僧、(三遍) 歸依佛竟、歸依法  
 竟、歸依僧竟、(三遍) 今より已

口放生會の  
 起原は金光  
 明出でて王  
 統は長者の  
 因縁は出づ  
 同經に於て  
 詳るは、同  
 經を以て見

往、佛を稱して師と爲し、更に  
 邪魔外道に歸せざれ、惟願くは  
 三寶哀憐憐受、(三遍)  
 【寶勝佛十號】佛子我れ今更に  
 汝が爲に寶勝如來の十號の功德  
 を稱し、汝が爲に慈尊を虔請し  
 方便救護せん、彼の佛の本願若  
 し衆生存つて十方界に於て我名  
 を聞かん者は即ち三十三天に上  
 生するとを得ん、流水長者十千  
 の魚の爲に整の十號を稱す、彼  
 の諸の魚類は即ち天に生ずると

を得、長者成佛して釋迦文と  
 號す、彼の十千の天子威徳熾王  
 を上首と爲す、夙縁の進ぶ所  
 而も光明會上に於て、佛相開  
 示及び其の二子の菩提の記を受  
 るとを聞く、時に諸々の天子重  
 ねて十號を聞いて頓に本心を悟  
 り、深く無生を證し、便ち茲の  
 十號記割を受るとを得、願くは  
 汝今日我が寶勝の十號を稱揚す  
 るを聞き、彼の天子の所證の如  
 く等しくして異有るとなけん、

●十寶勝佛十號  
諸佛以十號稱之  
如來以下十號稱之  
十號併せて十號  
也三德と若  
◎法身と般若  
解脫の因縁  
×十二因縁  
に輪廻する縁  
とを願ひに明  
すをひ生相と  
云を明し之を  
逆に解明して  
之を徑路を脱  
するに相示す  
云ふなりと示

南無過去寶勝如來、應供、正偏  
知、明行足、善逝、世間解、  
無上士、調御丈夫、天人師、佛、  
世尊、(三遍)。  
寶勝如來、常住不滅、願乘本  
願、證我稱名、令此衆生、速得  
道記、(三遍)。  
【十二因縁】諸佛子我今更に汝  
が爲に十二因縁甚深の妙法を説  
かん、願くは三寶の力を承け、  
汝一々に了知せしめん、此の十  
二の法、體是三德大般涅槃なり、

而して汝迷ふが故に翻して三道  
と爲す、三世の因果輪轉して息  
まず、我今汝が爲に先づ十二因  
縁の生相を唱へ、次に十二因縁  
の滅相を唱へん、願くは汝此生  
滅の法當處即ち是不生不滅、當  
處究竟當處清淨、當處自在、一  
究竟一切究竟、一清淨一切清淨、  
一自在一切自在、なりと達し、  
諸佛に同じく大涅槃を證せよ、  
(以下大衆同音)  
所謂無明縁行、行縁識、識縁

\*時禽等  
羽族の  
水禽等  
變禽等  
文禽等  
如前に  
しに云  
へると

名色、名色縁六入、六入縁觸、  
觸縁受、受縁愛、愛縁取、取  
縁有、有縁生、生縁老死、憂  
悲苦惱  
【滅相十二因縁】導師唱へて曰  
く此は是れ因縁の生相なり、再  
び因縁の滅相を聽け、(大衆同  
音)  
所謂無明滅則行滅、行滅則識  
滅、識滅則色滅、名色滅則六  
入滅、六入滅則觸滅、觸滅則  
受滅、受滅則愛滅、愛滅則取

滅、取滅則有滅、有滅則生滅、  
生滅則老死憂悲苦惱滅、  
汝等水族異類の衆生、我今大乘  
經甚深の妙義に依つて汝に三歸  
十號十二因縁を授けると已に畢  
んぬ、復汝無始業障深重にし  
て畜生に墮在することを念ず今則  
ち汝が爲に三寶の前に對し衆愆  
を發露し求哀懺悔せん、願くは  
汝が罪業一念に消除し便ち天に  
生ずるを得、佛に近いて受記  
せられん。



釋迦牟尼佛の御説く所の法に、  
 諸佛の御説く所の法に、  
 一切の衆生が、  
 皆て此の法を信じて、  
 行きて、  
 解脱の道に入るべし。

▲ 十戒云々  
 ▲ 殺盗淫妄  
 ▲ 飲酒食肉  
 ▲ 誹謗佛經  
 ▲ 傲慢心持  
 ▲ 邪見等類  
 ▲ 貪著財物  
 ▲ 嗔恚心起  
 ▲ 愚癡無知  
 ▲ 煩惱障重  
 ▲ 信解不深  
 ▲ 修行不力  
 ▲ 功徳未成  
 ▲ 善業少造  
 ▲ 惡業多積  
 ▲ 壽命短促  
 ▲ 苦惱頻生  
 ▲ 煩惱難除  
 ▲ 菩提遠隔  
 ▲ 涅槃難證

經を説き玉はんに、彼の法會に於て再び此の法を聞き、心無生を悟り、面たり佛記を承け、威徳熾玉の如く等しくして、異有るとなし、冀くは放生の弟子某甲、今日從り去つて菩提の行願念々に増明にして、苦の衆生を救ふと常に巴蕉の如くし、是の因縁を以て愛養に坐ずるを得、講佛、及び諸々の聖衆を見、早く無生を證し、身を塵刹に分け、廣く有情を度し、同じく正覺を成せしむ。

現前永族飛騰異類等、至心懺悔、自從無始、不悔本心、輪迴生死、於諸有中、內無慧眼、外近惡人、開放逸門、造生死業、殺、盜、邪淫、妄言、綺語、兩舌、惡罵、貪、邪見、自作教化、讚嘆、隨喜、四十種惡、念々相應、未曾暫捨、乃至出佛身血、破和合僧、殺阿羅漢、殺害父母、及以二師、謗方等經、僞僧祇物、自破淨戒、汗佗梵行、半祥欺誑、以偽爲眞、飲酒昏迷、犯諸過失、傷害

其五、開眼法  
 一、諸言、佛像、殿堂、塔婆、位牌、逆修石塔、逆修位牌の所に  
 龍も妙なり、  
 放生の文を唱へ終りて、又、酒水をなすもあり、其より、放生されざるべき淨處に於て、放生す、若し、施主等も、志あらば穢跡眞言を唱へ、寶勝如來の十號を唱へて、放生せば、尤も妙なり。

衆生、充己飲食、作無量罪、結無量冤、致令此身、輪迴三有、今歸畜生、酬債宿債、從苦人苦、無解脫期、今遇比丘、說大乘法、無邊重罪、如佛世尊所見所知、今皆懺悔、願罪消滅除、願罪消滅。  
 【結願文】惟願くば放生已後汝等網捕に逢はず、其天年盡し、命終の後、寶勝佛の本願方を承くるが故に、切利天に生じて、天の快樂を受け、諸佛出世して方等

他は諸家にも、  
の法を種々、  
公の用ひて居、  
様に用ひ居、  
止むるに、  
家の傳へ、  
ふるに、  
但し、  
得ず、  
口傳等、  
案を多し、  
さるも、  
く、  
る、  
蛇足、  
た、  
●、  
天

成りたる時、  
法を行ふ、  
るなし、  
於ては、  
禪門には、  
なり、  
る修法の一分を取捨して之を行  
ふの参考に供せん  
【準備】佛前に、華爐燭等を辨  
備し、新しさ硯に新墨にて墨を  
すり、新しさ筆を備へて、通都  
の通り、住持上殿、

三拜等常の如く、住持左の文を  
陳白す、  
【陳白文】謹んで三世十方一切  
常住三寶に白して言く、方に  
今何國何郡何町村何寺院に於  
て、信心の施主何某、新に佛像  
（又は塔等）を造立し、開眼供養  
の儀則を設け、大乘の妙典を誦  
す、  
夫れ惟れば、幻化の境界は轉變  
を免れず、泡沫の五蘊は終に是  
れ無常なり、是故に、金口の誠

樂集に依  
り、  
加へ、  
唱ふ、  
諸佛を勸請  
す、  
諸佛に、  
り、  
世に、  
同に、  
す、  
し、  
へ、  
×、  
は、  
清、  
白、  
複、  
捨、  
多、  
を、

言を仰ぎ、  
謂ひつべし、  
ず、  
佛言はく、  
一見蘇都婆  
何況造立者  
と、  
には、  
來には、  
至法界平等普潤せんことを、  
【作法】其より佛前に進み、筆  
に墨を含ませて、一圓相を打し

佛の十號を唱ふべし、  
【佛名】維那は此時、「仰いて大  
衆を憑んで念す」と云ひて、大  
衆同音に十佛名を唱ふ、  
【誦經回向】其より適宜の經を  
讀誦して、維那回向に曰く、  
佛身は法界に充滿し、普く一  
切群生の前に現す、縁に隨ひ、  
感に赴いて周からずと云ふと  
靡し、而も常に此菩提座に處  
す、仰ぎ冀は、眞慈俯して照鑑  
を垂れたまへ、上來、  
□□開



●今假に持  
佛堂と云ふ  
或は俗の床  
の間に向つ  
てたすもあ  
り、祀像も  
よし、編者  
の口授に依  
るは、上長  
は、誼は上  
下書に由又  
以て下書者  
對するの者  
寺名をとる  
を連ぬるも  
あり、南九  
を和南とす  
るも、あり  
のともあり  
×此圖は天  
台宗の安樂  
集に、出づ  
るなり、光  
眞言に記す

【三拜】主人の退くを見て、客は展坐具の用意をなし、主人と同時に展坐具して待佛堂に向つて三拜す、

【相見】三拜了つて、坐具を疊み、前に坐具を置き、對座して相見、語話すべし、

【拜表法】舊慣に依れば、拜表は、座元までは白紙を用ひ、轉衣以上は赤唐紙を用ひ、

謹上問候 ○○寺 ○○九拜

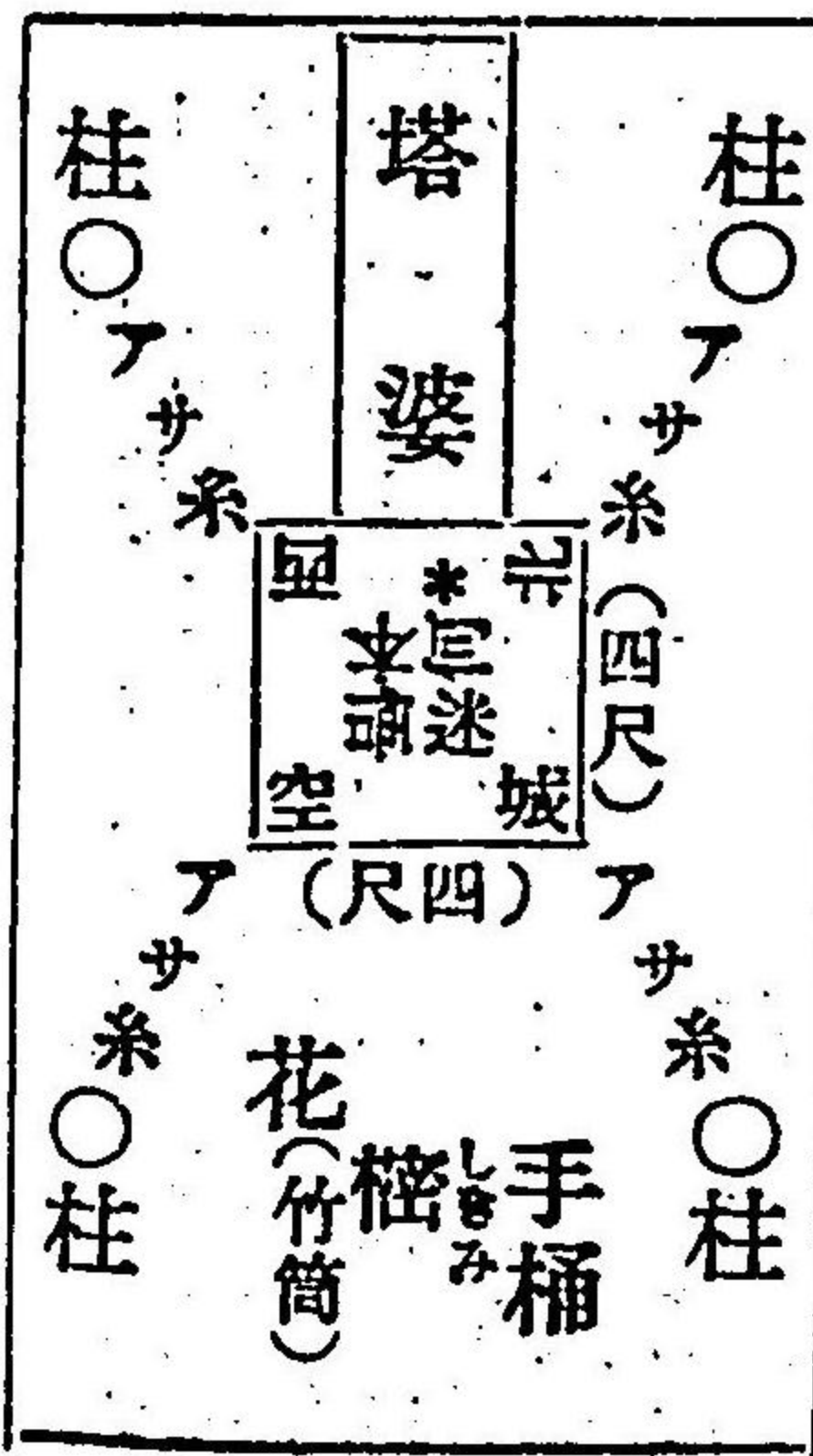
●今假に持  
佛堂と云ふ  
或は俗の床  
の間に向つ  
てたすもあ  
り、祀像も  
よし、編者  
の口授に依  
るは、上長  
は、誼は上  
下書に由又  
以て下書者  
對するの者  
寺名をとる  
を連ぬるも  
あり、南九  
を和南とす  
るも、あり  
のともあり  
×此圖は天  
台宗の安樂  
集に、出づ  
るなり、光  
眞言に記す

下に穴を掘り、手桶に淨水を入  
れあき、誰にても七度ほど散花  
水向け、誦咒讀經す、他宗(天台  
より云ふ)にては、往還の際、又  
は小川、小堀などの所を求めて  
之を催し、天台宗にては、廟所  
生垣の邊、少しく人通りある所  
にて之を修する也(以上安樂集によ  
る)又眞言宗にては、次の如く  
之を解釋しあり、流灌頂、又  
流灌、灌頂とも名く、幡を水に  
流して法界に廻向するなり、此

と書くを通常とす、其他種々の書さ方あり、舊規にあるに非ず故に詳説せず、

其七、流灌頂

宗門には、流灌頂なるものなし、されど、地方の習慣には、此事あり、今之を略記せん、



法は、高野山宥快の灌頂經に依りて案出したる所なりと云ふ、今は塔婆を水邊に立て、之に幡を懸け水に沐せしむ、此水の大海に周遍するが故に無縁の亡者も其功德に會するを得となすものにて、多くは水死亡者の廻向、魚類供養に行ふも、難産にて死せし婦人の血を滌ぎ淨むるとて又此法を行ふ云々、

其八、放水燈



例其他ありにも此  
 其に限るも此  
 と妙心寺の  
 は云々ある  
 云々ある  
 四派祖師

赴粥きしやく  
 粥罷普請しゆくばふしん  
 早晨坐禪さうしんざぜん  
 早參法益さうさんはふやく  
 竈公諷經かうこうぶきん  
 日中諷經にちちゆうぶきん  
 午時行鉢ごじぎやうはつ  
 齋罷看讀さいばくわんどく  
 齋罷法益さいばはふやく  
 晚課諷經ばんくわふきん  
 藥石喫湯やくせきいつとう

參禪さんぜん

獻粥けんしゆく  
 (獻飯けんはん)

午課金剛經半卷、大悲咒

晚課ばんくわ法華經三十分の一、心經、尊勝陀羅尼、光明眞言、隨求陀羅尼、八句陀羅尼、不動眞言、理趣神咒、回向  
 唱佛祖名號至る  
しやうぶつなまがらびんぼふより其嗣法の節に

龜鑑讀誦きかんどくしゆ 瀧山警策、永明垂誡、百丈坐禪儀、龍門三自省、大慧顯文、中峯座右銘、幻住庵十哲等  
 坐禪ざぜん

其二、月分行持表

軌範上行持  
 軌範上行持  
 小叢林清  
 將一應云  
 注とするを  
 要するを  
 普庵和  
 尚の和  
 洞上の和  
 外行清和  
 へず持に  
 解説あり  
 見よあ  
 見よあ

一日いちじつ 祝聖諷經しゆくしんぶきん 鎮守諷經ちんじゆぶきん 課罷小參くわばせうさん  
 巡堂行茶じゆんだうぎや 本尊上供ほんぞんじやうぐ  
 二日にじつ  
 三日さんじつ 晡時僧堂念誦ひじしやうだうねんじゆ  
 四日よっぴ 淨髮じやうはつ 開浴かいよく 晡時達磨獻湯ひじだるまけんたう  
 五日ごじつ 韋駄天諷經わいだてんぶきん 達磨獻供だるまけんぐ  
 六日ろくにじつ  
 七日しちじつ  
 祝聖開山諷經しゆくしんかいさんぶきん  
 土地堂諷經どちだうぶきん  
 祖師堂諷經そしだうぶきん  
 火德諷經くわとくぶきん  
 韋將軍諷經わしやうぐんぶきん  
 普庵諷經ふあんぶきん  
 鎮守諷經ちんじゆぶきん  
 (晚)







るに東掛都り方よのの△せ照載月への洞と結てし夏は△  
 也掛西け合書のり方上普りのしの濟當上の洞す夏はす五洞  
 けにに二きは、の來回、便て分の家日のの五故す、す月上  
 更此る枚初左東は向に、をののの五月に、に、に、に、に、に、  
 ふ日ををめよの右西牌 供對記四下月、に、に、に、に、に、に、

七月 六月

- 二日 入寺式 請首座法  
はいる しよづちやうにん
- 十二日 疏勝調認 僉疏式  
しよはうちやうにん せんしよしき
- 十三日 請楞嚴頭法 啓建楞嚴會  
けいけんれうごんえ
- 十四日 土地堂念誦 僧堂特爲湯  
そうだうとくゐ たう
- 十五日 人事行禮 住持巡察 戒臘圓  
にんじやうれい ぢうぢいけんれう かいらうまん  
きやうはいしゆくちやうじやうだう そうだうとくゐ
- 十六日 羅漢講式 本則茶  
ほんそくちや
- 十七日 祝茶 法問  
はふもん
- 一日 僧堂換簾  
じつせうだうくわんれん
- 一日 結制半夏  
じつけつせいはんげ

普回向牌東西交換

十八日 觀音懺法  
かんのおんせんばふ  
 若 茶禮 善月大般  
じやくぜんばんあびん ぜんげつたいはん  
 上堂(又は垂示)  
じやうだうまたすゐし  
 禺中結夏 方丈  
じやうちうけつげ ぱうぢやう  
 禺中解夏 方丈茶禮  
じやうちうげけ ぱうぢやうちやれい

なとしし行に月にもす勿毎も口  
 り定て、ふ施十初七、論夕一洞  
 めは軌寺飯五め月但な行日上  
 ある八範院鬼日、一しりふ以に  
 る月と多を頃七、日今とと後て

九月

- 二日 淋汗開浴  
かりんかいかいよく
- 二十日 諸堂洒薦  
しよだうしやせん
- 一日 晚課施餓鬼  
ばんかゐせがき
- 九日 行履調査  
かうりてうさ
- 十日 圓鏡調印式  
えんきやうてういんしき
- 十二日 僉疏式  
けんしよしき
- 十三日 楞嚴會滿散 墳墓諷經  
れうごんえまんさん ぶんぼおびんぎん
- 十四日 僉疏式 土地堂諷經  
けんしよしき だうだうおびんぎん
- 十五日 人事行禮 孟蘭盆會  
にんじんじやうれい ぼうらんぼんえ
- 十六日 衆僧送行 開二日過  
しゆしゆそうせんあん かいにんぐわ
- 十六日  
にち
- 十八日  
にち

一日より十四日まで  
いちじつよりしよじふか  
 毎晩小施食法  
まいばんせうせじきほふ  
 解夏前晚諷經  
げけぜんばんおびんぎん  
 禺中解夏 方丈茶禮  
じやうちうげけ ぱうぢやうちやれい  
 晚間孟蘭盆會  
ばんかんぼうらんぼんえ  
 掛搭 起單 定二僧  
かたがた きてたん ぢやうにそう

善月祈禱般若  
ぜんげつたうはんびや  
 觀音懺法  
くわんのんせんばふ

●元節古來は節廣く天は長  
 節等廣く天は長は行  
 為小規に定ありな清し  
 規に規に定ありな清し  
 かりに規に定ありな清し  
 洞上りし家之にありな清し  
 之て濟に家之にありな清し  
 非ずなきに作はにありな清し  
 意の非ずなきに作はにありな清し

●斷臂報恩  
 のとは法式  
 考證第三二  
 を見よ

十月

- 廿八日 兩祖宿忌 迎眞諷經 特  
 爲湯諷經 僉疏式
- 廿九日 兩祖獻粥諷經 出班燒香特爲茶  
 送眞諷經
- 一日 僧堂換簾
- 四日 達磨忌僉疏式 迎眞諷經  
 獻湯諷經 出班燒香
- 五日 獻粥諷經 出班燒香  
 送眞諷經
- 十一月 一日 閉旦過 戒臘簿調認 開爐  
 日入寺式請首座法  
 日天長節 祝聖

法式總て四月に同じ

達磨宿忌  
 獻粥半齋

- 十二日 湯勝念誦調認
- 十三日 衆寮諷經
- 十四日 土地堂念誦 僧堂特爲湯
- 十五日 人事行禮 住持巡察  
 戒臘圓鏡牌 祝茶 上堂  
 僧堂特爲茶
- 十六日 羅漢講式 本則茶
- 十七日 祝茶 法問
- 十二月 七日 成道會準備 徹夜坐禪  
 八日 獻粥諷經 出班燒香  
 九日 斷臂報恩 徹夜坐禪  
 十日 獻粥諷經 獻供諷經

佛成道會  
 (妙心寺にては十一日に關  
 山の宿忌を十二日に獻粥半  
 齋を行ふ)

●古來の施餓  
上にて修した  
除を夜あり  
鬼を天看り  
又龍もあ  
の制もな  
たるもな  
どともな  
すともな  
×宗と今  
定めては  
の都合に  
ひ都合に  
制一行は  
むるは  
り今其  
瑛を録す  
知るべき  
しとる

●古來の施餓  
上にて修した  
除を夜あり  
鬼を天看り  
又龍もあ  
の制もな  
たるもな  
どともな  
すともな  
×宗と今  
定めては  
の都合に  
ひ都合に  
制一行は  
むるは  
り今其  
瑛を録す  
知るべき  
しとる

十三日煤掃

廿八日

卅一日土地堂念誦

●備考

夏の結制は、四月に始まりて七月に終り、冬の結制は、十月に始まりて明年一月に終ると古來の定めなり、今日にては、五月に始まりて八月に終り、十一月に始まりて二月に終るを通則とす、之は目下洞濟兩家の慣例の如し、本表に拘泥すべからず

第二、諸圖式

【緒言】以上諸編に述べたる諸種の法式の中、特に圖を以て示

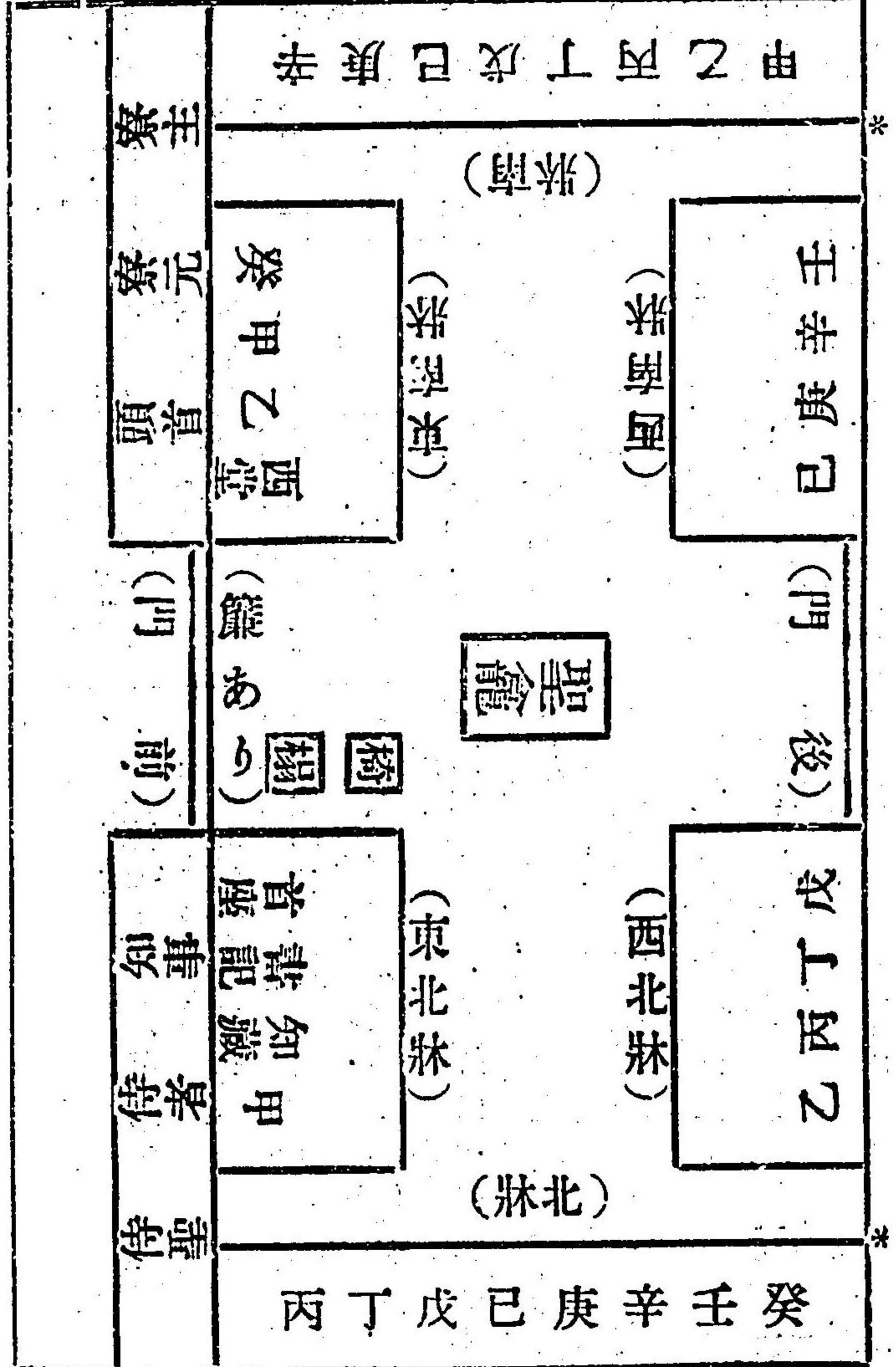
さざれば、其要を得難きもの少からず、仍て、略して、其圖を

(冬至諷經あり)  
歲末祈禱般若  
除夜諷經

示すとせり、但、各寺院には、堂宇の大小あり、又僧堂の如きも、僧堂と禪堂との差別もありて、之を一括すると甚だ困難を覺ゆ、されど全く之を掲げざるは不親切の極なるを思ひ、各清規を涉獵して可成統一せらるべきものを、選び之を掲載し、一々出所を附するとせり、而して、中單のある僧堂と、中單のなき僧堂との關係の如きは、其住持たり、役寮たる者が、舊慣を調

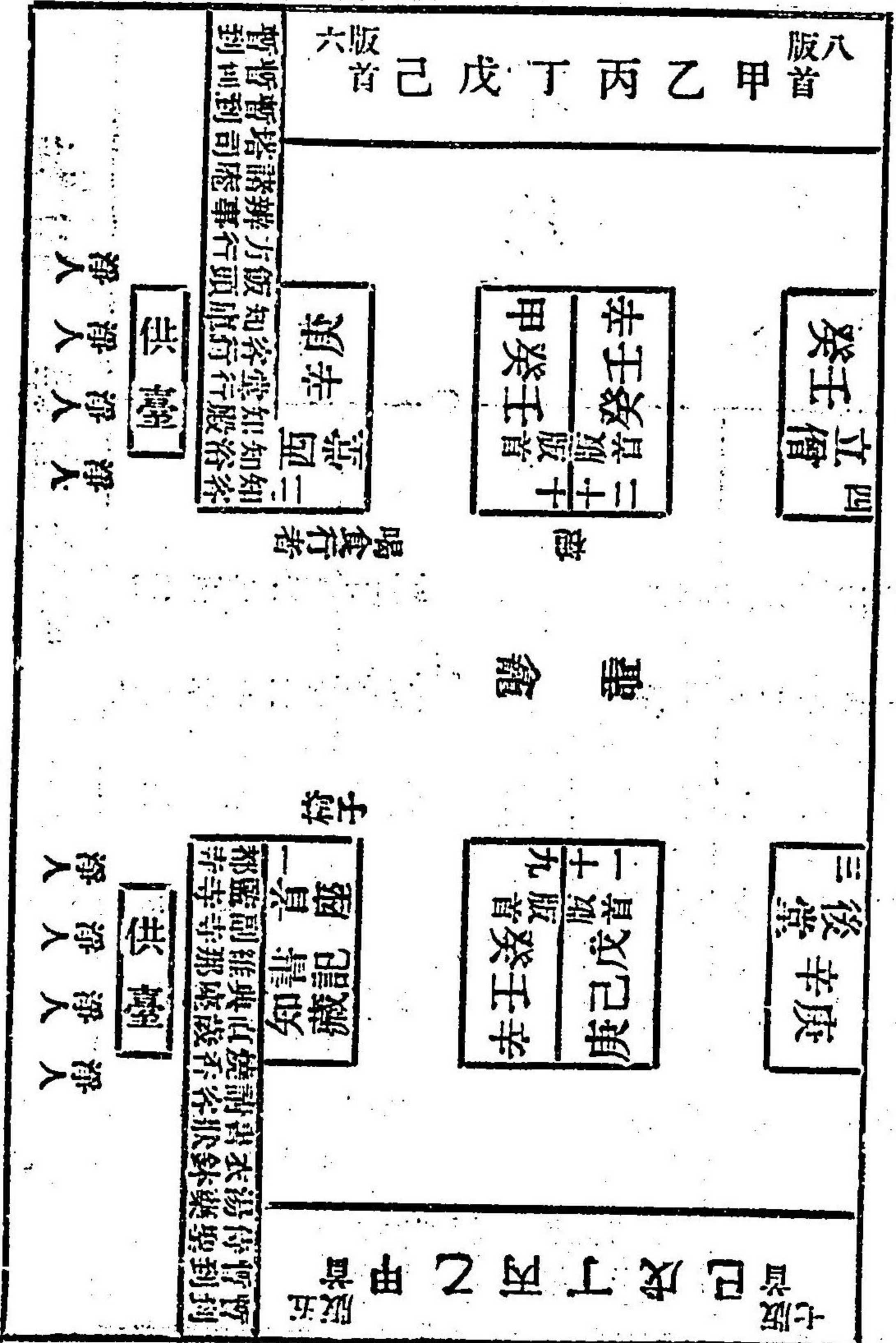
査して之を定むべく、楞嚴會圖、課誦位等も、大衆の多少に應じて適宜位置を定むべきなり、差定書さの如きも、其一例に過ぎず、運用は宗師に一任せん、因に云ふ以下の圖は可成諸清規に従ひ、入口を下に向け、佛位祖位を上に向けて現さんとしたるも、紙面の都合により、或は縦に或は横に置きたり、仍て一々其方角(東西南北)を示し置きたれば其心にて見らるべし

▲北版の座東  
 北版の座東  
 北版の座東  
 北版の座東  
 北版の座東  
 北版の座東  
 北版の座東  
 北版の座東  
 北版の座東  
 北版の座東  
 北版の座東



其一 僧堂被位畧圖

此は鉢位の出入行  
 持たれたるものに  
 にて軌をのりて  
 はてはるに同し  
 規を更なるに同  
 て作製し酌し  
 とも云へなかり  
 同書に納りたり  
 は同被に納り  
 鉢位と被位と  
 同しとを掲げ  
 位同しとを掲げ

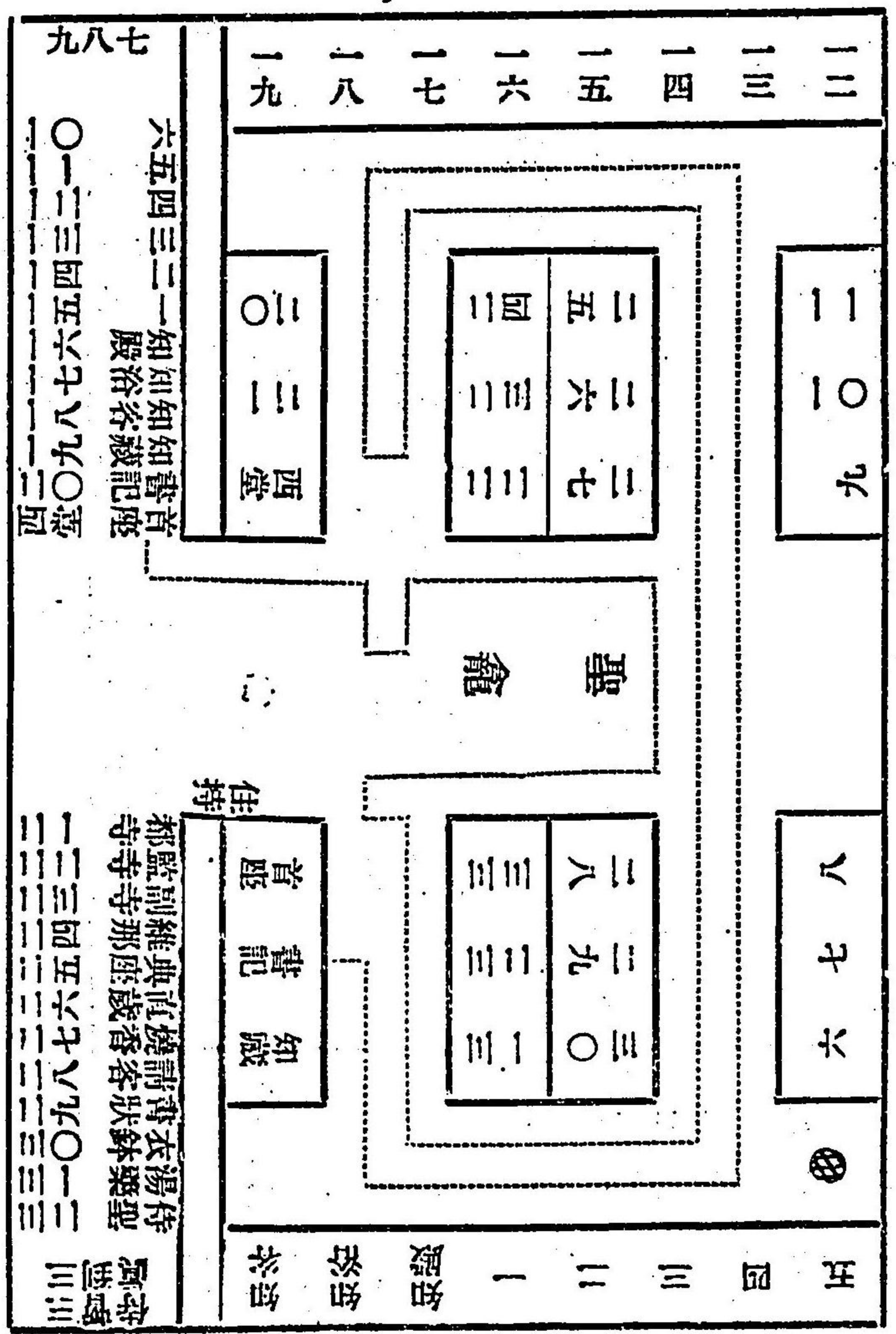


其二 僧堂鉢位圖



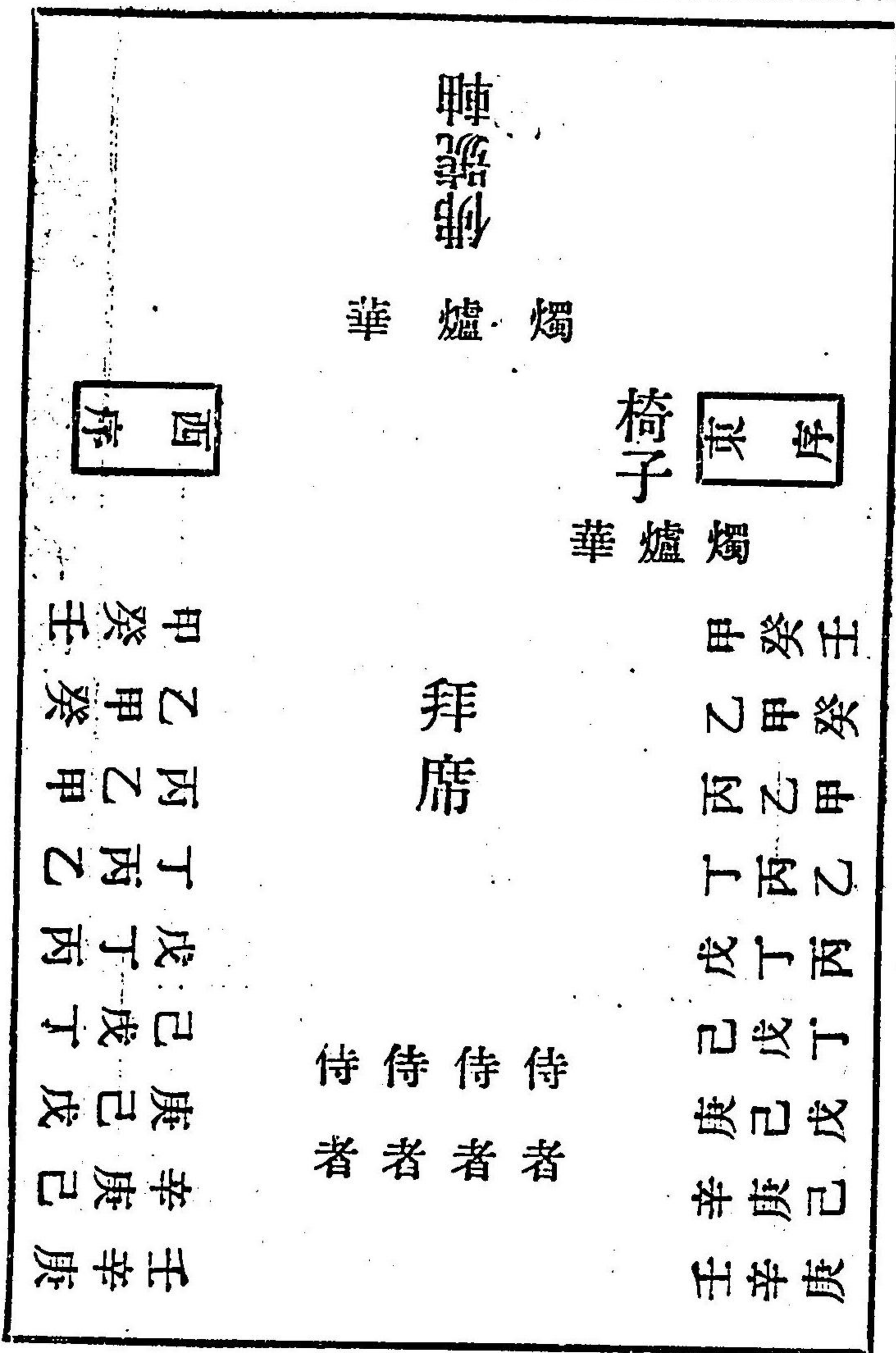
本行案二名豫を版な持圖  
 行案二名豫を版な持圖  
 案二名豫を版な持圖  
 名二名豫を版な持圖  
 豫を版な持圖  
 版な持圖  
 な持圖  
 持圖  
 圖

其六 念誦巡堂圖



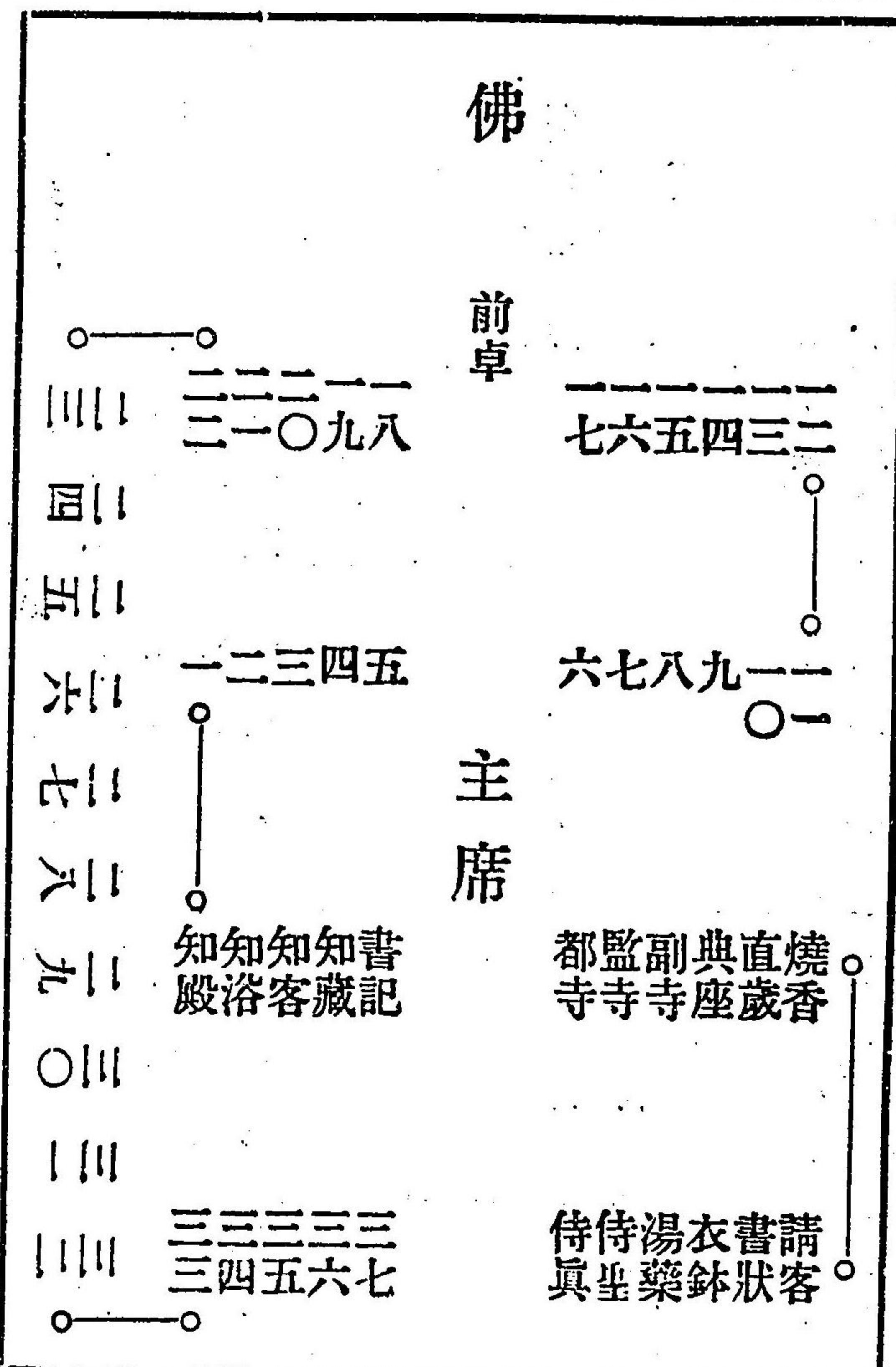
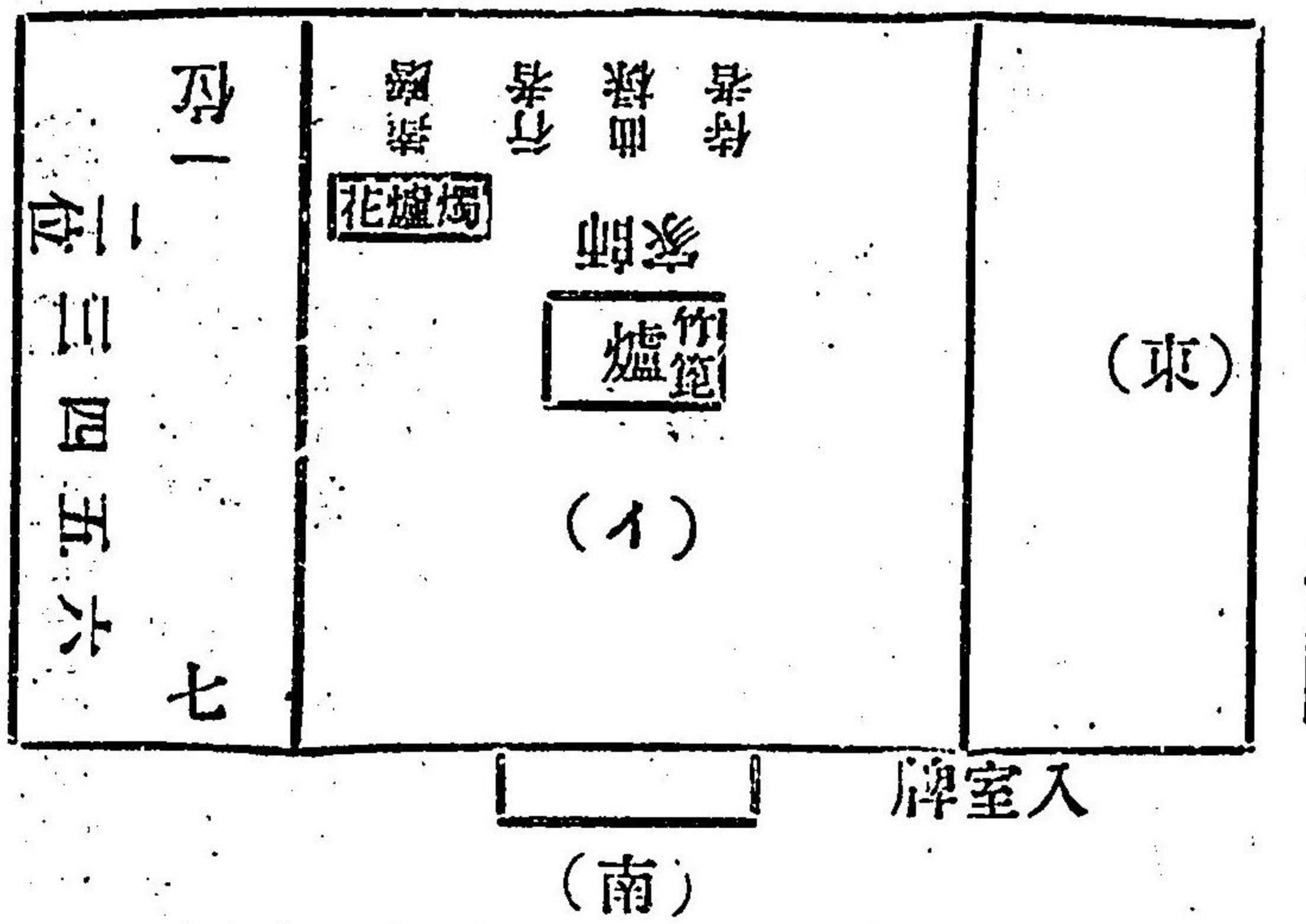
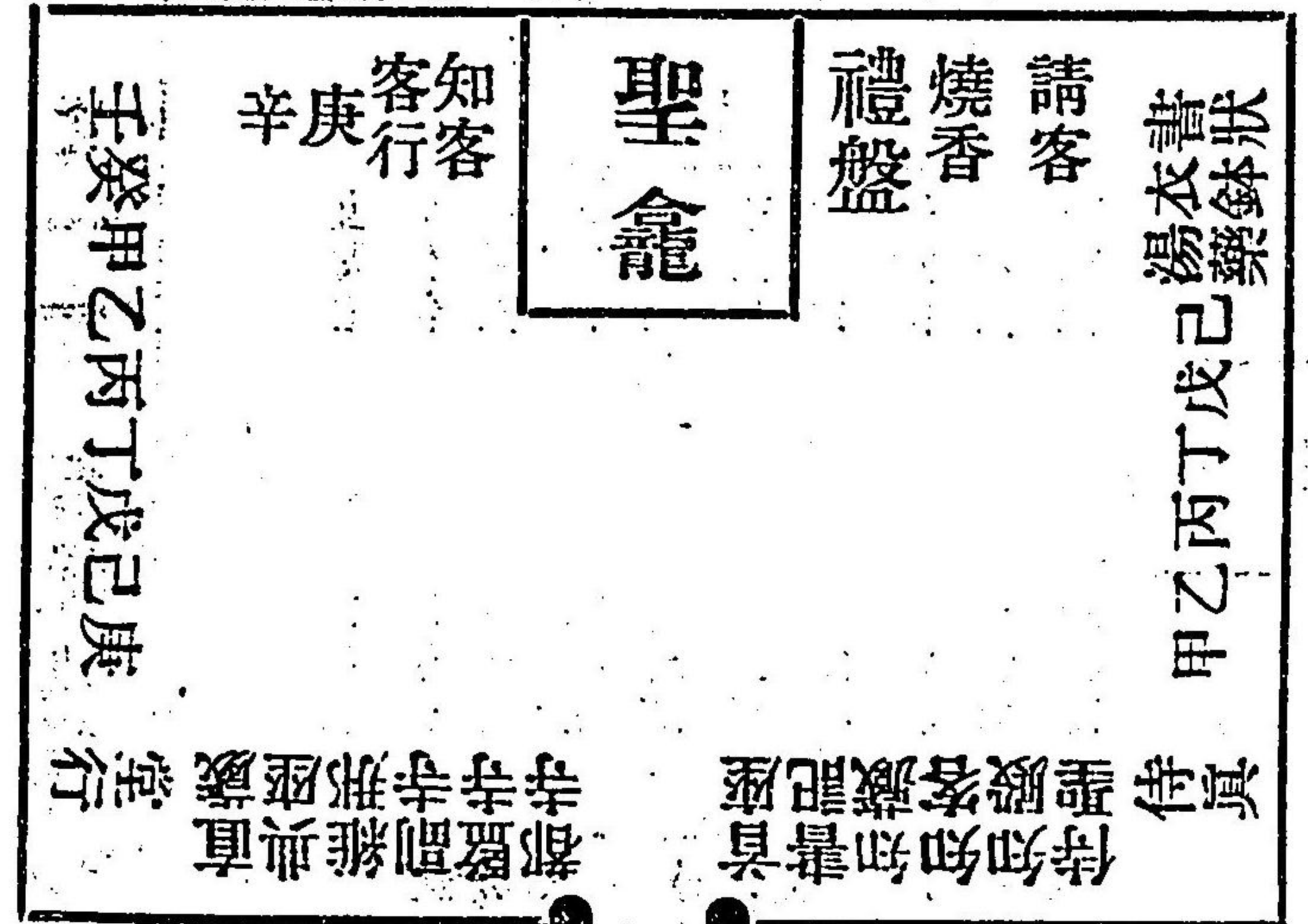
行布薩座  
 圖永平小  
 一永平小  
 規圖永平  
 了大布依  
 圖是清陸  
 多見のど  
 仍之見の  
 較之見の  
 仍之見の

其七 每月行布薩座位圖



\*位行衆  
 行持圖  
 衆取軌  
 衆持是  
 衆取軌  
 衆持是  
 衆取軌  
 衆持是  
 衆取軌  
 衆持是

楞嚴會  
 勝修定  
 校規等  
 勅勅修  
 規勅修  
 依規等  
 清規等  
 清規等  
 清規等









堂頭茶庫司  
點牌には  
平清規に  
依りて  
依りて  
依りて  
依りて

其五 堂頭點茶牌

大衆殿	知客	知殿	知殿	大衆殿
由丁	由丁	由丁	由丁	由丁
聖僧	聖僧	聖僧	聖僧	聖僧
大衆殿	知殿	知殿	知殿	大衆殿

其六 庫司點茶牌

大衆殿	知客	知殿	知殿	大衆殿
由丁	由丁	由丁	由丁	由丁
聖僧	聖僧	聖僧	聖僧	聖僧
大衆殿	知殿	知殿	知殿	大衆殿

此堂規は、  
此堂規は、  
此堂規は、  
此堂規は、

僧堂清規  
依りて  
依りて  
依りて

其七 管待來客差定

管待來客差定	待客	通覆	記録	獻茶	照願
某甲	某甲	某甲	某甲	某甲	某甲
某甲	某甲	某甲	某甲	某甲	某甲
某甲	某甲	某甲	某甲	某甲	某甲

其八 三牌の書方

佛殿の三牌のとは「十刹圖」に出たり、或は皇帝の下に「聖壽萬歳」と記し、檀那の上に「大」の字を加へ、又星君を眞君と書く等の事あるは宋元の古様なり今は多く左の通り記す、又は之を三牌の中の一に撮めたるもあり、三牌とするを定則とす、

檀那本命元辰

今上皇帝萬歳

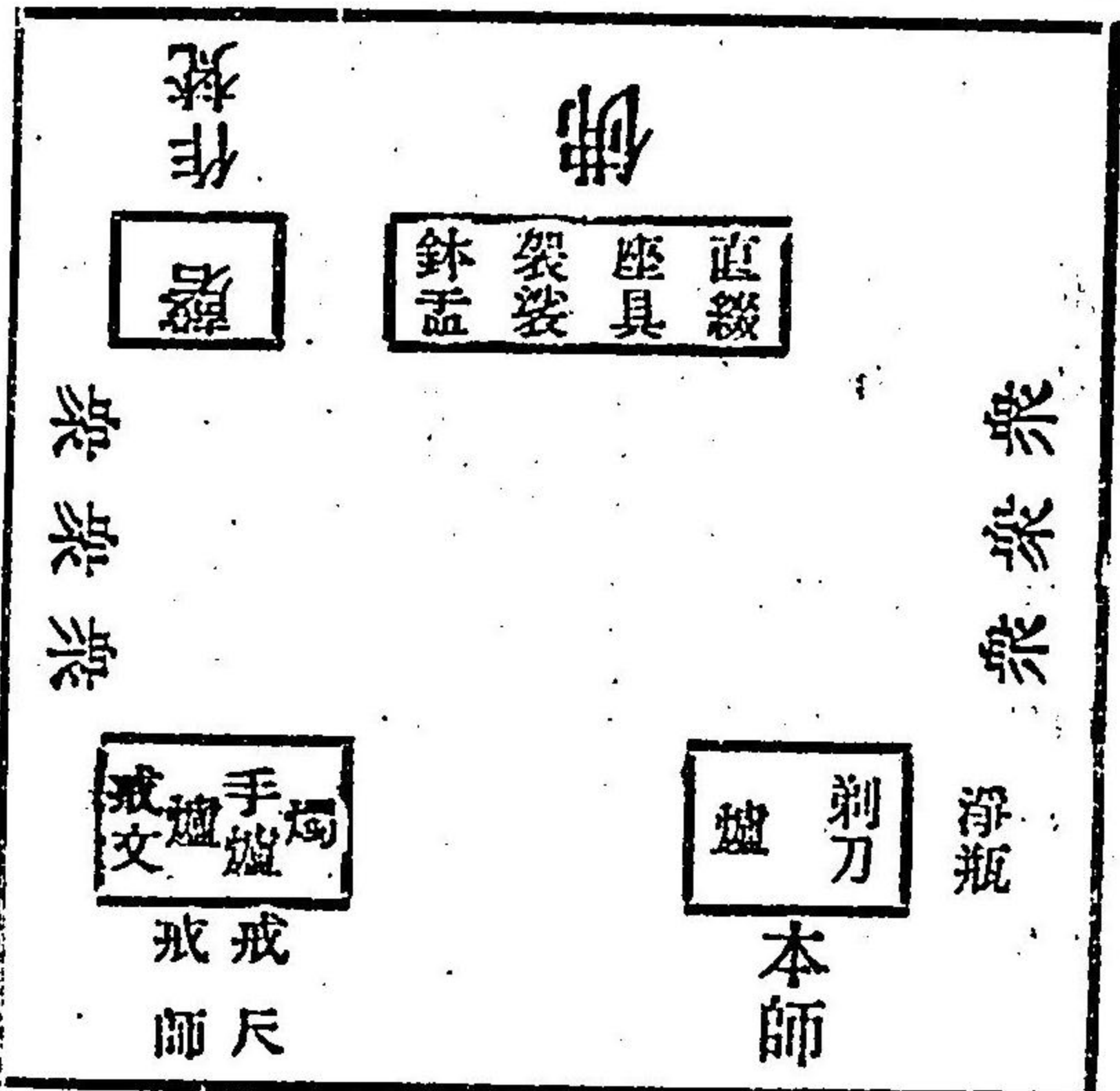
南方火徳星君

\* 得度式圖  
 林園 依體のなり  
 清規の依體のなり  
 たる大體のなり  
 概念を自得の  
 依り念を自得の  
 猶見各に自得の  
 意見を各に自得の  
 置等見各に自得の  
 べ参考の今位  
 出参の今位  
 ▲安の名みふ  
 式も名みふ  
 小同林清  
 規に依る清  
 掲げたる依る清  
 のに依る清  
 ものな依る清  
 古規に依る清  
 定の古規に依る清  
 に非ずにあ一  
 照の爲に、に出  
 すの爲に、に出

× 初編の上は最  
 本法等以起の作  
 法を記す草  
 に先起の重  
 せれるものな  
 復せる所なる  
 讀者は、前  
 数章、其對  
 し、得る、要  
 きなり、其  
 は本編の記述  
 を主とし、上  
 なし、たとへ  
 の門を、照  
 他、ざる、多  
 し、ざる、多  
 (一) 無量壽  
 の咒は、祕  
 密部に、祕  
 宗法の、大  
 具に、大

### 其九 得度式圖\*

父母、鎮守等の位は西の方  
 に設け、巡禮する慣例もあ  
 り、



## 第十三編 法式考證

【緒言】前數編に於て説明した  
 各種の法式の中、其作法は明  
 なれども、其起原、意義等に於  
 て明ならざるものあり、又法式  
 と名くべき程のものに非ずして  
 風俗上行ひ居る者もあり、年  
 中行事にも關するものにて屢  
 く其答へを要するものもあれば  
 以下數章に涉りて、編者の思ひ  
 付きたる項目を簡單に叙述すべ

### 其一〇 得度安名牒圖

安名	某名	授衣鉢並三歸 某戒了	年號干支 月日	某山某寺 戒師名印
----	----	---------------	------------	--------------

用紙は糊入又  
 は奉書等の二  
 つ折とす之を  
 又三つに折り  
 て其上に更に  
 一枚の紙を二  
 つ折にして覆  
 ひ、其にて包  
 み、左の紙を  
 右の方へ嚙ま  
 すべし

し勿論、禪門のとのみに非ず、  
 紛雜せる所あり、蓋し已むを得  
 ざるに出づるものなれば、詳細  
 は別に、専用の書を俟つべき也

一、三時諷經のと

禪林には諷經なし、禪僧は一向  
 に誦經せず、故に百丈も徳山も  
 佛殿を避けて法堂を建てたり、  
 時には齋後に無量壽の咒を誦し  
 又は臨時の祈禱、追善等のとあ

乘聖無量壽  
決定光明王  
如來陀羅尼  
經一と云ふ  
縮蔵成軼に  
あり

放參の時  
に諷誦を  
に専ら禪  
に專ら禪  
に專ら禪  
に專ら禪  
に專ら禪  
に專ら禪

りたれども三時の常課はなし、  
元の武宗の至大四年撰の『備用  
清規』に始めて粥罷、齋罷に諷  
經の法を定めたるが日用行持の  
始にて、元の順宗の至元元年の  
勅修百丈清規に諷經の制あり  
永平清規、瑩山清規等には定ま  
りたる諷經の法なし、唯、瑩山  
清規には「放參すれば大殿に諷  
經す」とあり、眞に三時諷經を規  
定せるは大乘寺月舟『雲堂定規』  
『相樹林指南記』に始めて之を

見る、面山も之を主張したれば  
今日にては缺くべからざる法と  
なりたる也

### 二、朝課諷經の

佛殿諷經は論ずるまでもなく本  
宗の眞髓を發揮したるもの也▲  
應供諷經は瑩山清規に一日十五  
日のとしたりたれども、日々羅漢  
拜をなす習慣ありたれば今は之  
を用ひて、應供諷經を朝課に加  
へたり▲祠堂諷經は從來、法華  
經の壽量品偈を誦する故、蓮經

身現未の法見  
迦彌勒は未  
來の彌勒は  
捨の彌勒は  
不捨の彌勒  
は諸佛を云  
ふ世は總云  
さふ世は總  
大樂子の土  
婆羅門の土  
至土觀音の  
の文殊師利  
の句下を佛  
の結法二諸

と俗に唱へたり、回向文中にあ  
る佛天のと別に委しく述ぶ今は  
略す

### 三、十佛名考

十佛名は晋の彌天の道安の制に  
係る、之を十念と云ふ、即ち

- 清淨法身毘盧遮那佛 (法)
- 圓滿報身盧舍那佛 (報)
- 千百億化身釋迦牟尼佛 (見)
- 當來下生彌勒尊佛 (未)
- 西方無量壽佛 (攝)
- 十方三世一切諸佛 (總攝)

- 大聖文殊師利菩薩
- 大乘普賢菩薩
- 大悲觀世音菩薩
- 大智勢至菩薩
- 諸尊菩薩摩訶薩
- 摩訶般若波羅蜜

三士四弟子

の十二句なり、又は彌陀勢至、  
若くは結句二句を省きて十念と  
なす者あり、道安の十念とは細  
數に非ず大數なり、永平高祖は  
正法眼藏の「安居の卷」に「大  
乘妙法蓮華經」を除きて十句と

口は法師の野國の人  
林僧の十人  
老僧の始  
説ありと  
上は軌  
者取  
類は取  
彩鳳  
窟記  
記三  
似傳  
故今  
問は  
同軌  
か軌  
載來  
又古  
時に  
模の  
の規  
にも  
あり  
を  
る  
に  
説  
記  
旨  
法  
の  
に  
に  
淵  
蛇  
せ  
書  
編  
洞  
傳  
ま  
人  
又  
と

し「遊粥飯法」には之を加へて  
十一句とされたり、故に今は十  
一句のものを取る、列名皆知る  
今は畧す

四、法問のと

結制に五則とて、住持、首座、  
書記、副寺、知客と順次に一則  
の公案を拈提するとあり、其起  
原は判然せざれども、もと乗拂  
より出でたるが如し、乗拂とは  
永平高祖が嘉禎二年の除夜に懷  
辨首座に命じ乗拂ありしを初と

す但し乗拂は上堂と異ならぬ儀  
式にて首座が須彌座に據りて問  
を受くる法なり、故に今の法問  
とは同じからず、蓋し懷辨以下  
の祖師、五衆十衆集れば必ず古  
則を擧げて法話せしめしより後  
年晩參小參の時に公案を拈じて  
商量するとなり、夜話又は  
法問となりたるなるべし、

五、半座のと

首座に半座を分つとは、釋尊が  
摩訶迦葉を見て其器を知り、半

は全く見  
ぬとも云  
不審とも  
べきも云  
り更につ  
待つに考  
證なふて

●表葉見は年  
◎拈法問の  
●語戒臘よの  
●部云ふは他  
の禪門には曹  
の宗に限り、  
洞和な限る  
や山清規の  
僧堂清和の  
には新清規の  
此記しくあ  
り山又には  
援抄せりよ

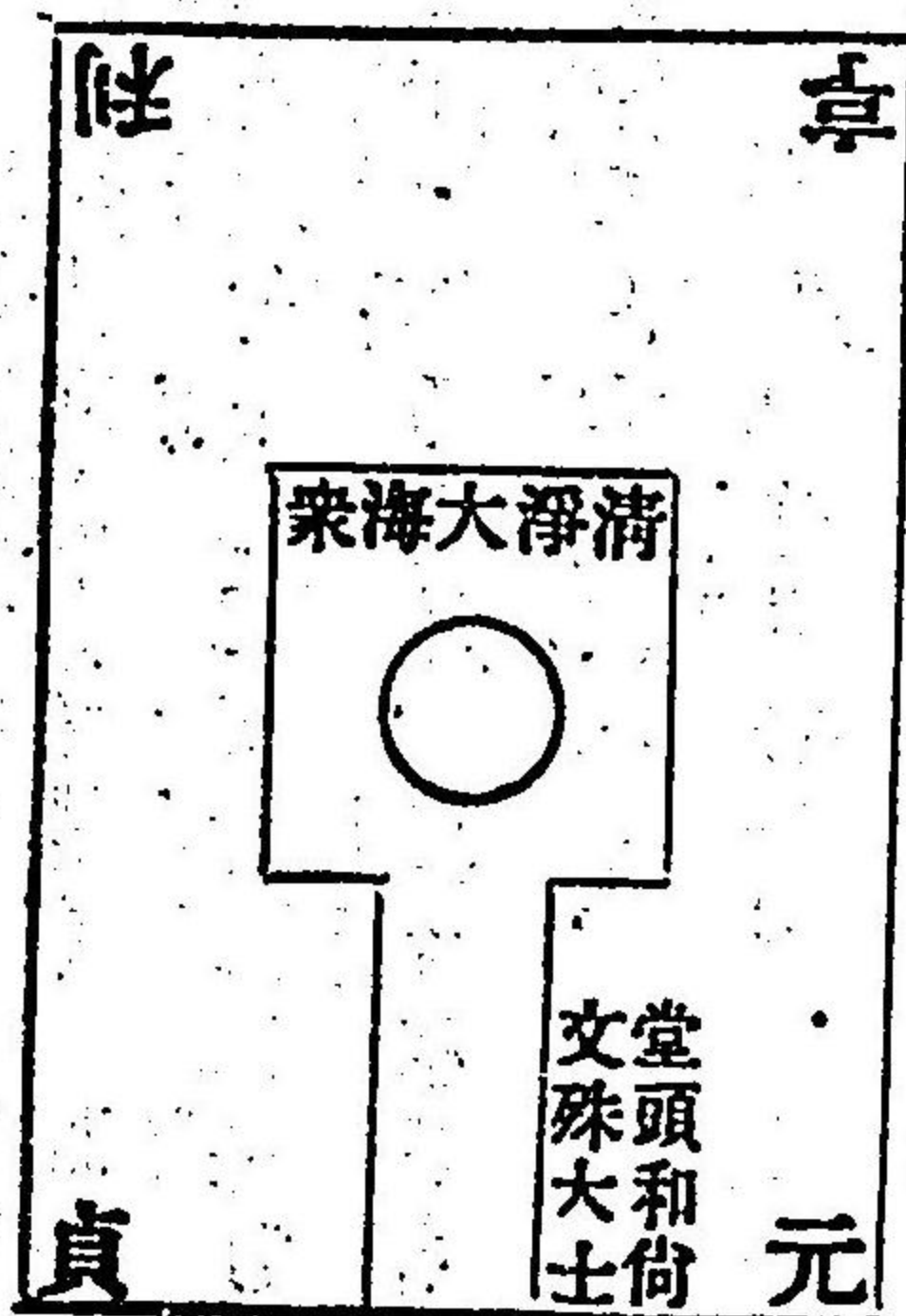
座を分たれしと「中本起經」に出  
てたり、首座は今日の首座とは  
異なり、一會の軌範たるものな  
れば住持の半座を分ちて説法せ  
しめたるならん、

六、竹篋

竹篋は、衆を接待する時に用ひ  
たるもの也、葉縣歸省禪師の頃  
には盛に用ひたるものにて、歸  
省禪師は、竹篋子にて大悟せり  
と故に首座の拈竹篋の語にも、  
佛々の妙機ありとの意を唱へた

七、圓鏡のと

圓鏡は、戒臘牌のとにて、古法  
には維那と侍者とが各々之を認  
め、法堂と衆寮との前に結制の  
月の十五日に掛けたるものなり  
其圖式左の如し(圖の○の處  
へ鏡を掛く)



▲文殊菩薩の位を見ざるべし  
 口草履の歴々たる所を  
 口草履の歴々たる所を  
 口草履の歴々たる所を  
 口草履の歴々たる所を  
 口草履の歴々たる所を  
 口草履の歴々たる所を  
 口草履の歴々たる所を  
 口草履の歴々たる所を  
 口草履の歴々たる所を  
 口草履の歴々たる所を

之には兩序大衆俱に職の高下なく  
 戒臘順に元亨利貞と列するも  
 の也、禪宗は菩薩僧にて、僧堂  
 の聖僧は文殊菩薩なれば文殊大  
 士を第一位に置くに云ふ、中央  
 の清淨大海衆と圓鏡とは古教照  
 心、清淨和合の義を示せるもの  
 歟、今は之を十五日に僧堂前の  
 上間の壁上又は法堂西序の承塵  
 に掛け、前に卓子を置き花爐燭  
 茶菓湯を備へ住持巡察の際其前  
 に焼香問訊し、參隨の大衆も順

次に焼香問訊して過ぐ、晡時に  
 堂行之を下して侍者寮に納む此  
 圓鏡を作る爲め、草單なるもの  
 を作ると古規にあり、  
 八、草單のとり  
 今は餘り用ひぬ處もあれど、草  
 單なるものを圓鏡の草稿となし  
 たるとあり、維那之を作り、首  
 座に見せしめ、住持兩序に呈し  
 了つて耳を付けて染めたる麻線  
 にて釣り、衆寮の前に掛く、戒  
 次は朱書し、名字は黒書す

結前月  
 十日云  
 解制之  
 十日云  
 結前月  
 十日云  
 結前月  
 十日云

某國某郡某山 今夏(冬)結衆 戒臘如後 文殊大士 堂頭和尚 ○○元年戒 某西堂 某都寺 ○○二年戒	某首座 (以下略す) 右具如前、恐 有差誤、請自 改正。伏幸 衆悉 今日日 堂司某具
---	---

此の草單の下に筆硯を置き三四  
 五の三日間掛け置き、若し自ら  
 戒臘に前後あるを見れば細字にて

改すべし、永平高祖の宋朝に於  
 ける建白に依るも戒臘を重んず  
 べきと知るべし、  
 九、圓鏡調印  
 前の圓鏡は更に解制の月の十日  
 に方丈に上りて一同にて紙に寫  
 せる圓鏡に調印し之を住持より  
 首座に授與する例あり、首座の  
 記念に供するなり、古來此規な  
 しされど今は一般に行はしむる  
 となれり、美風欽すべし  
 一〇、小參

△聖節上堂  
とは今日上天  
子の生れ日  
上堂を云ふ  
續傳燈錄  
山志傳の引  
に見ゆ、他  
座尊宿の來  
訪を謝する  
上堂なり  
出隊を出入  
とは、勸化  
往く、勸化  
に

小參とは不時に之を講じ、又何  
れの處にても之を行ふ、寢堂に  
ても法堂にても鼓を打つ直に行  
ふものなり、當晩小參等のと近  
來定められたれども、古來は其  
定めなし、「禪苑清規」には、小  
參は家訓とあり、又は家教とも  
云ふ、親しく導くの義なり、上  
堂に對する故に小參と云ふ  
一一、上堂  
上堂は、近來にては晉山、結制  
授戒會、退隱等のとに限るやう

なりたれども、「校定清規」には  
五參上堂とて、朔、五日、十日、  
十五日、廿日、廿五日の六回、  
即ち五日目毎に上堂をなしたり  
上堂の起原は五祖大滿弘忍の時  
にも「不後上堂」とあれば、其  
頃より盛なりしならん、又九參  
上堂とて三日毎に一たび上堂す  
るともあり、羅漢桂深の傳には  
「三日に一たび上堂」とあり、今  
古より行ひたる上堂を略記す  
五參上堂、祝聖上堂、聖節上堂

▲佛眼清遠  
は宋朝時代  
の高僧なり  
禪門警訓に  
坐禪銘あり

佛誕上堂、臘八上堂、涅槃上堂  
祖忌上堂、薦亡上堂、引座上堂  
祈禱上堂、臨時上堂(因事上堂)  
謝秉拂上堂、謝都寺齋上堂  
出隊上堂、出郷上堂  
其他略す  
又祝國開堂は祝聖上堂と同じ  
其時には祝聖の語を以て參すべ  
きと、前に述べたる如し、  
一一、問答  
問答とは新しきとにあらず、さ  
れど昔の問答は迷に因つて問ひ

問處に證入を求めたるものなれ  
ば、一言半句も究明して徹し去  
りたるに、今の問答は胡亂に口  
を趁ひて笑を達者に取ると佛眼  
遠は示したる程なれば、古くよ  
り「禪家の家風」として使用さ  
れたるものならん、  
一一三、楞嚴會  
楞嚴會は夏安居の結制の月の十  
三日に啓建す、蓋し此會は安居  
の祈禱にて、解制の月の十三日  
まで毎日修する也、之は真歇清

山明州補陀  
のありたるよ  
り中十里有  
海島なりある  
孤島にあり  
嚴會に傍り  
ては、傍り  
呪及、見  
の處をよ

了禪師が明州補陀山にありて衆  
僧の病多きを患ひ觀音大士に祝  
りて創められたるものにて、其  
後徑山に住したる後「普回向の  
偈」を作られ、天下之を遵用す  
るものなりと云ふ、但し眞歇禪  
師に依つて始めて楞嚴會ありと  
の説は異論あり(象器箋の如き)  
兎に角普陀山志の三卷に菴を山  
椒に結ぶ、海岸孤絶の處とあれ  
ば病多かりし故之を祈りたるも  
のを見えたり、

一四、二祖三佛忌考  
二祖三佛忌と俗に云ふは三佛忌  
は釋尊の誕生と成道と涅槃との  
三回のと、二祖忌とは臨濟にて  
は達磨忌と百丈忌とを云ふ、曹  
洞宗にては、二祖を達磨及兩祖  
となし、之を二祖三佛忌と通稱  
す、されど忌の字は當らず、佛  
涅槃と二祖忌とは忌に相違なけ  
れど佛誕生と佛成道は忌にあら  
ず、故に近來二祖三佛會と云ふ  
人もあり、或は忌の方多きゆゑ

●佛誕生の  
日にも二月  
八日の説あり  
印度の研究に  
の、研究に依  
り、斯く變  
異を生じ來  
れりと知る  
べしと知る  
×兩祖の忌  
辰を推す  
に治歩の  
明推歩の  
月廿十日  
て曹洞宗  
般寺院に  
達せられ  
るなり

忌と總稱すと云ふ者あれども、  
是れ甚だ謂れなきとなり、是非  
とも「會」の文字を用ひたきもの  
なり、先、佛につきて云はゞ誕  
生日は四月八日と古より定まり  
居り、成道には二月八日説と十  
二月八日説との二説あり、涅槃  
も二月十五日説と三月十五日説  
あり、共に調べ難きとなれば、  
多きに從ひて定めたるを恆例と  
す、  
達磨忌は傳に依れば後魏孝明帝

太和十九丙辰年十月五日の遷化  
の由なれば、其日を忌日と定め  
たるなり、  
永平高祖の遷化は建長五年八月  
廿八日なれば、之を太陽曆に推  
歩するに、正に紀元一千九百九  
十三年九月廿九日に相當し、又  
總持太祖の遷化は、正中二年八  
月十五日なれば、之を太陽曆に  
推歩する時は紀元一千九百八十  
五年九月廿九日に相當するが故  
に、兩祖の忌辰俱に九月廿九日



口洞上兩祖の誕辰推歩陽曆に推治三十一日付を以て曹洞宗一統の祖とせり  
 般に達せり  
 ●宇治興聖寺は高祖の聖  
 開創は酒井の  
 永光寺は太  
 祖の開創に  
 係ると別が  
 述べるに  
 如し

に相當するは兩祖の因縁の淺からざるを知るべきにつき、毎年九月廿九日を兩祖忌と定められたるなり、  
 又高祖の誕辰は正治二年庚申正月二日にて太陽曆にては紀元一千八百六十年一月廿六日に當り太祖の誕辰は文永五年成辰十月八日にて、太陽曆にては紀元一千九百二十八年十一月廿一日に當るが故に、曹洞宗の寺院にては毎年一月廿六日と十一月廿一

日とに、兩祖の降誕祝賀會を行ひ、祖恩報謝を修することとなり居れり  
 猶永平寺にては高祖を主として太祖を光伴となし、總持寺にては太祖を主として高祖を光伴とする定めなれども、末派寺院に於ては主伴を分たず、高祖を上位に太祖を次位に請して供養營辨すべき也、但し宇治興聖寺、酒井永光寺等の祖師開創の寺院は此の限にあらず、兩大本山に

▲洞上行持に軌範の指し示  
 し常座なき若し  
 寺院ならば坐修行すとも  
 差支なし坐禪の相はし  
 佛の相はし諸何ぞ妨げん  
 や、

準ずべしと也、  
 一五、臘入接心▲  
 佛成道會には臘八接心として、十二月一日より八日まで、晝夜打坐するとあり、之を定坐と云ふ、是、日常要務に追はれて坐禪する暇なきものに坐せしむる便法にて古規には典故なし、故に今は特志の者は之を修するもよし大叢林には此事なくも可なりと定められたり、  
 一六、佛成道會日畧表

永平高祖降誕會	一月廿六日
佛涅槃會	二月十五日
佛・生會	四月八日
天童忌	七月十七日
永平高祖忌	九月廿九日
總持太祖忌	十月五日
達磨忌	十一月廿一日
總持太祖降誕會	十二月八日
佛成道會	十二月九日
斷臂會	十二月十日
二祖忌(慧可大師)	十二月十日
一七、孟蘭盆會	

此の孟蘭盆經は西方等  
 盆經に屬し西  
 部に法護の  
 晉竺法護の  
 譯す密智  
 疏靈等  
 口は百種  
 とは餅種  
 藥草百種  
 あり蓋の  
 いろの味  
 合せる味  
 どの飲食  
 云ふと食  
 孟蘭盆經  
 日く百に  
 大數なり  
 んて一に  
 非ずと五  
 菓とは核  
 桃梅等菓  
 如し膚菓  
 (瓜類) 漿  
 (胡桃) 類

孟蘭盆會は『孟蘭盆經』に出づ、  
 大目犍連始めて六通を得、父母  
 を度して乳哺の恩に報いんと欲  
 す、即ち道眼を以て世間を觀視  
 するに其亡母、餓鬼の中に生れ  
 て飲食を見ず皮骨連立す、目連  
 悲哀して鉢を以て飯を盛り往い  
 て母に餉る、母鉢飯を得て左手  
 を以て鉢を障へ右手に食を搏む  
 食未だ口に入らざるに化して火  
 炭となり、遂に食ふとを得ず、  
 目連大に叫び悲號涕泣して還り

佛に白す、佛言く、汝が母罪  
 根深結、汝一人の力にては奈何  
 ともする所に非ず(乃至)吾今  
 當に救濟の法を説き、一切の難、  
 皆憂苦を離れしめん、十方の衆  
 僧七月十五日僧自恣の時當に七  
 世の父母及、現在父母厄難中の  
 者の爲に飯、百味、五果、汲灌、  
 盆器、香油、挺燭、牀敷、臥具を  
 具へ、世の甘美を盡して以て盆  
 の中に著けて十方の大徳衆僧に  
 供養すべし云々と、目連之を行

繪果(シソ)  
 の實の類  
 角葉(豆類)  
 の如し

\* 孟蘭盆會  
 梵語に譯す  
 梵馬字にナ  
 と訓む

ひしに、一切の聖衆皆之を受け  
 たらば、佛更に一切衆に告げて  
 曰く、皆先づ施主家の爲に咒願  
 せよと、斯くて目連の母は餓鬼  
 の苦を脱したれば目連は之を後  
 世まで傳へんとを乞ひ、佛更に  
 「比丘、比丘尼、國王、太子、大  
 臣、宰相、三公、百官、萬民、  
 庶人慈孝を行ふ者は所生現在の  
 父母、過去七代の父母の爲に七  
 月十五日佛歡喜日、僧自恣日に  
 於て百味の飯食を以て孟蘭盆の

中に安じて、十方自恣の僧に施  
 し、現在の父母壽命百年無病に  
 して一切苦惱の患無く、乃至七  
 世父母餓鬼苦を離れ、人天の中  
 に生じ福樂無極ならしめんと願  
 へ」云々と説かれたる、是れ孟  
 蘭盆の初なりと云ふ、  
 孟蘭盆とは梵語の烏藍婆拏のと  
 にて倒懸と譯し、人が倒に釣り  
 下げられたる程の苦しみを救ふ  
 と云ふ義なりと、されば「盆」  
 とは、救苦の會なりと知るべし

△梁武帝の盂蘭盆會は、  
孟蘭盆に非ず、日本にて  
は聖武帝の時に始まる  
なり、齊明帝の時に  
帝の像を飛鳥山に設  
け、西に孟蘭盆會を  
盆會を設けられたり、  
二日六に書記見  
二、此盆燈籠  
の、帝の寛喜  
と、年に見え  
月、盆の多し、  
中元と云ふ

唐代宗大曆元年七月壬午禁中  
此會を行ひたるを『釋氏通鑑』  
等に見えれば、支那にては古  
くより行ひたるとならん、日本  
にては齊明天皇の三年七月孟蘭  
盆會を設けられたり、斯く古く  
より行はれし故に其風俗漸く世  
上の祭典と混交し、或は燈籠流  
しをなし、或は盆踊りをなし、  
或は盆燈籠を掛け、種々の式を  
行ふに至り、遂に盆の意味も大  
に變じ來りたるが、其本を質さ

ば七月十五日に聖衆を供養する  
會なりと云ふべし  
又中元と云ふは盆とは關係なき  
とにて、支那にて道家の人が正  
月十五日を上元、七月十五日を  
中元、十月十五日を下元と定め  
たるより、七月十五日を中元と  
異名するに至りしものにて、盆  
と中元とは法義上關係ある文字  
に非ず、然れども、七月は一年  
の中央にして、暑氣に入る際な  
れば、贈答も此時期に行はれ、

故に、其考  
を附す、  
×現今曹洞  
宗にては孟  
蘭盆施餓鬼  
會と稱する  
とあり、應  
れど、一應  
は之を區別  
するを要す  
類するも、  
齊しからざ  
るものなれ  
ば、僧衆を七  
月十五日に  
供養するに  
其功徳がや  
がて精靈に  
向ふなれば  
施者が淨念  
に住するは  
勿論、受者  
亦其心得し  
て淨念を運  
すべきなり

半年の決算も此時に行ふとな  
り、種々の習慣も此間に附き來  
りしなり、且つ棚經の如き、徳  
川氏の時に佛壇改めにも利用さ  
れたれば、愈々其意義を異にす  
るととなり、而して今日にては  
施餓鬼會を七月十五日(又は其  
前後)に行ひ、孟蘭盆施餓鬼會  
と通稱するともあれば、孟蘭盆  
會の本旨は特に現れざるに至り  
たれども、畢竟は、僧衆を供養  
して其功徳を先亡累代に回向す

るを本意とし、供養を受けたる  
僧衆は其施主の父母等の爲に亡  
者離苦、存者福樂を願ふ爲に法  
要を修する之を孟蘭盆會となす  
日本にて精靈棚を飾り、種々の  
供物を具へ、且つ寺院には米錢  
を納め又は僧を請して供養し、  
親族知友等に饗應するも皆此意  
に出づ、僧衆が靈前に讀經回向  
するも、其功徳を七世の父母に  
回向する意味より出てたる也、  
今日急に原の孟蘭盆會の主張を

●本七章施餓鬼の儀  
●此經に依りて  
●起教阿難陀集  
●緣由一卷は  
●秘部に屬し  
●にあり大藏中

なすは無益なれど、唯有道の人  
は此事を心得置くを要す

「公事根源」に曰く「内藏寮御  
盆供を供ふ、晝御座の南の間に  
菅圓座一枚を敷いて主上爰にて  
御拜あり幼主の時はなし」云々  
と、之を以ても日本の宮中にて  
盆供を修せられしを思ふべし

- 一八、施餓鬼會
- 一 孟蘭盆經の説
- 二 救面燃餓鬼陀羅尼經の説

- 三 甘露水陀羅尼經の説
- 四 施乳海水陀羅尼經の説
- 五 梁武帝水陸齋會儀文的説
- 六 涅槃經梵行品の説
- 七 南海寄歸傳の説

其他にも諸説あるべし、古來定  
説なきを知るべし、  
又名稱にも悲濟會と云ひ施食法  
とも云ひ、水陸會とも云ひ、開  
甘露門とも云ひ、施餓鬼とも云  
ひ、冥陽會とも云ひ、衆説紛々  
たり、其起原を按ずるに「救拔

●我が趣中  
●とは餓鬼道  
●なり

口摩訶陀所  
用の佛在世  
はの國の斗量  
器を云ふ  
▲此經談  
縛云々の偶  
は「サノマ  
クサアバ  
タタアギ  
テ、オシ  
サ、バ、ラ  
ウ、バ、ラ  
と同居も  
み居るも  
と同じ

焰口餓鬼經」に阿難獨靜處に居  
る、中夜忽ち一りの餓鬼を見る  
名けて焰口と曰ふ、口中火燃え  
て咽針鋒の如し、阿難に白して  
曰く汝三日の中に我が趣中に死  
せん、阿難惶怖して問ふ、何の  
方便かあらん、餓鬼答へて曰く  
汝明日に於て若し能く百千那  
由陀恆河沙數の餓鬼並に百千婆  
羅門仙等に布施し、摩伽陀所用  
の斛を以て各一斛の飲食を施し  
並及に我が爲に三寶に供養せば

汝壽を増すとを得、我をして餓  
鬼の苦を離れて天上に生ずると  
を得せしめん云々と、それより  
阿難は佛の指揮を受けて且つ  
曇摩薩縛、怛佉擊多、嚩路枳  
帝、唵三跋羅三跋羅吽  
の偈を授けられて餓鬼に施した  
りと云ふ、梁の武帝が寶誌大士  
の教を受けて水陸會を行ひたる  
時には此の法など未だなかりし  
と云ふに、猶、斯る事を武帝が  
行はんとしたるを見れば、餓鬼

\*今は八月  
一日より  
なり居れ  
されど、  
も七月に  
ふ所多し  
行

×四十九院  
は兜卒天  
とにて彌  
善薩の因  
なり施餓  
係とは全  
係なし

の存在するを信ずる者が、時々之に施をなさんとする情の起るは當然のことに、追々に儀式等も變遷し、且つ追加されたるならん、兎も角、其起原は阿難に出でたるを知るべし。

古來禪門にては此儀式を重んじ毎年恆期に又は臨時に之を行ひ猶七月一日より施餓鬼結縁看經若くは晚課施餓鬼を十四日まで行ふとなりて重要な儀式とせらる、されど、禪門には其儀式

等定まらず、俗に云ふ「若人欲了知」を用ひ、登山清規には簡單なる儀軌ありたるを、面山は之等の説により、密部に参照し、「甘露門」を作りて之を一定せり、今は曹洞宗にては之を用ふ、左に二三の注意をなすべし

△小幡廿五流 四十九院を小幡に書くは其意不明なり、故に「甘露門」の是諸衆等、發心奉持より汝與有情、普皆飽滿までの廿四句と、最後の疾

五色は青  
黄赤白  
黒の順とす  
用ひ紙を  
て木片の型  
を多し  
もの多し

▲五如來は  
七如來を  
は五如來  
定めらる

\*刹竿とは  
法幢と同  
なく説法  
號とせば  
差支なし

×小幡の  
と登山清  
に出づ規

得成佛とを一句一枚に書すべし  
(五色)

△大幡二旒 大幡には大寶樓閣隨心陀羅尼を記す、多くは露柱に掛く(白紙)

△大幡四旒 四天王を書す、即ち東方持國天王 西方廣目天王 南方增長天王 北方多聞天王なり、(白紙)

△五如來幡 五如來を書く、中央に焦面大鬼王を掛くるとは古規に無し不用なり(五色)

△刹竿幡 古來大寶樓閣陀羅尼を書きて山門の邊に揚げ、夜間は燈籠を點する者あり、之は大幡の轉化なれば用ひず、燈籠は俗の風に習ひたるものならん臨時の施餓鬼には是等を用ひず孟蘭盆との混化ならん、今は廢するもよしとす、

△眞幡 小幡は元來供物の上に立てたるものなり、之を眞幡と云ふ然るに廣く小幡を掛けたる上は重ねて要なし、今は眞幡

●みそはぎを墓所はぎなど云ふは附会も甚だししと謂ふべしと古人は誹れり  
○溝萩を用ふるも盆よとの混化による也

▲生死云々の文は「天台大師」に出たり

を用ひざるもよしとす

△溝萩 みそはぎとは鼠尾草と書き、宿魂草、歸魂草等の名あり、又は水掛草とも云ふ、紅紫色の花を開き、葉は柳の如く夏秋の頃花を開く、溝萩とは轉訛したる名にて實はみそはぎなり、之を施餓鬼棚に用ふ、箸其他は無用なり、

一九 彼岸會

彼岸とは到彼岸即ち梵語の波羅蜜より出てたる字にて、諸經論

に此の文字は數々見ゆれども、彼岸會のとは見えず、「生死を此岸となし、涅槃を彼岸となし、煩惱を中流となす、菩薩無相の智慧を以て禪定の舟船に乗じて生死の此岸より涅槃の彼岸に至る」の文もあり、彼岸を重んじ彼岸に至るとを願ふ意味は何處にも現れ居れども、春秋二季の彼岸と云ふとは、更に典據なし、世には「彼岸功德成就經」を引用する者あれども、斯る經典は

△彼岸功德成就經を「空華叢談」等にも偽經として叱責しあり

\*四天王寺は聖徳太子御建立の寺にて西門の銅の額ありて此の文字を彫刻せる能く知る者所なり  
◎提謂經とは小乘經の部に屬す

後人の作なるべし、故に之は日本本の創定に係るものとするを正しとす日本にて彼岸會の尤も盛なるは大阪四天王寺なり、聖徳太子此寺を建立し、西門を正面とし、直に極樂の正東に對すと云へり、故に春秋の彼岸には日没の光其の華表を照す、其額文には

東門中心

とあり、即ち春分秋分には其

門の正面を照すより斯る事を生じ従つて又彼岸を盛にしたるものなるべし、且つ此日は皇室に於ても春季皇靈祭、秋季皇靈祭を行はせらるるとなれば、例令經典等に典故なしとも之を修すべきものなり、其の特に彼岸を春分、秋分に撰定したる理由に四説あり、一には中道の義、二には提謂經の説、三には報恩經の説、四には觀經釋の説なり、されど觀經釋の日想觀の光を

●無著道忠  
師の説には  
白佛と歎佛  
とを同じと  
云へり  
●祝聖の首  
文とは観々  
たる金相云  
々を指す

見て観ずる觀法と、中道の義即ち日夜の間長からず、短からず、春秋共に季候の順を得たる時なるを以て、此の中日の前後七日に互り修するものとなすを穩當とす、今は墓參、お配り團子等の習慣あり寺院に於ては施餓鬼等の法會を行ひ、彼岸にある人々に回向し又此岸に在る人々の爲に正智開發成佛得道を祈るべき也

二〇 歎佛會

歎佛又は贊佛と云ふ、佛の功德を贊歎する法式なり、又白佛と同じと云ふ説あり、或は白讚とも云ふ、彼の祝聖に用ふる回向の首文を唱ふるを歎佛と云ひ、其他勅修清規にも此等の文あり、後、元の頃に至りて「歎佛式」なるもの定められ、頻に之を用ふるとなりたれども、面山和尚は是れ我門にて用ふべきものにあらずと斥けられたり、例へば「歸依文」に「南無歸依金剛上

口此の佛初名  
禮に稱は初  
に總稱は佛  
に去七佛三  
過に五佛三  
次去佛を列  
佛五佛を三  
十載其規に  
記載なきが  
故に其の能  
故を知らる能

師とありて、其次に三歸を置きたるが如き、彼の金剛上師とは、元の帝師發思巴の弟子の金剛上師を指したるものにて、之を三歸の上におく如きを禪門にて其まゝ用ふるは、心得難きとなれば面山和尚は別に洞上唱禮法を定めたり、されど佛德讚歎は何宗にも行ふべきとなれば、其心を以て歎佛會を修するを可とす、今其順序を見るに、

- 一、洒水
  - 二、淨道場
  - 三、讚佛偈
  - 四、歎佛偈(同音)
  - 五、歸依文
  - 六、歎佛偈(啓師)
  - 七、佛名禮
  - 八、懺悔文
  - 九、七佛遠禮
  - 十、迴向文
  - 一一、三歸依
- 即ち初より終りまで歎佛讚佛の儀式にて最後に回向と三歸拜とを付け加へたるものなり、佛德は無量にして讚歎し盡し難ければ、斯く叮嚀にする也、之を修したる功德は、護法諸龍天、土

● 羅漢講式  
を訂し、  
世に於て  
用ひたる

○ 大衆合掌  
して一  
の時に  
了るに  
我供三  
禮と云  
拜する  
なりて

地伽藍神等に回向し、三塗八難の苦を救ひ、上四恩に報い下三有を救ひ、國界安寧、風調雨順、修道無難、山門鎮靜、檀信歸崇の利益あらんとを祈るものと知るべし

二一 羅漢講式

羅漢のとは別に記すが如し、其羅漢を供養するとは、密家に起りたる儀式と思はる、禪門にても翠微無學禪師の章に羅漢を供養せるとあり、永平高祖も羅漢

供養を修せられたるとあり、其の法式は「羅漢講式」として撰せられたれば、今日にては之に依つて羅漢講式を修するとなれり、蓋し羅漢は佛敎を奉じて眞の福田と作るものなれば、佛法の繁昌を期する爲めに此講式を行ふなり、

- 今其順序を云へば、左の如し  
一、散華淨道場 二、四智讚  
三、讚頭鏡鏡 四、勸請文  
(此時所謂羅漢拜なり)

▲ 伽陀とは梵語讀文と云はんが如し

\* 毎月布薩を行はずべきと「十誦律」五分律等に於て、道安の制する布薩法は式の初なりと云ふ

- 五、祭文讀誦 六、總禮偈  
七、梵唄 八、散梵錫

(散華、梵音、錫杖)

- 九、式文(一々に伽陀あり)  
十、普回向(願以此功德文)  
十一、應供諷經(行持と同じ)  
即ち十六大羅漢と其眷屬等一切の賢聖に回向して末法を正法に廻し、五力八解を以て一切衆生を利益化度せんことを祈る法式にて入佛其他山門の慶事に修するは尤も宜しと知るべし、

二二 布薩

布薩とは梵語(Posadha)漢には布沙他、布瀝他、布薩陀婆等と書き、淨住、增長、相向說罪等と譯す、義理多き故に布薩と云ひ居れり、毎月一日と十五日と即ち十五日毎に此法を行ひ、其間に戒を犯したる者は懺悔し、身口意を淨め、戒の如くにして住し功德を増長する法式なり、故に寺院に於ては、畧布薩を望晦に行ふ、日本にても聖武天皇



●良辨僧正  
 宗は日本華嚴  
 戸羅の祖なり  
 は江戶の住持  
 の某寺の著  
 職が嘗ての  
 したるもの  
 によるなれど  
 も今は坊間の  
 に見えざる  
 大内青粉居  
 士之を編者  
 に紹介され  
 たるとあり

の頃より此式あり「釋門事物起原」に云く、「聖武天皇天平元年（紀元一千三百八十九年）東大寺良辨僧正靈夢を感じて道融法師を請し、始めて布薩を行ふ、乃ち梵網菩薩の説戒なりと「尸羅敲隨」に見ゆ、其後天平勝寶八年（紀元一千四百十六年）八月諸寺に勅して布薩を勤行せしめらる、因て、寺毎に田一百畝を納む、と元亨釋書に見ゆ云々」と、勅して諸寺に修行せしめられしとなれば、

其重んずべきと知るべし大布薩は下の順序にて行はる、  
 (一) 露地偈 (二) 作禮偈  
 (三) 淨水偈 (四) 香湯偈  
 (五) 浴籌偈 (之より淨水、香湯及手巾を持ちて住持大衆に手を洗ひて之を拭はしむ、大衆皆偈を唱ふ)  
 (六) 敬白文 (此敬白文の次に未だ發心せざる者、未だ菩薩戒を受けざる者なや、小なる者なや否やを一同に問ひ、又清淨

口 簪とは竹  
 一 尺八寸、尺  
 即 ち一尺八寸  
 六 寸の、の  
 なる、の、  
 見 所の、に  
 見 所の、に

△ 簪を、  
 解 失するは、  
 觀 宜あれたる、  
 便 宜の爲し、  
 解 説すべし

の大菩薩の外に有る者を入り玉へと請し、其圓成を待つて聖僧、住持始め大衆に籌を行く、  
 (七) 受籌偈 (偈了りて籌を収め又、在家の菩薩に籌を行く、斯くて悉く清淨なるを見て戒師高座に登りて坐す)  
 (八) 散華 (九) 梵唄  
 (十) 焼香偈 (二) 梵網經序  
 (三) 戒師と維那と問答す  
 (三) 説戒 (四) 回向  
 (五) 後唄 (六) 三歸禮

(七) 普回向 (六) 四快偈  
 (元) 散堂  
 眞に丁重を極めたる法式なり、説戒とは斯くまで莊嚴の式を待つて行ふべきもの、従つて布薩は諸法式中の大法式たるを知るべし、  
 二三 籌の事  
 布薩の籌は、人數を算ふる爲に用ふるものなり、梵語には舍羅と云ふ、草の名なりと云ふ、昔印度にて説法の時など來者幾人

×印度優婆塞  
と付法藏因  
縁傳に出ふ  
たりと云ふ  
\*畧布薩の  
行式は前記  
詳説せり、  
今大布薩に  
説くに臨み  
其梗概を記  
す

と調ぶる時、舍羅と云ふ草を以て、一同に配布し、直に之を收めて人數を檢べたる者なり、印度の優婆塞多尊者が傳法化導の時、一人を度する毎に一籌を置き遂に其籌が十八肘に十二肘の廣さの石室に充滿したりと云ふとあり、即ち布薩の時にも、發心せざる者、菩薩戒を受けざる者等を調査する程なれば、會に與る者幾人なりやを檢する爲、籌を行くなり、近來の布薩に唯

若干人とのみ唱ふるは古式を存して其實を失ひたるなり、故に其何の意たるを知る者少し、一應は心得おくべきとなるべし、  
二四 略布薩  
略布薩とは、懺悔、禮佛、說戒を主としたるものにて、十五日と晦日とに戒師上殿し、  
(一) 懺悔文 (二) 諸佛禮拜  
(過去七佛、釋迦、文殊、普賢、觀音、彌勒、歷代祖師の諸佛諸菩薩を三唱す)

◎大衆謝拜  
は方丈に於  
てする如  
しに云へる

\*此の大般  
若眞讀の  
は庚曆三年  
二月四日の  
となり

(三) 四弘誓願 (四) 戒師登椅  
(五) 開經偈 (六) 梵網經讀誦  
(七) 後唄 (八) 三歸依拜  
(九) 回向 (一〇) 大衆謝拜  
以上にて布薩の式は終れる也、  
簡にして能く其意を盡せり、支那の禪林には布薩を行ふ常規なし、永平高祖寛元五年正月十五日布薩說戒のと諸錄に見え、又總持太祖は行布薩の定規を示されたれども、大抵道安の儀軌に基きたるものにて大衆を要する

が故に今は少衆を以て行するに略式を宜しとするが故に、斯くは制定されたる也  
二五 轉大般若  
大般若のと別に説くが如し、此經は空門を明すものゆゑ、一切の魔障を空する意味あり、祈禱として所々に行はる、其沿革は不明なれども、大般若經を眞讀して、府君の疱瘡平安を祈りたると義堂の『日工集』に見え、又轉讀大藏經の法要を行ふと勅

●轉讀法の  
と禪林象器  
前にも法式  
に七行中  
き置けり  
×轉を轉  
と用ひたる  
をみるべし  
へス、即ち  
ハラ、と  
くるとなり  
◎轉讀の  
は「小叢林  
清規」に出  
たり  
口入の聖跡  
とは八相の  
地を云ふ、  
又は八ヶ處  
の舍利塔處  
在地とも解  
し得べし

修清規に見えれば、讀誦する代りに轉讀するとは古來行はれたる儀式なるべし、元來轉讀の義は「梁高僧傳」には「經を咏ずるを轉讀とす」とありて、經卷を諷咏するを云ふに似たり、今日の轉讀と意味相違せるが如し、轉讀の法は古説によれば、初七行を讀み、中ごろの五行を讀み次に終の方三行を讀むべしとあり、即ち轉々と所々讀むの義なり、然るに今は轉を俗にク

ルとし、「經を轉翻すると啓扇の如くす」と定められたるとなれば、其定めに從ふべし、眞に古規によりて大般若經を轉讀する故事は「蘇悉地經」の成就具支を明す中に、若し成せずんば、乞食、精勤、念誦大恭敬を發して八の聖跡を巡り、禮拜行道し、或は大般若を轉讀すると七遍、又は百遍等とあれば修道成就の爲の勤行なりしなり、今、大般若を轉讀する功德を云は

●六百卷の  
あると故も  
一たび順は  
を亂す時は  
後にて難頓  
するに困難  
なるに重加  
し常什を加  
意典尊を重  
ずそるへお  
くべき也

ば、般若會上諸佛菩薩十六善神、其他總て佛法擁護の神祇眞宰に回向し、今上皇帝の聖壽無疆、國家安泰、檀信徒の福慧增長、山門繁榮、火盜潛消、海衆安穩、法界の衆生と諸緣吉祥ならんことを祈るものなり、大般若會の順序は  
(一) 普同三拜  
(二) 獻茶湯  
(三) 淨道場  
(四) 心經三誦  
(五) 經卷轉翻  
(六) 小磬にて止

(七) 最後の一卷を轉翻す(此時導師第六百卷を一卷だけ翻す)  
(八) 誦經(大悲咒、觀音經又は金剛經、消災咒等也)  
(九) 回向(一〇、三拜)  
高野山にては、六百人の僧侶一座に集り、大般若を眞讀したるとありきと云ふ説あり參考とす日本にて轉讀大般若を行ひたるは元明天皇和銅元年(紀元一千三百六十八年)を始めとす、其年十月の詔に曰く、今年より毎歲沙

\* 梵山清規  
に修正の作  
法あり

● 御修法と  
修正會との  
關係未だ明  
かなる出處  
を見ず

○ 空海は弘  
法大師のこ  
と

門を延いて、大般若經を轉ぜし  
め其齋臘は左右藏より給せよ云  
々、其後聖武天皇神龜元年（紀  
元一千三百八十四年）正月沙門六百  
人を請じて大般若經を宮中に轉  
ぜしめられたるよし國史に見  
ゆ、  
又、今日行ふ一月元日の轉讀大  
般若を修正會として行ひたる  
古規にあり、因に次に略述す、  
二六 修正會  
修正會とは蓋御修法を禪門にて

行ひたるものならん、御修法と  
は嵯峨天皇の時勘解使廳の處へ  
唐の内道場に倣ひて眞言院を建  
てられしより空海毎年正月此所  
に於て御修法を勤むるとし國  
土安穩等の加持をなしたるに始  
まる、叢林にても、三日又は五  
日正月に祝聖をなすとあり、義  
堂の如きは報恩に於て定坐七日  
を修正と定めたりと云ふ、曹洞  
宗に於ては三日間之を行ひ、元  
日に啓建して觀音經等を讀み、

▲ 餅は元亨  
四年に五十  
枚積みたり  
多きほど宜  
しとの祖訓  
あり

△ 修正の  
今は不用な  
れども時々  
叢林に「修  
正」の牌を  
見ることあ  
り、故に今  
畧説す

\* 梁武帝の  
と「釋氏資  
鑑」に見た  
りと云ふ

滿散の日に疏を讀む、其疏の中  
には他の疏に祖師炳鑑等とある  
べき所を陛下容納と記し、且つ  
餅を五十枚以上を重ねて供じ、  
啓建と滿散には必ず出班焼香  
し、住持も大衆も頭帽を被らず、  
又手を手にせず、一衆必ず出仕  
すべし、若し出仕せざる者あら  
ば催集せよとまで規定された  
り、其の皇室を重んずると思ふ  
べし、今は禺中大般若を以て之  
に代ふ、

二七 懺法  
懺法とは懺摩の略稱にて、梵語  
には Ksama と云ふ即ち懺悔の  
義なり、梁の武帝が其妃鄒氏の  
爲に慈悲懺法を製し、僧を請し  
て佛を禮し罪を懺したるを懺  
法の文字の始とす、後又隋の文  
帝が太祖武元皇帝の爲に、襄  
陽、隋郡、江陵、晋陽の四ヶ處  
に一ヶ寺づつを建立し、毎年其  
忌日に當り懺悔法を修して神靈  
に資せんと勅したるを見れば、

●襄陽等の四ヶ處は楊子江の北、洞庭湖の北、方にあたる。口圓通懺法の考證は主として禪林象器箋によりたり。▲加賀の大乗寺を云ふ。寛政八年の版也。△遵式は宋の仁宗の明道六年に寂す。＊山家とは山外に簡びて、支那の天台宗の學統を云ふ名なり。

懺法は亡靈の追福の爲に行ひたる明なり、又悟達國師知玄が宿命の恐るべきを知り懺法三卷を作りて水懺と名けたりと云ふ、之は罪を洗ふ爲の法なりと云ふ、

二八 觀音懺法

懺法の名多き中に「觀音懺法」は尤も善く行ふ所なり、又は圓通懺法と稱ふ、觀音懺法は天台の智者大師智顛の作る所にして永陽王伯智の馬より墮ちたるを救

ひたるとあり、清拙澄は之を佛事となし、或は報恩の爲に之を修し、愚中周及は曆應四年明州に至りて船中の水盡きたる時圓通懺法を行ひて雨を祈り大雨忽に來れりと言ふ、即ち觀音懺法又は圓通懺法は祈禱、追吊報恩の爲に之を修するもの也、大乘寺の讀點に係る觀音懺法にも、一々に、遵式之を作るとあるを見る、遵式とは天台の山家の傑出せる祖師なれば、天台宗

◎西方無量壽世尊は即ち阿彌陀なり。×彌陀は是れ觀音の補處。極樂の衆生。必らず來迎し。與一切衆生。を度し玉ふ。との意味に。て觀音懺法。尊ぶなり。

に源を發したると勿論なり、且つ遵式は西方淨土を欣求せる人なれば其の著にかゝる『金光明懺法補助儀』を見ても又今日の大乘寺の懺法を見ても、西方無量壽の世尊を過去七佛の前、釋迦牟尼佛の後にあき、觀音勢至の兩菩薩を頂禮せしむる等、殆んど淨土門の式に類す、されど、其偈等を見れば、天台宗の宗意を發揮し居るが如し、今其式を略叙すれば、左の如し

- (一) 觀世音、釋尊、阿彌陀佛、過去七佛、其他の諸聖を唱へて禮拜す、
  - (二) 香華供養
  - (三) 佛名禮
  - (四) 觀音讚歎
  - (五) 陳白
  - (六) 楊枝淨水
  - (七) 願文
  - (八) 消伏毒害陀羅尼
  - (九) 破惡業障陀羅尼
  - (一〇) 六字章句陀羅尼
  - (一一) 懺悔文
  - (一二) 佛名禮
  - (一三) 三歸依
- 要するに諸佛を供養し、特に觀



故等今は尋ね難きもあり、要するに、歡喜追懐の餘りに修するものなれば、其精神のある所を推すべし、依て今は敢て是等の講式を累説せざることにしたり、

三〇 諸種の儀式

以上の數章に於て、法要の説明をなしたれども、其他土地堂念誦、特爲茶、特爲湯、巡察、頓寫法等の如き、禪門の行法は之を研究すれば、愈々根原を明め難き觀あり、蓋し、支那の風俗

に從ひ、其長所を採りて行ひたるものにて、之が典據として經錄を引用せんとするが如きは却つて、古人の苦心を滅するの患あり、嘗て、獻茶湯の式を見て、「禪宗は實に能く手勝手を考へたるものかな」と感歎せる人あるを聞けり、故に各種の儀式に就きては、「勅修百丈清規」等を最古の根據とし、其以下の諸清規に參して、誠實に其儀を行ふべきものとす、

●大座湯の註に五七の言し置けり、されど禪林象器箋には東福清規を引きて大座湯と云ふとあり古老の談より正しきか或は知れず、か慣用の語に過ぎざるも過なきざる疑を存す

△嘉禎三年永平道元は永平道元禪師三十八歳にて、十一年に在任當り

猶、稱呼に就きても、異論少からず、煎點と云ふは、煎茶を呈して點心するの義となすあり、又は、煎點とは、茶の外に數多の食物を呈して點心するの義なりと爲すあり、又、大座湯と云ふは、住持が首座、大衆に特爲するとなりと云ひ、又は庫司が首座大衆に特爲する時なりと云ひ其説未だ定まらず、其他、一切の進退等、究むるに従つて、益結論に達し難きものあり、

仍つて、前數編の欄外に於て比較對照せる處を限度とし、深く根據を示さざるとせり、

三一 剃度式のと

佛家の剃度式は、何宗にても、必ずあるべきものにて、宗旨に依りて、其有無を分つべきものにあらず、されど、洞上にて用ふる所は、永平道元禪師が嘉禎三年丁酉結制の日に選ばれたるものにて、講戒と受戒とは其儀別なるに、之を詳にする者少

●今は講戒の流に從ひて撰せらるるあり

□以上面山の和尙の儀軌に記載す

▲作梵とは梵唄を云ふ義

△第十二編の圖解に云ひ、波に注し、意は置くに

し、今聊か、畧作法を示して授の儀を明すと云ふ趣意にて定められたるものなり、其作法書世に流布すると少かりしに、天正年中に諦庵和尚が麟雄と云ふ者に授けたる寫本を、面山和尚が求め得て、之を永平寺の藏書と對照し、校訂を加へて、延享六年八月廿八日に印刷したるものなり、他の禪林の規矩にも、皆得度の儀規はあれども、大乘戒の作法に至つては、永平の選

述、略にして其體を得たりとなす、仍て、今は之に從ふべきなり、

因に云ふ、前章に掲げたる剃度式の圖にある、戒師、作梵の二つは、今は本師之を兼ねる故、一師にて事足れりと思へり、古規に依れば、三師を具備するを定則とするなり、故に、一人にて三人を兼ねる時は、更に宜しきに從ふべし、猶永平の得度規に依れば、磬子を用ひず、鳴尺

\*此處に山僧とは自身を謙遜して指す語なり

のみに依るとなれば、作梵は全く用ひざるが如し、

三三 斷臂會のと

古規には斷臂會のと無し、今、之を修するは、永平道元禪師の行持の卷、及び、總持瑩山禪師の遺訓を繼承せるに依る、「永平小清規」に之を説いて曰く「高祖行持篇二祖の章に詳に十二月初九の夜二祖立雪斷臂、法の爲に身を忘るの事を示す、又瑩山に云く十二月七日及び九日の

夜、山僧住裡一衆長座す、發心以來四十餘年此兩夜に於て未だ打眠せずと、諸規斷臂會を修する例無しと雖、今高祖及瑩山の垂訓に依つて此祭を致す、蓋し萬世の下、祖胤に係るの者をして、昔日求法の至情を追感し而して祖恩の涓滴に酬いしめんと欲して也」云々

三三 上堂空座問訊

上堂の空座問訊のとは、其因由を知る人少し、蓋し、經文に出



●上堂に空  
座問訊をな  
す古規に  
は多く見  
今之を行  
につき其  
故を禪林  
器鏡、永  
小清規、  
査しあり  
口經の典  
は明なり  
堂の前に  
座問訊す  
理由は未  
考へず  
▲現今に  
も、地は  
依りて居  
を山和尙  
所引用せ  
のに依る

てたるとなり、大般若經百二十  
七卷に曰く「天帝釋の言く我坐  
して三十三天善法殿中天帝の座  
上に在り正法を宣説す、無量の  
天子説を聽いて恭敬禮拜して去  
る、我在らざる時諸天子亦來つ  
て成く言く此處は是れ帝釋諸天  
の爲に説法するの座なり、我等  
皆應に天主の在す如く供養し右  
繞禮拜して去るべし」と、又正  
法念處經に云く、迦々村陀佛切  
利天に上り諸天の爲に説法し閻

浮提に還り後に天帝釋俱吒殿に  
入り清淨心を以て擧身投地して  
師子座を禮し心に自ら念言すら  
く此は是れ如來所坐の處、敬重  
の心を以て如來を念ずるが故に  
と、其文並に長し、故に略と要  
を撮るのみ、誤つて兩序互に問  
訊の義と謂ふは非也、心得置く  
べきとなり、  
三四 授戒會の三師  
當今の授戒會には、戒師、教授  
師、引請師の三師あり、然るに

△觀普賢善  
薩行法經に  
出でてたる  
を山和尙  
所引用せ  
のに依る  
●得度を受  
けんとする  
者と剃頭者  
と云ふ也

第三の引請師を、印證師となす  
とあり、教授師に依りて戒の教  
授を受け、戒師より正しく戒を  
授けられ、之を印可證明すると  
云ふとに解釋して、印證師の文  
字を用ひて怪まざるも多けれど  
も、古來は、戒を受くるには、  
釋迦牟尼佛を和上となし、文殊  
菩薩を阿闍梨となし、當來の彌  
勒菩薩を教授となして、受戒す  
るを法とす、教授は戒を教へ、  
阿闍梨は作法を教へ、戒師は戒

を授くるものとし、其證明の人  
には、十方諸佛を請すべき道理  
あり、別に印證の師を置く道理  
はあるべからず、印證師と云ふ  
は、誤なると明なり、さらば、  
引請師と云ふは、典故ありやと  
云ふに、勅修百丈清規に「戒師  
並に作梵闍梨、引請闍梨、日を  
選び既に定つて」とあり、其の  
引請闍梨は、一同著座の後、剃  
頭者は未だ入堂せず、戒師の前  
に至つて、戒師と問答し、了つ

●黄檗清規  
十七丁右に  
出てたり

口東阜全集  
別錄二九丁  
に出たり  
壽昌清規の  
と後に記す  
べし

て、坐具を收めて立ち手磬を鳴  
して剃頭者を引いて堂に入り、  
戒師の訓示ありて後堂を出て  
、剃頭者を引き、皇帝、父母、  
地神等に拜禮せしめ、又入堂し  
て、剃髮の偈の後、本師の前に  
て周羅を剃る時、之を案内する  
等の事を司るものにて、引請  
じて、案内し行く役柄なり、今  
の引請師と云ふもの、實は、之  
に當るならん、又、黄檗清規に  
は、「弘戒儀式」の部に、引請の

文字あり、「壽昌清規」には「沙彌  
得度」の章に「堂頭座に據る、  
引請、先づ禮を作し、已つて、  
沙彌をして香を炷きて三拜胡跪  
合掌せしむ、引請、淨水を持し  
て灌頂し、遂に爲に剃落す」云  
々とあり、即ち、弘略俱に、引  
請師を要すると明なれば、授戒  
會に於ては、引請師を具備すべ  
さと明なり、宜しく印證師を改  
めて引請師となし、古規にある  
引請の役を行はしむべし、

△三師七證  
のと近くは  
黄檗清規に  
出たり、  
其他經にも  
典故少な  
らず

◎編者未だ  
印證師と云  
ふとの定説  
を聞かず、  
若し定説の  
據るべきあ  
らば、更に  
講究をなす  
べし

×永平道元  
禪師の諸  
書に具に載  
せあり、今  
詳く説かず

又、「三師七證」と云ふとあり、  
三師とは、戒師、教授師、羯磨  
師のとなて、七證とは、別に七  
人の師を招して、尊證阿闍梨と  
なし、之を三師七證と云ふ、故  
に、或は、此の尊證阿闍梨のと  
を、印證師と云ふ歟と云ふ疑  
もあり、されど、尊證阿闍梨と  
は、前に云ふ、十方諸佛に相當  
する人なれば、戒師和尚と同等  
若くは其以上の人なるを要す、  
然るに、今日の印證師は、戒師

以上の人を請すると、其例なし  
且つ、清規には、其名も「尊證」  
と云ふ、戒師以上の人たる勿  
論なるに戒師以下の人を印證師  
と云ふと、其謂れあるべから  
ず、深く之に注意し、妄に室中  
の相傳など唱へて、曲解すべか  
らざる也、

三五 入室法

授戒會の引請師の節に述べ  
たる如し、然るに或は、永平道  
元禪師が、天童如淨禪師の室に

●近時の獨  
參の古規未  
考へず、規  
室の禮が少  
し、ものじ  
るものを見  
歎ば可ならん

入り、身心脱落、脱落身心の語  
あり、大悟せられたる時、福州  
の廣平侍者傍にありて、外國  
の人云々と證明したるとありと  
の因縁を引きて、戒師以下の者  
にても證明をなす例ありと説く  
者あらん、されど、道元禪師の  
此の因縁は、授戒の儀には非ず  
して、入室の法なり、事態大に  
異なり、序なれば、入室に關し  
て一言すべし、  
古來の入室の法は、前編に示す

如く、侍者一人、住持の傍に侍  
し居りて、入室せしむるものな  
れば、今云ふ「獨參」とは、多  
少相違せるなり、道元禪師は此  
入室の時に身心脱落、脱落身心  
の妙處に證契せられたるが如し  
傍に在りたる廣平侍者も、此  
の無比の光景に、思はず「外國  
の人云々」と云ひたるならん、  
勅修百丈清規に依れば、昔は、  
何時にても、入室ありたるもの  
にて「昔時の衲子は、小香合常

口普説のと  
次に出世り

▲字義及び  
考證は多く  
禪林象器箋  
の記事によ

△此時の燒  
香も出班の  
香と同じく  
又手出班な  
り合掌歸位  
りと定めら  
る  
×禪林象器  
箋に此等器  
出關する意  
見

に身に隨ひ、但、三下の鼓を聞  
けば、即ち趨つて入室す」とあ  
り古人勤苦の狀想ふべし、

三六 告香

勅修清規に依るに、古は告香に  
預らざる者は入室を許さずとあ  
り、告香とは、普説の一種にて  
告香普説の語あり、其の告の字  
は、啓又は請の義にて、師家に  
挿香して、普説を請求し或は開  
示を啓示するの意なり、其儀式  
は結夏の前に當り、新に歸堂せ

る者が、參頭一人を推して、侍  
者に乞ひ、住持の都合を伺ひて  
「告香の圖」を出し、香爐三つ  
を置き、其前に、數行に整列し  
て、住持に向ひ順次に燒香し、  
住持の普説あり、斯くて告香終  
りたる時、法堂の中間に就いて  
茶に請して各々名を僉せしむる  
等の式あり、蓋し、新掛搭の人  
は他の智識に參じたるも、其寺  
の住持の門風を知らざれば、參  
禪に不便なる故、之を行ひて、

●此外異説多し、終歸を見ざる、又と能はず、法を説く解あり、云ふ解も

▲漢書舊儀に此説出たりと云ふ

●年天保十、此布記ふ、ありと云ふ、口濟家は勿論、洞上をて用ふるも、あり、計可成す、ふをよしと

之を識らしむるもの歟、古來、告香普説を行ふもの少し、故に今は詳説を略す、

三七 普説

前に云へる普説とは、舊説に依れば、陸座して法衣を搭けず、祝香を焼かず、大力の宗師が、演法すると云ふ、今は檀越の爲に經供養をなす式となすあり、大慧禪師以後盛になりたるものにて、古規には無き由なれば、詳説せず、

三八 更點の法

今は、辰司を置きて、更點を用ひざるとなりたりと雖、古規を讀む上には、更點は是非、心得置くべきことなれば、左に其一斑を記載すべし、普通の説に従へば、一夜を五更に分ち、戌の時を一更（甲夜）亥の時を二更（乙夜）、子の時を三更（丙夜）、丑の時を四更（丁夜）、寅の時を五更（戊夜）、と云ふ由なれども、古來曆法に詳し

からざりし時代には、日の長短に従ひ、日没より、天明までを五分して、五更となしたるが如し、其一更の間を更に五分して五點とし、即ち一夜廿五點となして、時を報じたるものなれば、其不正確なると云ふまでもなし、されど、禪門にては、時刻よりも、曉天と云ひ、昏鐘と云ひて、日の長短に従ひ規矩を定めたるもの多し、其更點の法は、甚だ簡單なるものにて、更の

數は鼓を打ちて告げ、點の數は小鐘を打ちて告ぐるものなり、鼓 ○○○鐘 ●○○○○○○○○  
鼓を三つ、鐘を一つ、之を三度重ねて、三更の一點を報ずる也、曉天は、四更の一點より始まり、五更の五點に終る、夜間は、初更の一點二點を報ぜず、第三點より始め、此時に夜行の人を禁じ、五更の第三點に至つて、止む、又、四更の一點にて諸寮に燈を點する由、古説にあり、要

◎禪林象器  
 あり、此説  
 得て、甚だ  
 明なれども  
 今は煩しけ  
 れば、略す  
 従ふとす  
 △五更の三  
 點以後の四  
 點五點は、  
 規にざる由  
 規にも指南  
 あり、南  
 口打つべき  
 十の全數を  
 十の定むる  
 ▲なり、説  
 は、中刻の  
 齋と云ふに  
 の研究に依  
 りて、本日  
 社會の衆に  
 載せたる所  
 を摘録せる

するに、舊時は、夜の長短に依  
 りて、更を定めたるものなれ  
 ば、禪林の行持に合するには、  
 甚だ便利なりしなり、今の時計  
 に合す時は、午前六時に曉を告  
 ぐる時と、午前三時に曉を告ぐ  
 る時との相違にて不都合のこと  
 あり、今も、更點を用ふるもの  
 多きは、此故ならん歟、  
 三九 時刻一覽表  
 前に更點のとを述べたれば、序  
 ながら、明治以前の二晝夜の時

刻を説明し置くべし、舊時は九  
 つを初として、四つにて終り居  
 たり、古人の研究に依れば、九  
 つとは、九つ時に非ず、第一刻  
 なり、第一刻には、其一刻が過  
 ぎて、残り九つなりとの意に  
 て、九つを打つなり、第二刻は、  
 八つ、第三刻には七つ、第四刻  
 には六つ、第五刻には五つ、第  
 六刻には四つ、皆、其殘數を示  
 す、之を午前と午後とに分つ時  
 は、次の表となる、

◎此の原理  
 を知るに  
 人は、往  
 故に、多  
 數の移り  
 數に、少  
 ざり、な  
 り、し、深  
 く、記すべ  
 し

前 午◎										
九ツ半	四ツ半	四ツ半	五ツ半	五ツ半	六ツ半	六ツ半	七ツ半	七ツ半	八ツ半	八ツ半
(午刻)	(巳刻)	(辰刻)	(卯刻)	(寅刻)	(丑刻)					
十二時	十一時	十時	九時	八時	七時	六時	五時	四時	三時	二時

後 午										
九ツ半	八ツ半	八ツ半	七ツ半	七ツ半	六ツ半	六ツ半	五ツ半	五ツ半	四ツ半	四ツ半
(子刻)	(亥刻)	(戌刻)	(酉刻)	(申刻)	(未刻)					
十二時	十一時	十時	九時	八時	七時	六時	五時	四時	三時	二時

× 古規に十刻  
支に示して刻  
をの多し、  
も之の對照し  
て現今の時  
刻を知らるべ  
きなり  
● 洞家には  
多に用ひざは  
れど、時々用  
ひはれず、  
又古規にあり  
多に解説する  
故に齋とは朝  
飯、粥と朝  
午食の齋とは  
に數々如し云へ  
るに

但し今の零時は、當時には用ひ  
られざりしなり、右の圖を見れば  
數々出てたる、時刻のとも了解  
することを得べし、

四〇 半齋

祖忌等に、半齋諷經を行ふとあ  
り、半齋とは、舊説に依れば、  
粥と齋との半に在る故に半齋と  
云ふ由、勅修清規には「半齋に  
參頭維那侍者を點心に請す」等  
とあり、半齋の文字甚だ解し難  
きに似たるも、齋の前のとを指

すものにて、今も、日中諷經と  
云ふと同じく、午前十一時頃の  
時刻を云ふものと見ば可ならん  
か、

四一 誦經中の磬子

讀經中に、大磬を鳴らすとあ  
り、「磬子の付け方一つ知らぬ無  
道心」なる語もあり、されど斯  
るとは古規に定めあるに非ず種  
々調査したるに、大叢林にて廣  
大なる法堂等に遠經する時、  
多數の僧侶が旋遶する中、讀誦

▲ 住持と堂  
進前大衆  
堂前大衆  
經堂大衆  
其の餘は  
すはるは  
かすはる  
要はるは  
思はるは  
△ 打磬の  
あり、今  
師傳の  
み、今  
べ、今  
が、今  
に、今  
に、今  
に、今  
に、今  
に、今

する經文が、或は、其の讀み處  
の統一を缺き、甲は「南無觀世  
音菩薩」を讀み居る中に、乙は  
「巍々如是」を讀み居る如きと  
少なからず、仍て之を統一せん爲  
め、時々、大磬を打ちて、之を  
整頓せしめたるものなりと古老  
は語れり、之に由つて考ふる  
に、打磬の處の定まり居る經文  
は、大抵遠行の經文のみなるに  
似たり、試に一例を擧ぐれば、  
左の如し、

妙法蓮華經觀世音菩薩普門  
品第二十五

- 一心稱名 (之は住持が遶行し始むる時)
- 南無觀世音菩薩
- 巍々如是
- 無盡意菩薩白佛言世尊
- 應以佛身得度者
- 世尊妙相具
- 發大清淨願
- 衆怨悉退散
- 爾時持地菩薩
- ▲ 大佛頂萬行首楞嚴陀羅尼

宜しとす  
由某古老の  
談に聞けり  
●此の記號  
は○は磬の  
打ちは磬の  
△は磬の縁  
を○は磬の  
印をおさへ  
馨の印なり  
返に唱はし  
り云ふ説に  
依り古書に  
四返と假に  
猶ほ考ふべ  
きとなり  
▲小磬を二  
つ打ちけ  
て打大磬一  
鳴之に始ま  
るなり

●第一會  
●第二會  
●第三會  
●第四會  
●第五會  
●第六會  
●第七會  
●第八會  
●第九會  
●第十會  
●第十一會  
●第十二會  
●第十三會  
●第十四會  
●第十五會  
●第十六會  
●第十七會  
●第十八會  
●第十九會  
●第二十會  
●第二十一會  
●第二十二會  
●第二十三會  
●第二十四會  
●第二十五會  
●第二十六會  
●第二十七會  
●第二十八會  
●第二十九會  
●第三十會

(一) 啓唱

- ○ ○ ○ ○ 南無楞嚴 ○ 會上
- 楞嚴 ○ 會上諸菩薩
- △ 楞嚴 ○ 會上
- 楞嚴 ○ 會上諸菩薩
- (二) 第一會
- 南無薩怛他
- 蘇伽多耶 ● 南無薩婆
- 南無薩多南 ● 南無盧雞
- 南無蘇盧 ● 南無娑羯利
- 南無盧雞三藐 ● 南無提婆
- 南無悉陀耶 ● 舍波奴揭羅

(四) 第三會

- △ 羅閣婆夜 ○ 主羅跋夜
- 帝鈿薩鞞鈿薩婆 ● 揭羅訶
- 波利跋羅者伽訖利擔
- 茶演尼訖利擔
- 毘利羊訖利知
- 索醯夜訖利擔
- 羅叉罔婆伽梵 ● 印兔那麼
- (五) 第四會
- △ 婆伽梵薩怛多 ○ 般怛羅
- 閻夜羯羅摩度羯羅
- 者都羅縛者備弊伴

南無跋羅訶摩泥 ● 南無

- 因陀羅耶
- 嚧陀羅耶
- 娑醯夜耶
- 刺怛那雞都羅閣耶 ● 多他
- 伽多耶
- 帝瓢南無薩羯利多
- 翳曇婆伽婆多
- 翳帝夷帝 ● 印兔那麼麼寫
- (三) 第二會
- △ 烏鉢利瑟揭那 ○ 般刺舍
- 曼茶羅烏鉢 ● 印兔那麼

(六) 第五會

- 演吉質 ○ 印兔那麼々寫
- △ 突瑟吒質多 ○ 阿末怛利
- 宅祛革茶 ● 利佛帝揭
- 什伐羅堙迦醯迦
- 者突託迦
- 阿耆尼烏陀迦
- 建陀羅阿迦羅
- 槃陀槃陀爾 ● 虎鉢都盧
- (七) 摩訶梵
- 摩訶般若 ○ 波羅密
- 摩訶般若波羅密

從ふ、啓唱  
と同様に、  
再應研究す  
るを要す

●前卓の前  
につて焼香終  
也

口殿行は回  
向双紙を傳  
致するに、  
初の内を子  
て、次に之  
子にて、之  
雜那に渡す  
こと、一に  
の習慣なり  
是れ亦、法  
式を要する  
に、信ずる

○摩△訶○般若●波羅密  
○摩○訶○般若●波●羅密  
以上の外に、誦經中に導師が焼  
香する爲め、打磬するとあり、  
左に其例を擧ぐ、

- ▲大悲心陀羅尼
- 地喇琵琶那
- (にて導師は進み、)
- 那羅謹瓊婆娑訶
- (にて導師は揖する也)
- ▲摩訶般若波羅密多心經
- 故心無罣礙無罣礙

○故得阿耨多羅三藐三菩提  
佛頂尊勝陀羅尼

○若野若野  
○室者銘  
▲寶鏡三昧  
○虎の缺けたるが如く  
○羿は巧力を以て  
即ち是等は、其の經典と磬子と  
の關係とあるには非ず、唯、住  
持の進退、(主として焼香のとき  
遠行の都合に合はせて、定まり  
たるものなれば、古規に典故を

▲之は祝讚  
の記に  
たるも、  
たるも、  
は、古來  
して、古  
せり、と  
あり

▲編者未だ  
村寺清規を  
見ず、之は  
著道忠師の  
説なり

\*半行半坐  
三昧とは四  
三昧の一つ  
に屬す

求むべきに非ざれども、秩序を  
整ふる上には、必要のとなれ  
ば、一應は、打合せをなし相互  
の間に支梧なきやう心掛くるを  
要す、

### 四二 行道

讀經するに行道を爲すと、其典  
故明かならず、勅修清規には、  
一住持衆を領して合掌して藏を  
繞る、行道三匝、衆多き時は一  
匝す」とあり、又佛降誕の章に  
も浴佛の偈を擧して行道浴佛す

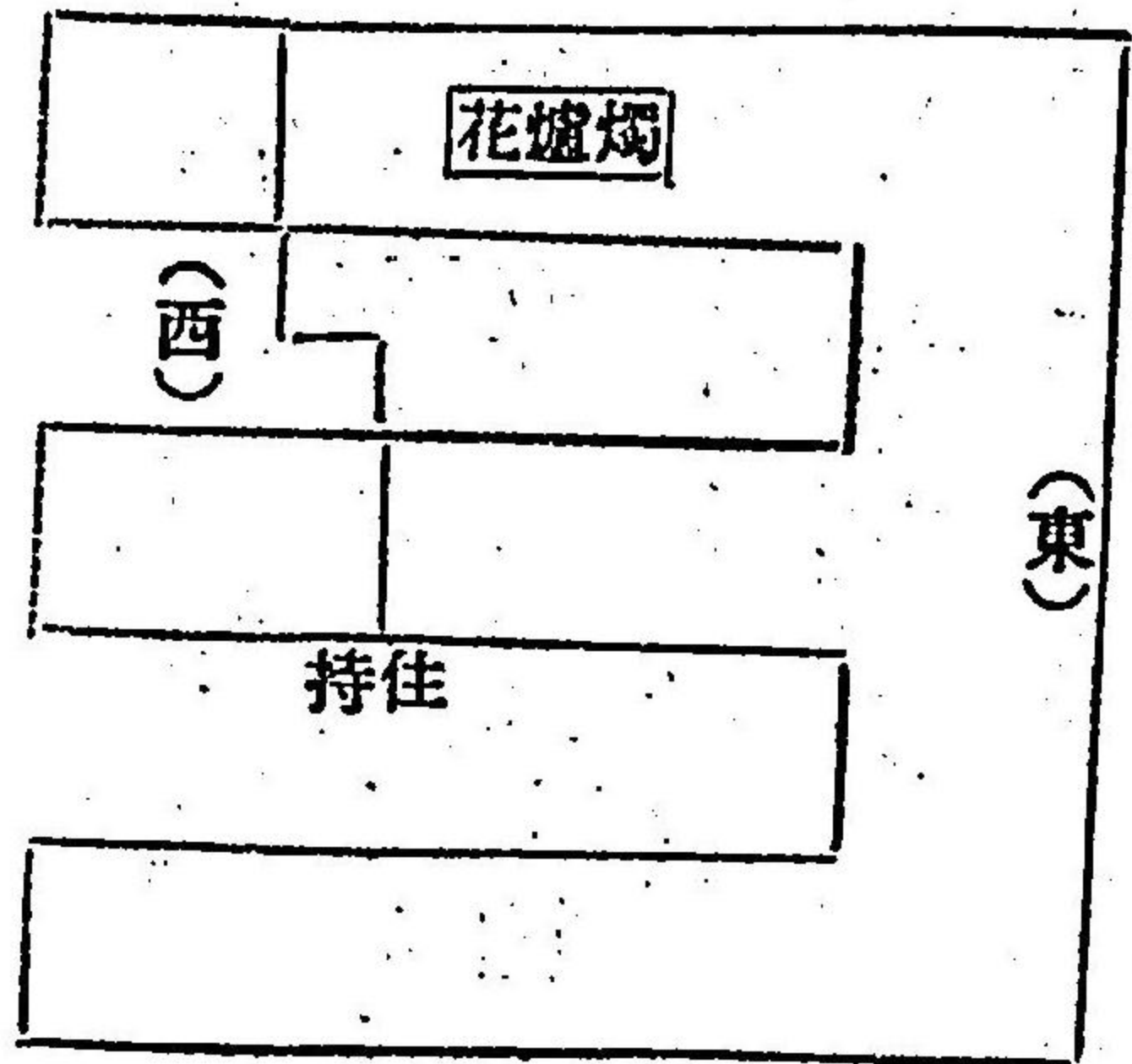
とあり、猶、村寺清規には、又  
手當胸して左足を先に出すと等  
を教へ、之を行道と云へり、但  
し、村寺清規の行道は、今の行  
道とは同じならず、古人の云へ  
る如く、半行半坐三昧に基きた  
るものにて、遂に立定より行道  
に轉じたるものならん、百丈清  
規の説に従へば、輪藏を廻る時  
と浴佛する時とに行道するに  
て、今日にて、施餓鬼會の時に施  
架に焼香する時行道すると同じ



●佛を敬するに右  
 過三匝する  
 等の中は多  
 經の或は其  
 轉化ならん  
 歎あり云ふ  
 觀あり云ふ  
 □二様に限  
 るに非ざれ  
 ども今され  
 明する所は  
 論ずる也  
 ▲花亭とは  
 俗に云ふ花  
 御堂なり

意味のものならん、されど、強  
 ひて典故を求むるに及ばず、行  
 道諷經は、經行と同じく、睡眠  
 を去り、倦怠を防ぐもの故、古  
 徳が行ひたるものと見て差支な  
 かるべし、  
 然るに、其行道の法に、二様あ  
 り、一は縦に行くもの、一は、  
 横に行くものなり、  
 小叢林清規の教ふる所に依れば  
 行道は、横に行くを主とす、例  
 へば、佛誕生の行道は第一圖の

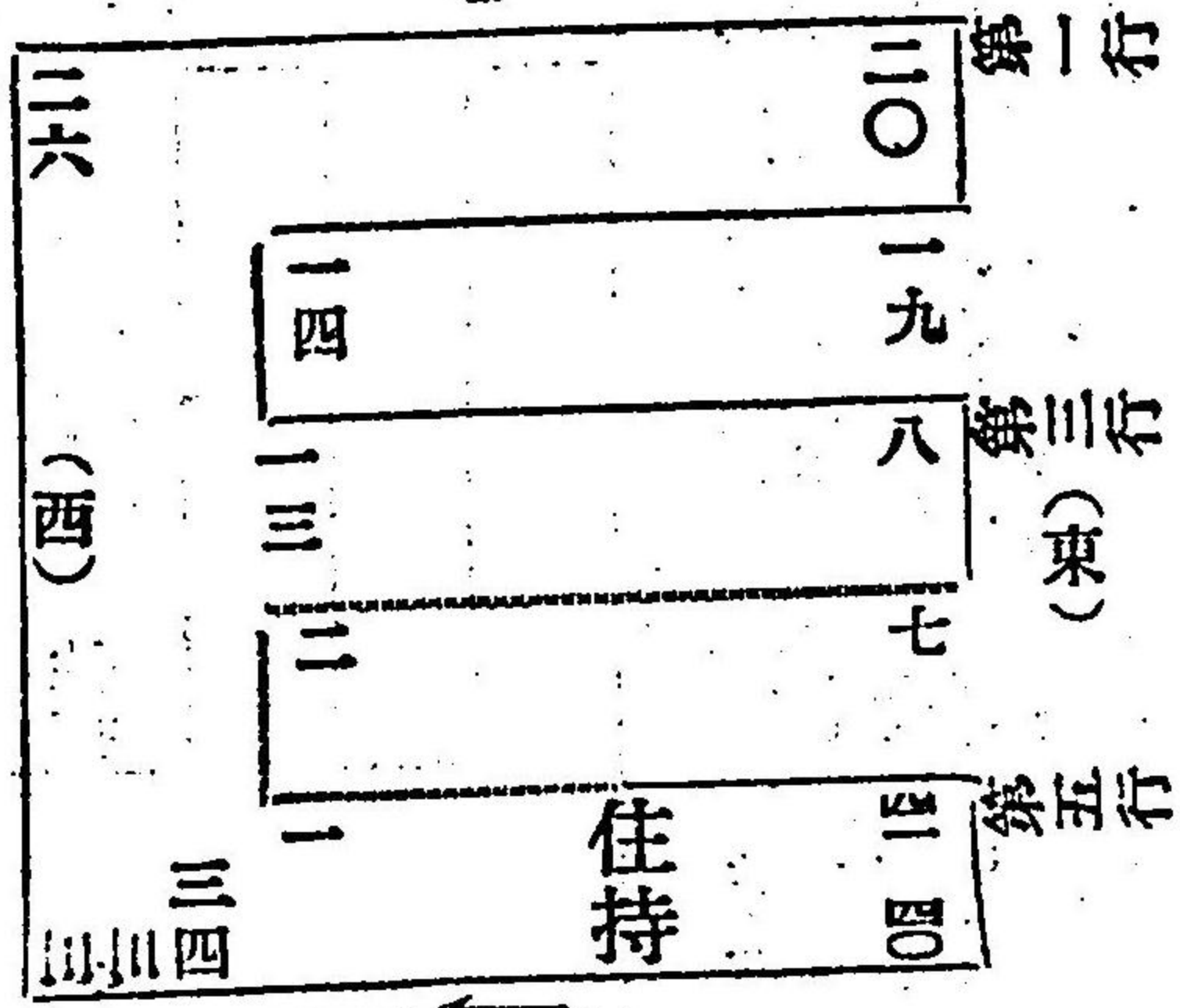
花亭 (圖一第)



如し、  
 又楞嚴會の行道は第二圖の如し  
 然るに、洞上に用ふる行道は、  
 斯く横形の行道に非ずして、第  
 三圖の如く縦になすを通例とす

◎會に第五  
 第一行第三  
 中行至等  
 時行者は  
 を住むる  
 を鳴する  
 と註解あり  
 ×編者寮開  
 の圖なるも  
 の未だ見る  
 ず誰人の見  
 定めたるも  
 の歟、猶考

(圖二第)



洞上の注意すべきとは(1)佛位、  
 其他の前を全く横ぎらざるやう  
 に行道すると、(2)行道の際に初  
 めの地位を少しも動かさず、其儘

に行道し始め、又止まる時に  
 も、其儘に止まり得るとなり、  
 但し、第一列は北を向き、第二  
 列は南を、第三列は北を向くや  
 うにし、之を誤らざれば、混雜  
 せざるとを特色とすると也、  
 若又施餓鬼會等にもありても、南  
 北を轉換するのみにて、行道の  
 仕方は異なるとなし、但し浴佛  
 の法は後に考證を載せおさたる  
 如く、多少の相違あれども、大  
 躰に於ては南北の行道に重きを

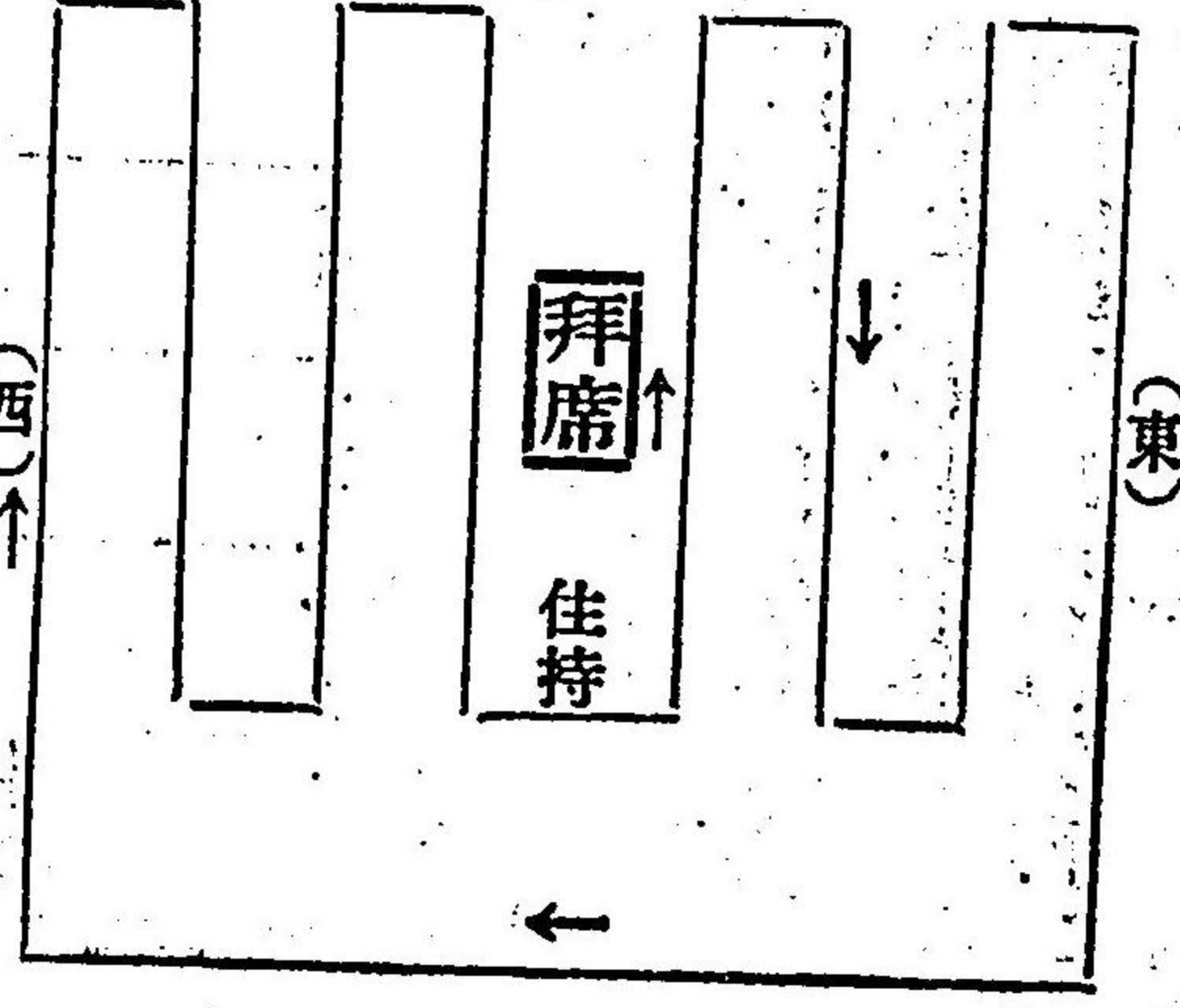
●常には斯  
どの講式に  
室の行はは  
縦の道はは  
せざるもの  
多し

口幻住清規  
月進の章に  
示しあり

△永平小清  
規は通住  
勸修の住  
指の南あり  
に樹林清規  
規に用ひあ

置くが如し

佛位 (圖三第)



以上の二説に就きては、其是非を判断すべからず、唯、單に行道と云ふも、其式に相違あると

を心得置くべきなり

四三 浴佛法

行道の事に因み、誕生會浴佛法の事を説くべし、勸修清規は、前に云へる如く、大衆行道して各自に浴佛すと教へ、幻住清規にも同様の指南あり、瑩山清規は、知事の上首と、殿主と進んで焼香し、知事は杓を取りて殿主に渡與し、位に歸る、殿主は當面に浴佛すとあり、又僧堂清規には唱偈三返の中に、住持

△第六編の進退の部を参照せよ

◎僧史畧卷上、福田行誠師校訂本に在り  
×禪苑清規第二章に出たり  
●又後三禮と云ふ  
●今も取らず

と兩班と、浴佛すとあり、洞上行持軌範に於ては、僧堂清規の様を取りて兩班浴佛と定めらる、故に今の洞上には、浴佛行道はなさと心得べし、

四四 兩展三禮

人事の時、兩展三禮のとあり、之に就き、僧堂清規校訂には僧史略を引きて、坐具を展べず、唯だ坐具を展ふる様子を見せ、直に致語すべしと論じあり、今、僧史略を案ずるに曰く、昔

梵僧此に到る、皆尼師壇を展舒し、上に就いて禮を作す、後世煩を避け、尊者方に尼師壇を開くを見て、即ち之を止む、便ち喧涼を叙す、又展べて猶再拜すれば、尊者還之を止む、此由り、只尼師壇を述べて禮に擬せんとす、禮の數と爲すのみ云々と、又禪苑清規には、陞堂罷に知事近前して兩展三禮す、一展して云く此際安居云々とあり茲に兩展三禮と云ふは二度坐具を

\*最後の禮三拜は又坐具を展べては又止めたるべき故坐具を展べずるに直に三拜する也  
口傳史略に展三禮の文に引續き記載あり

展べて、三たび禮拜する義なれば、坐具を展ぶるだけにて、禮拜の儀を具へ、最後に觸禮三拜することと解釋すべし、故に住持が免停の勢も爲すは、坐具を展べたる處にて拜せんとするを、右の手に停むるとせば、甚だ古説に合するとならん、若し住持の意見にて展坐具も無用とせば、更に略禮となるとなれども、之は其人の隨意たるべし、兩展三禮の意義は斯の如しと心

得おくを要す、

四五 珍重

法問、上堂等の後に、數々珍重と云ふとあり、之は、佛家にて通常用ふる語を用ひたるなり、僧史略に依れば、比丘が始めて相見する時は、先づ「不審」と云ふ、之は「何うてす」又は「何うぢや」と問ふにて、日本にて、御機嫌は如何と問ふと同じ意味なり、扱又、相見終りたる時には「珍重」と云ふ、之は相

△前の葬祭の編に於て紙型の紙を紙の中に入るを述べてたり、茲に云ふ鬼は幽冥の境にあるもの猶幽指すと云ふが如し  
\*贈作とはおくりもの云ふ義なり

見既に了りて、情意相通じたれば、善く保重を加へよ、請ふ自愛せよと云ふ程の意味にて珍重と云ふなりと、日本にて「御機嫌宜う」と云ふ程のとならん、嫌宜う」と云ふ程のとならん、單に、上堂、法問の時の語のみ思ふべからず、

四六 紙錢紙馬

紙錢紙馬のとな就き、僧堂清規に考訂あり、其要に曰く、唐已前より支那の風俗として緇白共に用ふ、鬼は無形なれば、物も

形ありては、隔る、故に化して用ふと云ふ、化とは焼くとなり、唐の環仁倩と云ふ人鬼神を信ぜず、一日途中に成景と云ふ鬼と逢うて知人となり、酒食を設け錢や綵を施したるに、成景が曰く、鬼の用ふる所の錢は、紙錢なり、綵絹の如きも、亦紙を以て爲る、銀は錫紙、金は黄にて塗る也、市中賣つて呼んで贈作となす、此事法苑珠林に出てたり云々と、古來、禪門の法要に

●授戒會等  
に兩班も別  
けり

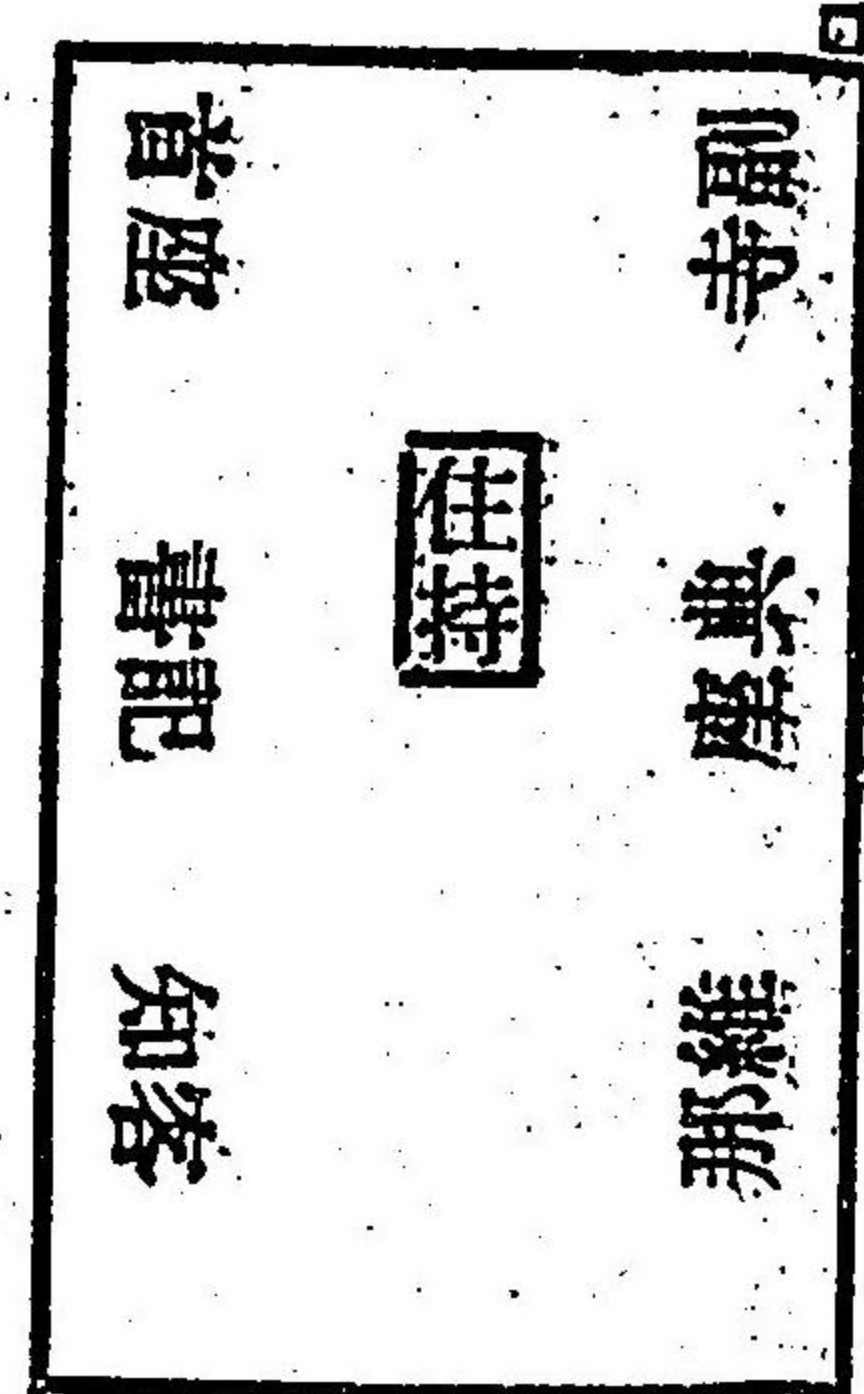
□第一圖は  
洞上の口傳  
第二圖は小  
叢林清規の  
掲ぐる所な

時々紙錢を焼くは、此等の唐朝の風俗より化し來れるものならん歟

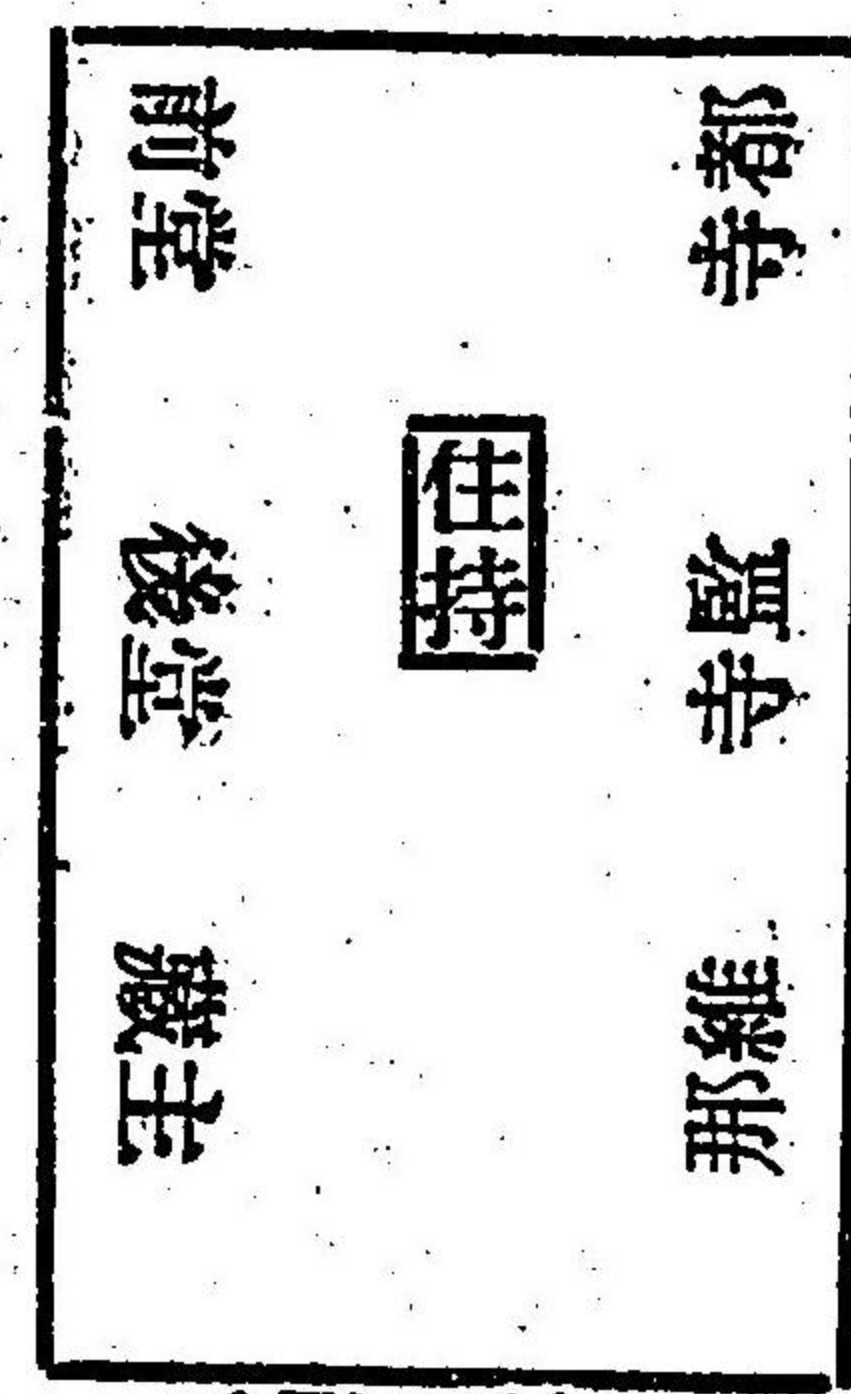
四七 兩班に就いて

兩班の席次は、東序が知事位、西序が頭首位なると、前の諸圖にも出てたるが如し、但し出班焼香等の時に三人づつ、兩班に立つとあり、其際には、第一圖の如くす、

又は第二圖の如くするもあり、名稱は異なるれども、其意味に於



(圖一第)



(圖二第)

ては、殆んど相同じ、後堂と云ふは首座の次に就くべきものに

て、古規に後堂首座と云ふものなり、今は書記が後堂首座の代理をなす慣習あり、要するに大鉢は斯くあるべきことを知り、其時に應じて定むべき也

四八 洞山忌

壽昌清規には、其節序章に、三月、清明の日、開山の塔を掃き八日に、洞山忌を修することを示し、又、尊祖章に、洞山悟本良价禪師大和尚の爲に奉る回向文を記し、達磨忌と同じく献茶湯

をなすべしと示しあり、古來洞上に於て洞山忌を修したることは、多く聞かざるとなれども、若し出來得るとならば、洞山忌を毎年、又は相當の年忌に修したきものなり、其他各派の祖師も、其忌日をすらすら忘るゝ者多し、祖恩を思ひて、時々遠忌を修する、何ぞ煩しとせんや、

四九 發音に就いて

經文を始め、回向文等に、種々の讀み方あり、譬へば

△壽昌清規  
にては洞山  
悟本和尚と  
師大和尚と  
云ひ、洞山  
サリアンウ  
ンヤリヤン  
ウヤリヤン  
スウヤンダ  
エオン  
ミヤンダア  
オン  
あり、と讀